

酒田大火記録と 復興のあゆみ...



1977

酒田市建設部



防災都市づくり

酒田市長 相馬 大作



わが国火災史上、戦後四番目といわれる昨年10月29日の大火は、10万市民にとって忘れることのできない忌むしいできごとでした。今思い出しても身の毛のよだつような戦りつを覚えます。焼跡の瓦礫の前に茫然としてたたずむ被災者を奮い立たせてくれたものは、自衛隊、消防団、警察、婦人会、農業団体等多くの諸団体のひたむきな活躍と、市職員を助けて献身的な協力に立ち上った市民の努力、更に全国各地から寄せられた暖かいご援助と、心のこもった励ましの言葉でした。市民とともに

心から深い感謝と御礼を申し上げます。

大火復興については、被災後いち早く国、県の手厚いご指導により「防災都市づくり」の基本計画が市民の合意を得て確立され、数多くの困難を乗り越えながらも、短期間に仮換地の作業まで到達したことは、国、県の格別なご配慮とご援助によるものであるが、それにもまして多くの被災者の深い理解と協力によるものと存じます。

このたび、大火の爪跡と教訓を身を以ってかみしめながら、現在までの復興のあゆみをまとめ、貴重な記録として残すことになりました。何卒内容ご参照の上、ご批判とご叱声を賜りますようお願い申し上げます。

もとより「防災都市づくり」は極めて厳しく、また困難な大事業であります。本市は過去多くの大火に見舞われながらも、その都度不屈の努力とねばりによって立ち直り、今日の繁栄を築いてきた輝かしい実績があります。このようなすぐれた伝統と市民性により、あらゆる困難を克服し、健康にして快適、そして災害に対して「安全な都市」が、見事に復興されることを固く信じています。

酒田市大火災

発火	昭和51年10月29日	17時40分頃
鎮火	昭和51年10月30日	5時
風速	9.0~12.4M	瞬間最大 26.7M
焼失家屋	1,774棟	1,023世帯
罹災人員	3,300人	
焼失面積	22.5ha	
被害額	405億円	





一夜明けた大火現場……………



一夜明けた被災地 1976年10月30日午前10時20分撮影



焼け止り線には多くの緑が目立った

も く じ

[1] 焦土に立つ	1
[2] 都市計画の決定	17
[3] 早期復興に立ちあがる	25
[4] 住民対策	43
[5] 山形県酒田大火復興建設事務所の誕生	53
[6] 仮換地の指定	61
[7] 「火災復興と防災都市づくり」入沢教授講演(要旨)	72
[8] 「大火の爪跡と教訓」建築士会座談会より	81
[9] 参考資料	93
[10] あとがき	109

〈表紙説明〉

必至の放水も風にあおられ、猛火は大沼デパートに飛火し
大火の様相を呈してきた。



【1】焦土に立つ

(1) 夜空に猛火が走る

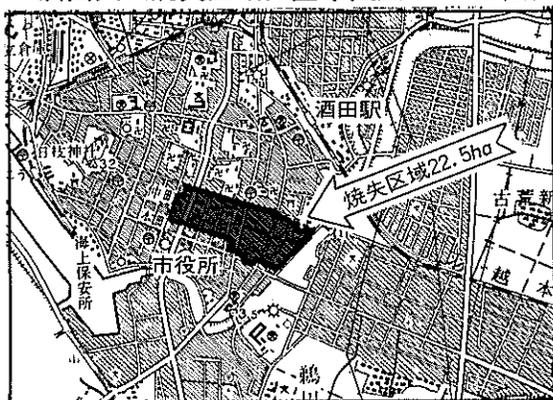
昭和51年10月29日、朝から台風並みの強い風が吹く木枯しの寒い日であった。

この日17時40分頃、上映中の映画館グリーンハウス（中町二丁目）から出火した火災は、折から吹きまくる26.7M（瞬間最大風速）の強風にあおられ、17時53分消防車が現地に到着したが、火元の木造建物の屋根から火煙が噴き出して放水もままならず、水柱は霧散して、火は隣家の大沼デパート脇の木造家屋より密集した商店繁華街に飛火した。18時30分頃、鉄筋コンクリート造りで地下2階、地上6階の大沼デパートに引火同ビル5階の

窓から火焰放射器のように吐き出す焰は、その北側のトー屋、てぶくろなどの大型店に移り大火の様相を呈してきた。

〔図-1〕

酒田大火焼失区域位置平面図 S=1:50,000



懸命の消火も効を奏せず焼け落ちるグリーンハウス

19時58分、酒田市は災害対策本部を設置し非常配備に入る。中町地区の商店街には避難命令が発令され、巾狭い道路は家財道具を手にして火煙と火の粉の中を逃げまどう市民の群でごった返し、さながら戦時中の大空襲を思わせた。出火当時北東に流れていた火勢はやや東に変ったが、この地区は酒田市の中心商店街で、大沼デパート、てぶくろ、スーパーマルイチ、協同店舗等の防火建築があり、延焼拡大を防止すること約2時間に及んだが、木造建築に包囲されたこれ等のビルも猛火には抵抗し切れず、炎は中町アーケードの上から下へと紅蓮の柱となって走り抜け東へ東へと扇状に広がり、何とも言えないような恐怖と共に重大な事態の発生を感じさせてきた。

20時30分、対策本部は自衛隊の出動を要請各所より応援にかけつけた100台以上の消防車の活動にもかかわらず、猛火は二番町に移る。この頃、火勢を浜町通りの巾員15M道路で喰い止めようと10数台のブルドーザーを風下に待機させ、その道路の手前で破壊消防することも検討されたが、既に荒れ狂った火勢は延焼時間を短縮しながら100～200M先に火の玉となって一番町方面に飛火しているため、破壊作戦を断念し、火勢を新井田川に追いつめながら、火勢の巾を少しでも縮小することに全力を集中した。

しかし、一番町以東には古い土蔵の外には耐火建物も数少なく、22時30分、自衛隊の先発が到着する頃には、100棟以上の建物が次から次へと焼失し、応援にきている間に自宅が焼け出すなどの悲劇も続出した。延焼状況を把握するにも車が使用できず、烈風と時折叩きつけるような雨の中に市職員は自転車と足で走りまくった。しかし、夜空



真赤な火炎が夜空を焦がす





商店街の惨状

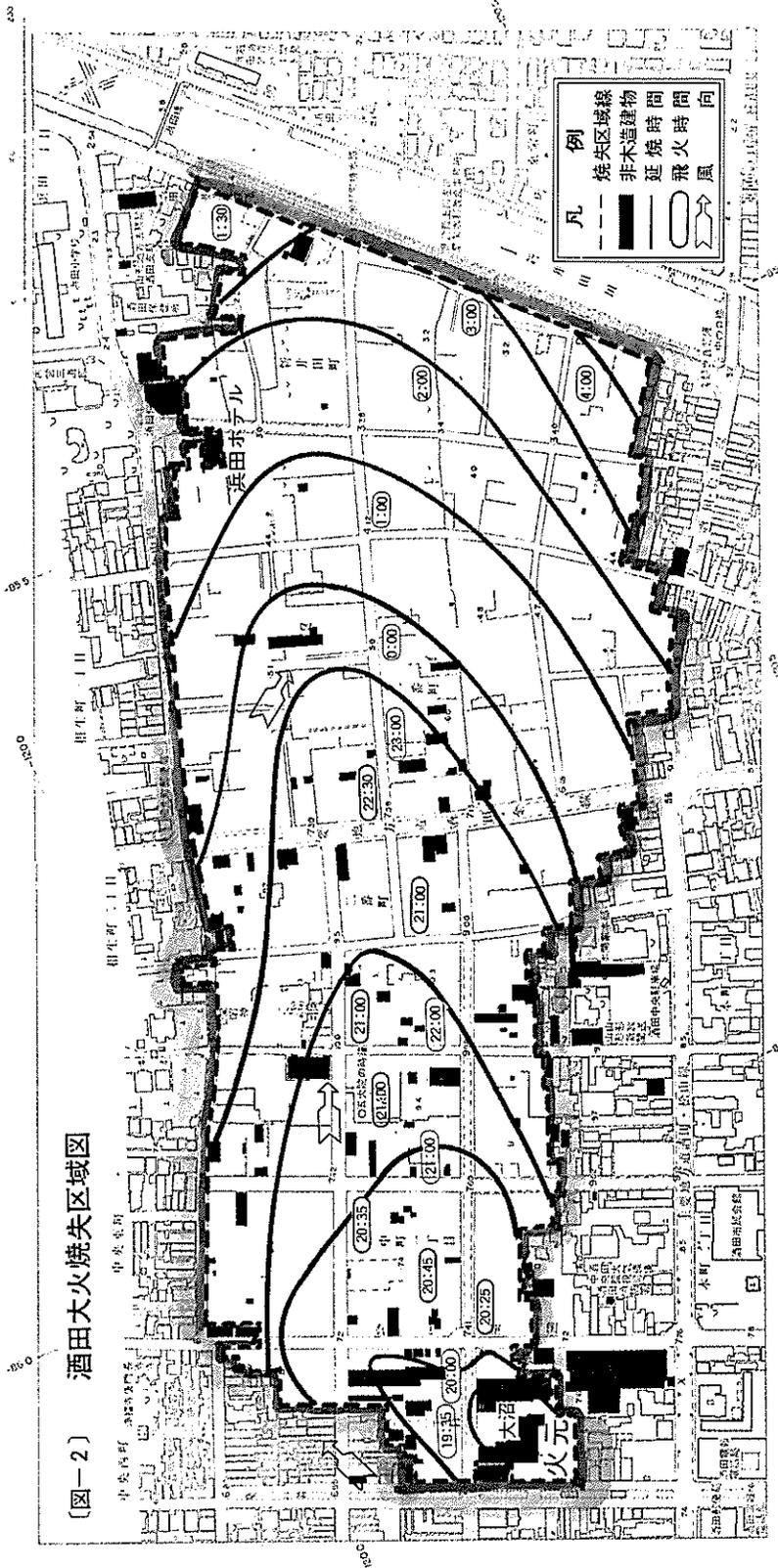


焼失前の全景(白線部分が焼失区域22.5ha)



①発火場所 ②焼失商店街 ③酒田市役所 ④電報電話局 ⑤本間家本邸 ⑥新井田川 ⑦浜田小学校 ⑧天真学園

一面の焼野原



を焦がして走りまくるその巾300Mの猛火と焼煙、そして降り注ぐような火の粉に吞まれて活動は思うままにならず、現場待機のアマ無線の協力報告で、延焼速度が急に早くなっていることを知る。

10月30日、午前0時、焼失家屋380棟余り、新井田町まで延びた火の手はその衰えもみせず、浜田保育園にも延焼、浜田小法務局危ふしとの情報も入り夜中の対策本部は騒然となった。県内外の消防隊の応援要請、日赤山形県支部に救援要請、避難場所の誘導、風向きの変化による避難所の変更、応援自衛隊の到着、走りまくる報道陣、一刻も早く破壊消防と呼ぶ住民の声……。

これらの騒ぎをあざ笑うかのように火勢と風速は少しも変わらず、夜半に入って新井田町全域は火の海となり、中の口より上本町への延焼も必至とみられ、更に巾40Mを隔てた新井田川対岸にある

東栄町の住宅街にも火の粉が降り注ぎ、焼失家屋も700棟を超え事態は急速に悪化した。

このため消防隊は、一部中の口にある県道酒田松山線沿いの住宅の破壊活動を開始すると共に、全消防力を新井田川対岸に集結し、ここを最後の防火線として設定、水のカーテンによる全力放水によって死守し、ようやく危機を脱した。

午前4時30分、消防本部は延焼のおそれなしと

(2) 焼 失 区 域

〔図-2〕の通りであるが、焼失面積は22.5ha、(巾230~340M、長さ860M)で○内の数字は飛火した推定時間を示している。

(3) 被 害 概 要

判断した。戦後四番目の酒田大火は、217台の消防車と、2,657名の消防団員の必至の活動、2,504名の自衛隊の応援にもかかわらず、出火以来11時間半に亘って燃え続け、1,023世帯を焼け尽し、3,300名の罹災者を出して、午前5時ようやく鎮火した。



〔表-1〕対策本部の確定報告

区 分	被 害	備 考	被 害 額 (千円)
人的被害	死者 人	1 上林消防長	
	重傷者 人	10	
	軽傷者 人	993	
住家被害	全 壊	棟 967 専用住宅 516棟	専用住宅 4,500,000
		世帯 1,016 併用住宅 458棟	併用住宅 6,900,000
		人 3,270 店 舗 43棟	店 舗 3,100,000
	半 壊	棟 7 その他 757棟	そ の 他 3,400,000
		世帯 7 計 1,774棟	商品・償却資産 21,700,000
		人 30 焼失建物面積	商店街共有物 100,000
		152,105㎡	
非住家	公共建物 棟 1	浜田保育園	
	その他 棟 799		計 39,700,000
その他	病院 箇所 診療所 6		電力施設 70,000
	道路 ㎡ 31,325		交通安全施設 40,000
	水道 箇所 止水栓 988		都市ガス施設 30,000
	通信 回線 1,170		プロパン施設 10,000
			電信電話施設 100,000
			公共施設 550,000
			計 800,000
罹災世帯	世帯 1,023		合計 40,500,000千円
罹災数	人 3,300		

(4) その日の気象条件

日本気象協会の〔気象76年～12月号〕によれば、10月28日に日本海を北東に進んだ低気圧は顕著な前線を持ち、西日本から雨、29日には北海道西方海上で停帯して988mbと発達、一方、前線の閉塞点（三陸沖）に28日21時低気圧が発生し発達しながら千島に向った。このため、北日本を中心に冬型となり、日本海側で西寄りの風が、東日本では南寄りの風が強まった。

日本海側ではヒョウ（深浦、酒田、富山）アラレ（新潟、長岡）初雪（山形、新庄）を観測、酒田では29日17時50分頃出火、11時間以上燃え続け

■ 酒田大火と日本海低気圧 ■

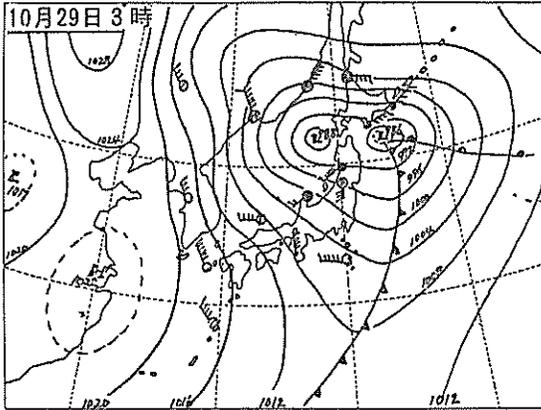
た大火となった。この日の最大瞬間風速は9時40分、WS W28.7M、火災中の21時25分ではWS W26.7Mを観測した。又秋田県本荘以南では高波が防波堤を超え、非住家全半壊破損16、浸水400戸、福井県では、突風と高波で漁船116隻が被害、家屋全半壊16、浸水200戸、山形県では28日11時40分風雨波浪注意報、29日18時20分更新、秋田県では29日19時15分、沿岸海上に暴風雨波浪警報が発令された。更に29日の高波によって、鶴岡市、温海町の海岸地帯で大損害を受けた。

〔表一 2〕 酒田測候所気象資料

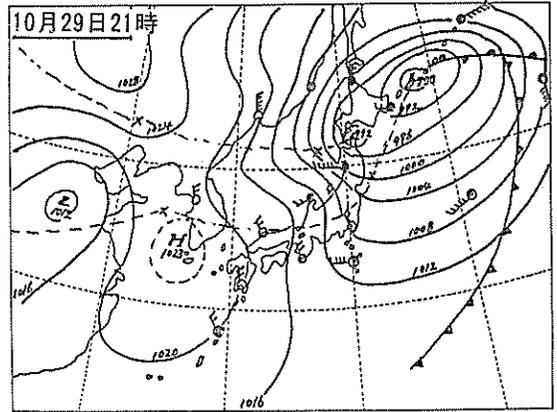
時	要素	気圧 mb	気温 ℃	湿度 %	天気	風向	風速 %	前1時間最大瞬間 %	前1時間降水量 mm
29日10時		96.6	11.8	71	曇	WS W	11.0	28.7	2.0
11		96.4	10.8	66	〃	W	11.5	25.0	0.0
12		95.8	10.0	71	雨	〃	8.2	25.5	0.5
13		96.8	8.0	76	〃	〃	8.2	22.2	1.0
14		97.2	8.1	65	〃	〃	9.1	22.8	0.5
15		98.2	8.3	69	曇	〃	8.0	20.7	0.5
16		98.4	7.3	77	雨	〃	8.9	23.3	0.0
17		98.0	8.0	77	〃	〃	11.7	26.6	1.0
18		98.3	8.5	73	雨あられ	WS W	12.2	26.3	0.0
19		97.8	9.1	79	雨	W	11.1	26.4	2.0
20		99.3	9.2	74	〃	WN W	9.0	25.2	1.0
21		01.0	9.9	76	〃	〃	12.0	25.7	0.5
22		03.4	10.1	66	〃	〃	12.4	26.7	0.0
23		05.2	8.9	74	曇	〃	10.0	22.9	0.5
24		07.0	9.2	72	雨	〃	11.5	20.9	0.5
30日1時		08.4	8.9	77	〃	〃	12.3	21.2	2.0
2		09.8	9.3	75	〃	〃	11.7	21.5	1.5
3		10.9	8.9	81	〃	〃	10.8	21.1	1.0
4		12.2	9.4	75	〃	〃	9.3	19.9	2.0
5		13.9	9.4	77	曇	N W	10.1	17.3	1.0
6		15.0	9.3	71	雨	WN W	4.2	16.2	0.5
7		16.1	9.9	69	〃	〃	8.6	16.4	1.5
8		16.7	10.2	69	曇	N W	7.0	13.1	—
9		17.1	11.5	61	晴	〃	6.6	12.0	—
計									19.5

29日 最大瞬間風速 28.7% WS W 09時40分
 火災発生後の最大瞬間風速 26.7% WN W 21時25分
 同上 最大風速 14.3% WS W 18時10分

〔図-3〕



〔図-4〕



(5) 廃墟の中での原案づくり

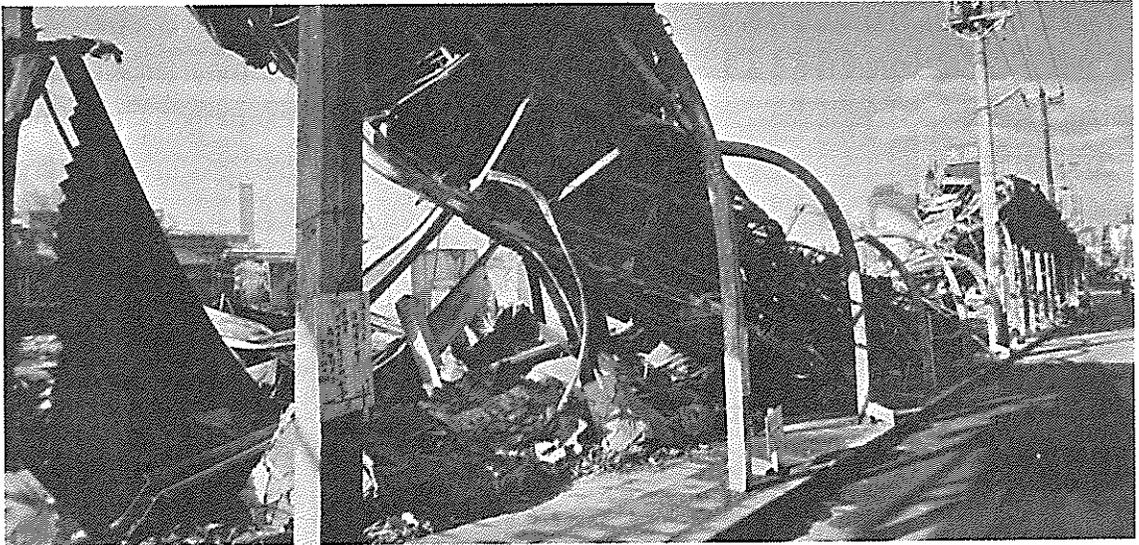
悪夢のような一夜は過ぎた。余燼（よじん）くするぶる中で朝を迎えて、風も雨も昨夜とは比較にならぬ程静かになった。中町二丁目から新井田川まで22.5haの市街地は見渡す限り一面の焼野原となった。

「焦土に立つ」という言葉は、あの悲惨な戦時

中の焼跡を想起させるが、今私共はすべてを失って廃墟に立った。夜明けと共に気を取り戻した建設部長は、復興計画作業を担当課に指示した。

それより先、燃えさかる焰の中で担当課員の胸に去来する復興計画は複雑なものがあった。

最初に頭に浮んだものは大火に対して遠い先祖がつくりあげた都市計画であり、又長年にわたって町づくりに提言された市民の声であった。



アーケードが火焰の通路となった説とあの強風下ではアーケードの有無は関係ないという説に分れた

■ 夢に描いた都市計画 ■

①その代表的なものは、今からおよそ200年前(1760年)馬車しか通らなかった江戸時代に本間光丘氏は、市街地の中心部に当たる柳小路を10間巾(18M)に拡巾して防災としての空間をつくり、この防火帯の中央に溝を掘って新井田川から通水する小運河の計画をたて、兩岸に柳を植えて柳小路として後世に残した大事業である。

地盤が砂質のため通水は成功しなかったが、明治の庄内大地震の大火を阻止し、今度の大火でもこの柳小路が火元の風上にあっただとは言え、筋向いの延焼を完全にシャットアウトしている。偉大なる先輩の都市計画に学ぶべき必要があることを痛感す。

②次は中町地区の計画である。現道10M巾の中町銀座通りは、中央にある4Mの車道と、3M足らずの歩道の両側に細長い宅地(巾4M、奥行50~60Mが標準)がひしめき合っている。

本町と中町通りとの間に1本の車道があれば、商店街にとってはどの位便利であろうか、その必要性は地区住民の誰もが考えていたことである。

③又終戦間際の昭和20年8月、軍の命により家屋強制撤去作業が、中町、大工町、桶屋町と実施されたところで終戦となり鍛冶町だけが助かった。しかし幸か不幸か鍛冶町の道路幅は7M余りでアーケードもつくられず、駅前より戸野町、内町、中町と結ぶ買物道路は、中町の入口であるこの場所で閉鎖される形となり、商業振興の面から支障あるとして、商工会議所より道路拡巾の請願が市議会に提出されたのも最近である。

④同時に、30年の後半から新井田川東部地区に

土地区画整理事業による拡大な宅地が造成された。これらの新住宅街と旧市街地を一直線に結ぶ道路(新井田川の架橋も含む)の新設も都市計画上の夢でもあった。

⑤更に一番町や新井田町では、細い私道を巧みに利用して土地利用が細分化された関係上過密状態となり、かなり老朽住宅も密集していた。

⑥かつて私共の先輩が幾度となく試みた寺町道路(海晏寺坂)の切り下げによる道路改修も、関連用地の家屋移転問題で実現できなかったと聞かされていた。

■ 国・県・市の合同 プロジェクトチーム ■

既成市街地の再開発はどんな立派な計画があつたにしても、その実現は不可能な場合が極めて多い。私共が先輩から学びながら夢に描いた新しい町づくりは、今悲しい大火という現実の中でその実現の可能性が生まれたのである。数多くのり災者には誠に申し訳ないことだが「禍を転じて福となす」ため、再び大災害を起してはならないという悲願をこめながら町づくりの計画に入った。

この日の朝、建設省では中野技術参事官を中心に、酒田大火について山形県の本田課長と連絡をとりながら、都市局で緊急の局議が持たれ、技術陣の酒田派遣を決定し、区画整理課金子専門官、都市計画課鳥居係長、街路課都原係長、区画整理課大屋建築係長の4名は、特急いなほ2号で上野を出発した。

一行は午後9時過ぎに、きな臭い匂いと残火の煙がくすぶる被災地を眺めて市役所に到着した。

休む暇もなく、既に市の方で用意されていた縮尺500分の1の図面によって被災の状況説明を受

け、明日からの作業日程を協議した。

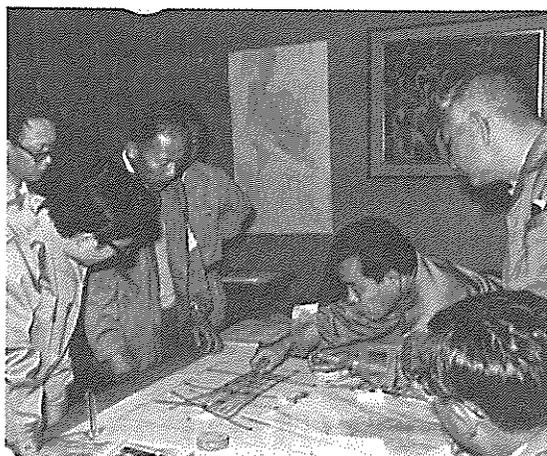
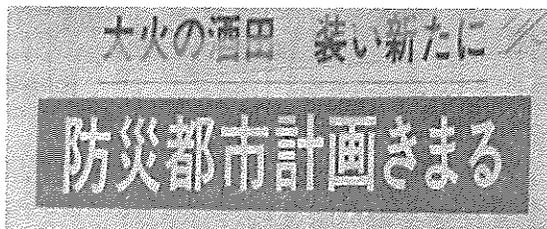
翌31日の早朝から建設省、山形県、庄内支庁建設部、酒田市都市計画課等により、国、県、市が一体となったプロジェクトチームが結成され、火災復興都市計画の本格的な作業が開始された。

作業の手順として、酒田市の都市計画の概要、振興計画等の上位計画との関連位置づけと、被災地の土地利用を協議しながら、計画案の策定に当たっては「防災都市づくり」を基本とし、「近代的な魅力ある商店街の形成」と、「良好な住宅街の整備」を柱とした。

既に酒田市は、この火災復興を土地区画整理事で実施する方針を固め、計画もその線に沿って進められた。将来交通量の予測は庄内地区総合交通計画委員会の中間報告を参考にしながら、都市計画道路のみなおしを検討し、大屋、鳥居両係長は

自ら計画の線引きを始めた。一方都原係長を中心として借家法及び建築基準法による手続き、そして区画整理事業の法的手順と作業の流れについて調査を進めた。

応急対策で荒れ狂うような雑踏の中で、建設部の役割は、応急仮設住宅及び仮店舗の建設、焼跡の整理、それに基本計画の作製等、息つく暇もなく廊下を走りながらの作業が続行された。そして防災都市づくりの計画概要は関係者の徹夜作業の連続によって11月1日夜半にその原案がほぼ完成した。



深夜の復興計画

(6) 応 急 対 策

■ 借地借家臨時処理法の適用 ■

酒田市は火事による災害を受けた借家人及び借地人の保護を図るため、51年11月1日、借地借家臨時処理法の適用について建設大臣に申請し11月24日政令で施行することになった。

この法律は、罹災都市借地借家臨時処理法（昭和21年法律13号）第25条の2及び第27条第2項の規定に基づき政令で制定するもので、その主な内容は。

- ①借地上に建てられた住宅等が滅失した場合。
 - 災害時から5カ年間は借地権の対抗力が認められる。
 - 借地権の残存期間が10年未満のものについては、災害時から10年間残存期間が延長される。
- ②借家が滅失した場合。
 - 借家人が自力で住宅等を復興する場合、災害後2年以内に当該敷地の所有者へ申し出ることにより、敷地を優先的に利用できる。
 - 災害当時の借家人は、当該地に建てられた住宅等を優先的に賃借できる。

■ 建築基準法第84条の適用 ■

罹災地に個人が勝手に家を建て始めると、区画整理事業に大きな支障があるものと判断し、一定期間建築物の建築を制限するために、建築基準法（昭和25年法律201号）第84条第1項に基づき、罹災地を含む31.9haの区画整理事業区域内においては、1店舗当たり100㎡以下の仮設店舗、その他これに類する仮設建築物以外のすべての建築を11

月4日より11月29日まで制限した。(山形県告示第1718号) 更にこの期間を建設大臣の承認（建設省形住指発1290号11月22日）を受けて同年12月29日まで延長された。(県告示1833号)

■ 激甚災害の指定 ■

政府は51年11月24日政令第291号(国土庁)により、酒田市に発生した大火について激甚災害を指定し、次のような特例措置を適用することにした。

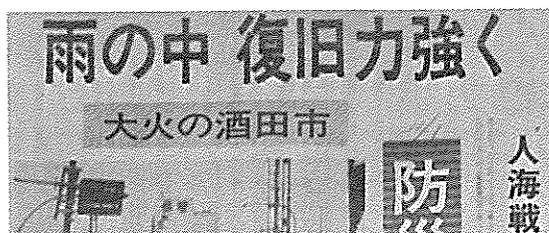
- ①中小企業信用保険法による災害関係保証の特例、保険料金を0.57→0.41%に引下げる。
- ②中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例。
災害前の貸付金について、償還期間を延長。
(2年を超えない範囲)
- ③中小企業者に対する資金の融通に関する特例
融資額の拡大と利子の引下げ、400万まで利子3%。
- ④罹災者公営住宅建築事業に対する補助の特例
補助率 $\frac{1}{2}$ ~ $\frac{3}{5}$ を $\frac{1}{2}$ とする。

■ 住宅金融公庫法施行規則第2条の4第2項の適用 ■

大蔵省、建設省告示第1号（51年11月24日）により、住宅金融公庫の融資額について、規則第2条1項の区域を酒田市に指定した。

融資額 構造	一 般		激 甚 災 害	
	融資額	利 子	融資額	利 子
耐火構造	440万	5.5%	610万	3.0%
木 造	320万	5.5%	540万	3.0%

■ 救助活動 ■



①避難所の設置

災害の状況、避難者の動向に応じて次の公共施設7箇所避難所を設置して、2,000人以上の避難者を収容した。

No.	避難場所	期日	避難者数
1	市民会館	29～30日	390人
2	市役所1階	29～30日	120人
3	中央公民館	29～2日	900人
4	港南小学校	29～30日	360人
5	酒田商業高等学校	29日	100人
6	第二中学校	30日	50人
7	旧松林荘	31～3日	282人
計			2,202人

②炊き出し等

10月29日から11月4日まで避難者等に対し、7,486食の炊き出しを実施した。

経費 1,065,580円

③被服 寝具等の支給

10月30日から11月7日まで、寝具類、はだ着類、日用雑貨品など約26,400点の現物を支給した。経費 31,136,161円

④医療関係

10月29日から11月11日まで火災に伴う負傷者の診療は、13医療機関と救護班延 809人を動員した。

⑤住宅の応急修理

半焼世帯7戸のうち、所得状況、被害箇所等から判断し、2戸について修理を実施した。

⑥学用品の給付

被災世帯の小学生262人、中学生117人、高校生136人合計515人に教科書、学用品を11月11日から12月26日まで支給した。

経費10,666,430円

⑦輸送関係

10月30日から11月7日まで、避難者及び救助物資の輸送、救援物資の整理配分等を行なった。車の借上は200台で延957人の人夫を動員した。経費 6,908,000円

⑧消防隊の出動状況

酒田地区消防組合15台、応援消防署又は組合19台、酒田市消防団116台、応援消防団64台、県消防学校3台、計217台の消防車と2,657名の消防隊が出動した。

⑨自衛隊の出動状況（第6師団）

山形県神町部隊1,157名を先発とし、福島秋田宮城の各部隊から全部で2,504名の応援隊が29日夜から30日の朝現地に到着し、避難誘導、延焼防止作業、家具等の搬出支援にあたり、共に、11月6日から、11月15日まで被災地のガレキ処理等に100人以上の隊員が毎日特別出動した。

⑩瓦礫の片付け

◎無惨な焼跡に残されたものはおびただしいガレキの山であった。10月30日朝、焼けこげた鉄骨は、手にさわることができない程熱せられているが被災地の道路確保が先決であり、そのためにガレキの片付けは自衛隊の手によって道路から開始された。

◎ガレキの捨て場所についても適地が見つからず、関係者は大変苦しんだようだが遊佐町の厚意により河川の砂利採取跡地に搬入することができた。11月5日まで延1,334台の自衛隊の車は休みもなく被災地を走りめぐり、延12,500人を動員して22,718㎡のガレキを1週間で整理し、災害に泣く市民に力強い立ち上りの意欲を与えてくれた。

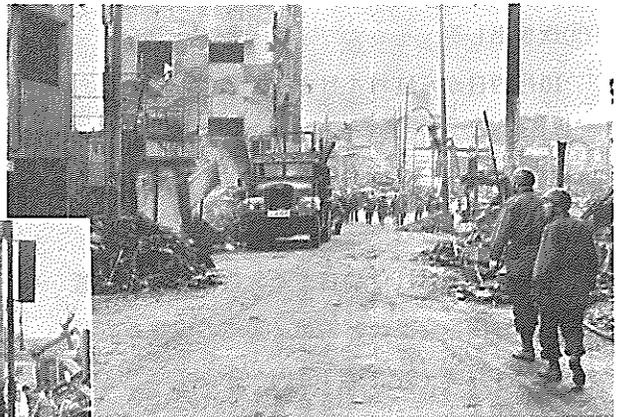
◎自衛隊は更に11月6日より11月15日まで市の委託により、実費で作業の延長に当り献身的な消防団の協力も含め約9,000㎡のガレキの撤去を行った結果、被災後2週間あまりで焼跡は見違えるようにきれいになった。このあと11月16日より12月8日まで、焼ビルや半焼の土蔵の撤去、鉄骨の解体、そのガレキの搬出に市内建設業者が活躍した。ガレキ運搬に動員した車は自衛隊分も含めて延2,765台、その量は約73,000㎡で約8,000万円の費用に達した。

■ 応急仮設住宅 ■

応急仮設住宅は当初、被災世帯の3分の1に当たる300戸を目標として計画され、その敷地も日和山、旧琢成小跡等比較的面積も広く、しかも直ちに着工できる場所を選定したのであるが、被災者からできるだけ災害地に近い場所に設置されるようとの要望もあって、最終的には次の6箇所に分散して198戸のプレハブ住宅を設置した。

No.	場 所	戸 数	完了月日
A	中央公民館(旧琢成小)	54	51-11-15
B	浜田小学校庭	23	〃
C	若浜小学校庭	22	51-12-3
D	藤井康夫氏宅地	29	〃
E	山形県立専修訓練校地	20	〃
F	終末処理場用地	50	51-12-20
計		198	

応急対策に延べ
1万人以上の自衛隊と



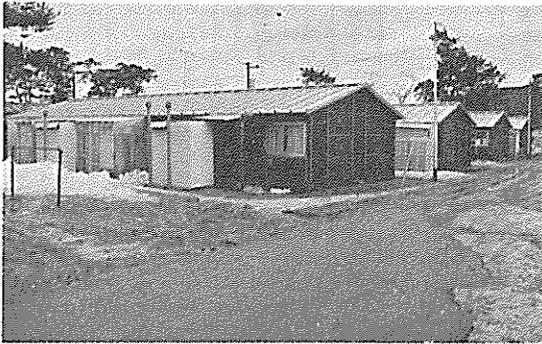
延べ5千人以上の
消防団が活躍した



■ 仮設店舗 ■

中町銀座通りを中心として、商店街の受けた損害はあまりにも大きかった。小売物販では263店、19,869㎡が焼失しこれに飲食、サービスを含む全体の罹災店舗は518店に達し、その延面積も約39,000㎡と推定される。年末を前にして焼け出された商店の多くは、直ちに仮設店舗の建設に立ち上った。

建築基準法で11月4日より一般住宅の建築は禁止されたが、100㎡以下の仮設店舗は例外である。法的には自分の土地に仮店舗は建設できるわけだがここでも難問題が持ち上がった。区画整理の区域内にバラバラ仮設店舗を急造されると今後の復興に大きな支障を生ずることになるので、市と商工会議所が中心となり、仮設店舗の建設場所の選定に奔走した。復興計画に直接支障ない柳小路や、拡巾される道路の両側を線引きし、市民の協力によってその場所に誘導をはかった結果、次のような場所に238店の仮設店舗が、各金融機関から、204,950千円の入居資金を借りて建設され、年末から年始にかけて折からの吹雪と戦いながら営業を開始した。



琢成小跡地の仮設住宅



専修訓練校跡地の仮設住宅

◎仮店舗入居状況

(51. 12. 31現在)

①	柳 小 路	122	⑥	トミヤ駐車場	12
②	浜 町	58	⑦	給食センター跡	2
③	本 町	9	⑧	専 修 校 跡	3
④	下 内 町	18	⑨	中央公民館前	4
⑤	寺 町	10		計	238

〔表-3〕 仮店舗入居
資金の貸付状況 (52.1.10現在)

機関別	件数	区画	金額
中小公庫	14	14	1,400
国民金融公庫	57	57	5,700
山形銀行	9	10	1,000
荘内銀行	45	48	4,505
山形相互	40	42	4,200
殖産相互	2	2	2,000
酒田信用金庫	14	16	1,540
鶴岡信用金庫	22	22	1,950
計	203	211	20,495

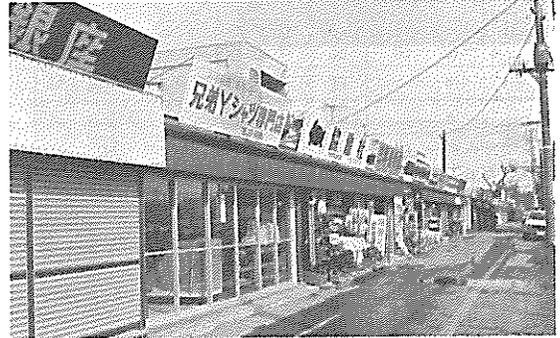
〔表-4〕 商店の休業等の調査 (52.1.12現在)

区分	休業	廃業	転去
商店街			
中町	1		
大工町	2		1
桶屋町	2		
鍛冶町	0		
浜町	3		2
中央		1	
下内町			3
上内匠町	2	1	
天正寺町			1
荒瀬町			1
計	10	2	8

■ 災害公営住宅 ■

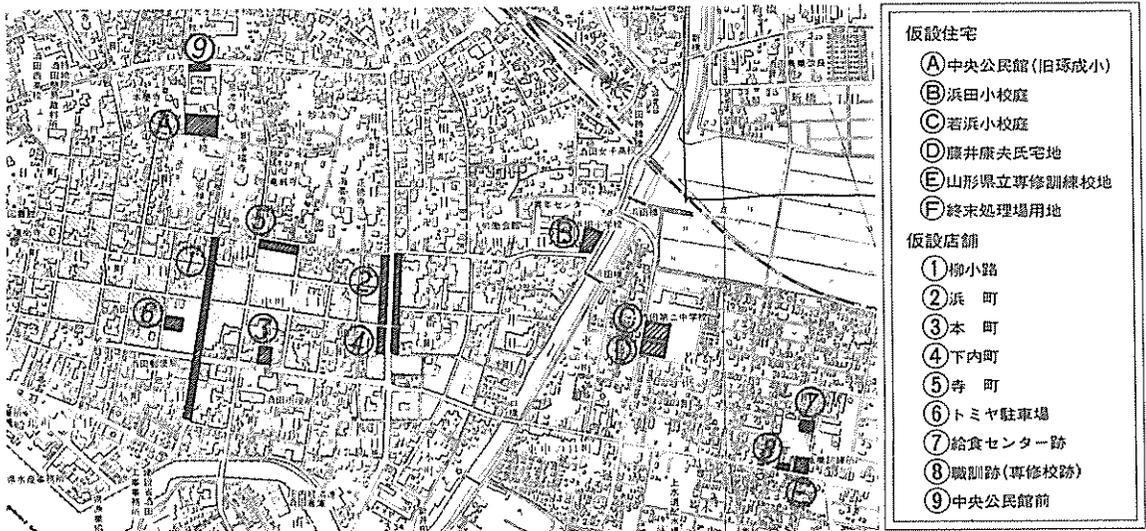
山形県及び酒田市がそれぞれ51年度事業で、市内若宮町に建設中の一般公営住宅を直ちに災害公営住宅に切替え、完成と同時に該当者を入居させた。

	構造	型式	戸数	1戸当面積	月家賃	完成	入居
県営	鉄筋コンクリート造、4階建	3DK	24	63.05㎡	10,500円	S 51 11-15	S 51 12-28
市営	〃	3K	24	59.45	9,800	S 52 1-31	S 52 2-1
計			48戸				



寒空に小さな仮設店舗が立ち並ぶ (柳小路)

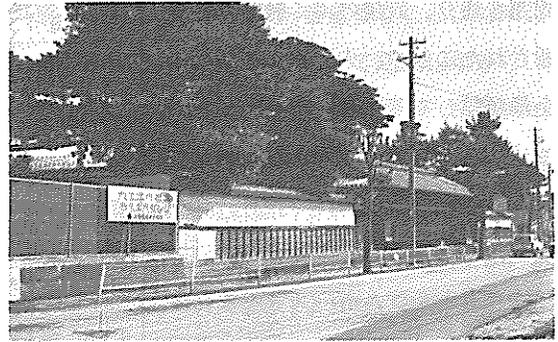
〔図-5〕 仮設住宅・仮設店舗位置図



【2】 都市計画の決定

(1) 防災都市の縮図

焼け跡は無惨であった。不燃と信じていた鉄筋コンクリートのビルや、土蔵の多くも焼け落ち、中町銀座の鉄骨アーケードも飴のように曲り、至るところにガレキの山が出来上った。焼け跡で勉強道具を探す子供の姿が涙をさそい、放心した罹災者は家なき我が家の土地に戻ったが、そこにあったものはコンクリートの基礎と、焼けくずれたトタン板だけであった。このような惨状の中に、不思議と思われる程無傷で焼け残った建物も人々の目についた。風上に巾50M、長さ70M程の駐車場と周囲の樹木のために奇跡的に助かった木造モ



土塀と大樹が火災を守った ▲▼

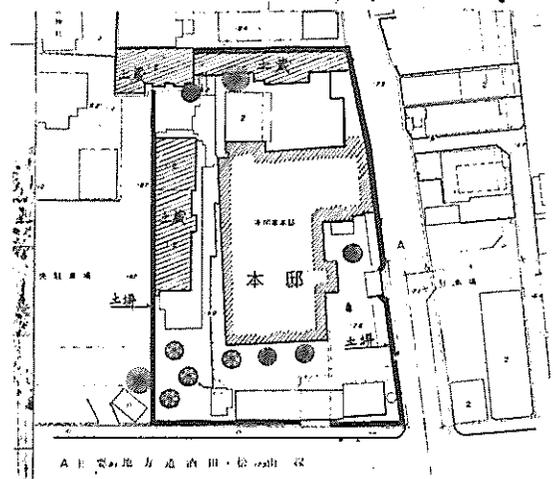


ただ一軒残った木造住宅



焦土の中に残った浜田ホテル

〔図-6〕 本間家本邸 (防災都市の縮図)



本間家本邸配置図

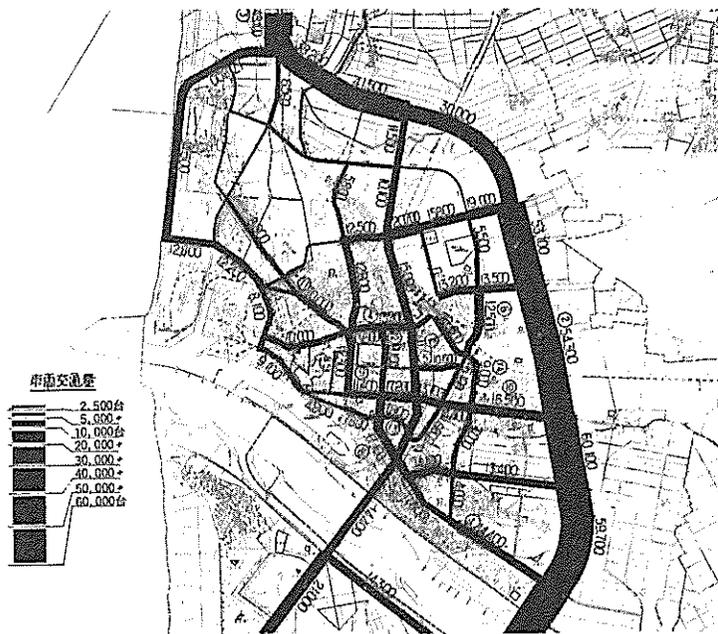
ルタル造の2階建住宅もその一つである。

その建物は、風道が広い駐車場の周囲を通り、直接のふく射熱から遮断されたことや、火の粉が屋根の上を飛び越して落下しなかったことが焼け残った直接の原因と思われるが家人が窓ガラス全部にガムテープを張り、ガラスの割れを防ぐと共に、屋外水道からゴムホースで屋根に放水していたことも延焼防止に効果があったと判断されている。又、専門家の中では、複雑な風の渦巻き状態が、この土地の部分で台風の目に入ったように静止したかも知れないと指摘しているが、いづれにしてもさ

[表-5] 将来交通量 (昭和60年予測)

	道路の種類及び路線	場 所	1日(12時間)交通量(台)			倍率 ◎/◎	都市計画 路線名
			㉠昭40	㉡昭49	㉢昭60		
1	国道7号線	両羽町		17,823	14,400	0.80	宮海 両羽町線
2	国道7号線	新橋		10,290	54,300	5.27	宮海 両羽町線
3	国道7号線	宮海		9,352	48,100	5.14	宮海 両羽町線
4	酒田停車場線	観光タクシー	3,815	9,125	13,900	1.52	酒田駅 築港線
5	酒田金山線	天正寺前	1,687	7,273	10,600	1.45	舟町 浜田線
6	酒田金山線	浜田中継ポンプ場	817	7,153	12,500	1.74	鶴田橋 実生小路線
7	酒田金山線	池田ふとん店前	5,208	11,222	15,000	1.33	豊里 十里塚線
8	酒田温海線	出羽大橋		5,906	17,100	2.89	豊里 十里塚線
9	酒田港線	信用金庫前	4,607	10,812	11,400	1.05	船場町 四ツ興屋線
10	酒田松山線	配水場前	3,409	11,460	16,500	1.43	船場町 四ツ興屋線
11	酒田北港線	西高校前	2,369	6,657	10,000	1.50	酒田駅 築港線
12	酒田停車場線	産業会館前	3,191	6,346	9,100	1.43	中央 実生橋線
13	新井田川河岸線	荘内新日電販前		2,419	7,800	3.22	鶴田橋 実生小路線
14	新片町札の前線	若浜小学校前		4,058	9,000	2.21	酒田駅 立町線
15	下通り東線	中條家具店	4,704	8,675	12,300	1.41	舟町 船場町線

[図-7] 推計交通量 [昭和60年]



まざまな好条件が重なったことは事実である。この外にもさして広くない神社の隣りあった小家屋、耐火構造の風下にあった商店、最新の建築基準法によって消火設備を具備した浜田ホテル等焦土の中に残されている。その反対に、二番町の愛宕神社、中町一丁目の天満宮等は、かなりの空地と樹木があったにもかかわらず、地形が高台にあったために焼失した。

二番町の南端にあの大火を知らなかったような建物がある。それは「本間様にはおよびもせぬがせめてなりたや殿様に……」といわれた大地主、酒田の本間家の本宅である。建物は決して豪華なものではないが、明治の庄内地震にもびくともせず、今回の大火でも中央の専門家の口から「防災都市の縮図」として高く評価されている。

本間家の配置は、宅地の周囲を土堀で囲み、特に北側と西側には高い土蔵があり、その傍に樺の大木を植え、季節風の風下に当たる部分に母屋が建てられている。この設計は、酒田特有の強い北西の風を予期し、風上の火事は第一に土堀と土蔵で受け止め、次に大きな立木によって上昇する風をやわらげながら火の粉を吸収して（この位の大木は小さな鉄筋ビルに相当する位の効果があるといわれている）母屋を守る。全く理想どおりの配置設計であり、今回の大火にも完全にその理論が証明されている。ここにも先輩の防災都市づくりに対する偉大なる功績と教訓を発見することができる。

(2) 将来交通量の予測と 道路計画

■ 将来交通量と幹線道路 ■

10月31日、大火以来2日目の朝を迎えた。4階

の第2委員会室に机を並べ、古い製図板をかき集めていくつかの作業台を作り上げた。そこで復興計画の基本となる幹線道路について熱い議論が展開されたが、ここで一番重要なことは将来交通量の予測であった。幸いにして昭和49年から山形県庄内地区総合交通計画調査委員会（昭和60年代の総合交通計画をみなおすために、国、県、市が一体となった調査計画の委員会）で検討されていた将来交通量予測の中間報告を大中に採用することになった。この調査によれば、現在酒田市の都市計画で決定されている幹線都市計画道路（約30路線）が全部整備され、更に、7号バイパス及び東北横断道路が4車線で完成したものと仮定して、昭和60年代の交通量は〔表一5〕に示す値になるものと予測された。

この調査、計画は、昭和60年で庄内地区の全人口が507千人（S-60/S-50伸び率1.55）工業出荷額10,700億円（S-60/S-49伸び率7.46）車の保有台数211,500台（S-60/S-49伸び率2.40）等を想定したフレームであり、不況経済では少し過大な数字とも思われるが、現在の酒田市における都市計画道路の整備率は26%程度に過ぎない状況からみて、将来交通量は〔図一7〕に示すもの（S-60/S-49の倍率1.05~5.14）より、かなりの混雑度が予想されるであろう。

現在の道路の2車線で交通がスムーズに流れる混雑度を1.0とした場合の交通量は7,000~8,000台/日が限度とされており、とすれば、被災地を中心とした幹線道路は将来すべて1万台の交通量となるので混雑度は1.5~2.0となる。そこで①豊里十里塚線（浜町通り現道15M巾）船場町四ッ興屋線（本町・中の口通り現道11~14M、計

画18M)。寿町船場町線（秋田町通り現道9M、計画15M）・酒田駅築港線（駅前及び旧琢成前通り現道15～18M、計画18M）は4車線にする必要があるため最低25Mとし、特に内町通りにはショッピングとしての歩道と植樹スペースを十分に確保するため全巾員を32Mとする。

②寿町浜田線（寺町及び天正寺町通り現道7～11M、計画一部16M）は補助幹線として全体を16M巾に拡巾する。

③中央実生橋線（旧7号線現道7～11M、計画11Mについては、柳小路（現道巾18M）を将来の幹線道路にして駅前通りまで延長してはどうかとの意見もあったが、琢成小学校跡地に計画されている近隣公園と中央地区の都市改造案から考えても、幹線道路とすることにはかなり問題があったので、従来の旧7号線を20M巾に拡巾して5.0M

の歩道を設ける。

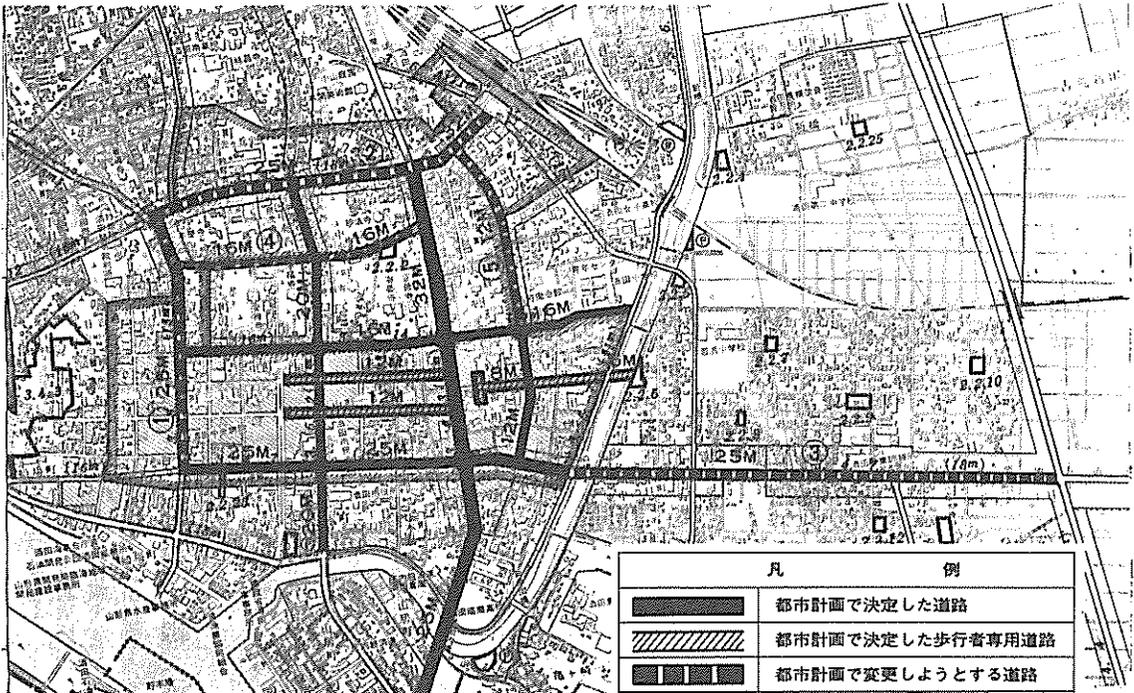
④住宅街の幹線道路としては、新井田町を南北に貫通する相生町上本町線を12M巾で新設する。

このように将来交通量に対応出来る道路計画を被災地区以外にも含めた市街地中心部の全体的みなおしの中で〔図-8〕のような都市計画道路変更計画素案図が完成した。

■ 歩行者専用道路の新設 ■

被災地区は、酒田市の古くからの繁華街であり庄内地方で鶴岡市と共に商業の中心地であった。しかし、商店街の道路巾は狭く、商品搬入の車が停車すると身動きも出来ない程不便な道路で、多くの古いちいさな木造建築が密集している。更に昭和48年駅前に市街地再開発事業が着手され、20,000㎡に及ぶ量販店と、約6,000㎡のホテル、

〔図-8〕 都市計画道路変更計画素案図





ショッピングモールの構想図

飲食店が50年10月オープンされて以来この地区の商品売り上げにもかなりの影響があったものと思われ、買物道路の整備と駅前に対抗する商店街の近代化が望まれていた。このような状況の中で、酒田随一の繁華街にふさわしい魅力的な近代的商店街づくりの軸として考えたのが、中町通り、内匠町通りの巾員12Mのショッピングモール（歩行者専用道路）である。この2本のショッピングモールは、将来西側の秋田町通りまで延伸する可能性を持たせると共に、巾員32Mの浜町通りを地下道で横断し、新井田町の歩行者専用道路（巾員8M）と結ばれている。更にこの歩行者専用道路は、近年新井田川以東に発展しつつある新興住宅街と、新井田川に新設する巾6Mの橋によって結ばれると共に、酒田市の都市計画で決定された新橋緑道（上安谷地、富士見町、北新橋1丁目、2丁目の

新井田川沿いに巾5～7M、延長約2,000M）と有機的に連絡される可能性を持つ計画の中で位置づけられたものである。

これら3本の歩行者専用道路は車優先の社会からの脱出をはかり、非常の場合以外はすべての車通行を排除し、買物道路、通学、通勤、自転車道路のための大ネットワークを形成する。特に商店街のモールは、常に歩行者天国として解放され、単なる買物道路ではなく、そこに市民が集まり、お互に語り合い、そして楽しむ場所として利用されるであろう。

■ 通過交通排除の区画道路 ■

区画道路の計画について特に配慮されたのは、

- ①商店街のサービス道路の新設。
- ②通過交通排除のため、従来の十字型交通網をT字及びL型とすることである。

ショッピングモールに面する宅地の裏側には、商店街で多年の願望であった商品、貨物積下しのために巾8M及び10Mのサービス道路を設け、中町と本町との間には換地も考慮して、東西方向に2本の区画道路を、文化財等の建物保存に支障ないよう配置する。本町通りから駅前方面の人の流れについては、南北に歩行者専用道路を3本計画した。浜町通りより東側の一番町、新井田町の大部分は住宅地である。既存の道路は非常に薄く、良好な住宅街とするためには多くの新設道路を必要とした。通過交通を排除するためにとられたのが、南北に走る12Mの補助幹線が1本だけで、街区内の区画道路の多くは閉鎖型とした。この地区で路線商業が予定される裏地には8M巾のサービス道路を設け、その他道路は6M巾とした。

区画道路は酒田における冬季北西の風を考慮して南北方向を主なる軸となるよう設計した。この設計は、北側に玄関を計画しなければならない家屋を減らすと共に積雪による道路交通（東西にある区画道路の雪は、建物の北側となって溶けにくい）の障害を少しでも緩和する目的を持つものである。

(3) 土地区画整理事業の区域

焼失区域22.5haを含む区画整理事業の全体区域の決め方についても慎重な協議が続いた。本町通りにはかなりの非被災建物があり、破壊消防によって難を免れた中の口町の一角、そして不燃建物と風向きの関係で助かった中町二丁目の北側にも、まとまった家屋が残っており、その数は200戸を越えている。焼け残った区画は出来るだけ区域より除外しようとしたが、道路網計画、宅地の一体化、換地上の問題点を総合的に判断した結果やはり被災地外周の幹線道路で区画することが最適であるとの結論となり、〔図-9〕に示す区域となった。土地区画整理事業の区域総面積は、新井田川の架橋部分も含めて31.94haとなる。

(4) 都市計画に対する意見

■ 時間ある限り慎重に ■

3日間に亘る徹夜作業によって、火災復興に関する都市計画の原案は11月2日の朝完了した。

酒田市都市計画審議会に諮問する前に、11月2日午前1時より市議会建設委員会、市都市計画審議会、商工会議所代表による合同協議会（29名）を開き、①土地区画整理事業の手法②主要幹線道路③関連都市施設④事業の工程等について協議した。この会議では、復興計画全体について質問が

集中されたが、都市計画の決定は早期にすべきであるとの結論に達し、直ちに午後4時より火災復興第1回の酒田市都市計画審議会が、緊迫感を反映して開催された。議長席についた加藤委員長は、「市長より諮問された今回の都市計画は緊急を要するものであり、午前中の合同協議会である程度了解された面もあると思うので、焦点をしばって審議したい」とあいさつした。

各委員からは活発な発言があり、32Mの豊里十里塚線については拡巾部分を更に延長する案、区画整理事業区域内の計画のみではなく、関連する幹線道路も同時に拡巾決定すべきではないか。更に又、区画道路計画は今回の審議外の事項ではあっても、全体計画の中味を判断する必要がある。その内容を公表されたい等の要望があり、これらの必要資料（公園位置、区画道路はあとで変更もあり得るものとして）を提示して夜おそくまで審議した結果、今日の会議で原案を決定してはどうかとの意見もあったが、まだ一般住民にはこの内容も知らせていないし、当局のあせる気持はよくわかるが、この都市計画は今後の復興計画の鍵を握るものでもあり、それだけに慎重を期して、時間のある限り各代表が住民に入って説明を加えたいので2日間結論を延ばして欲しいとの強い要望が出され、全員一致で4日に再審議することになった。

11月4日午後から開催された審議会では、土地区画整理事業の区域と、都市計画道路について建設部長、都市計画課長より補足説明があり、被災者の不安に対処する方法についての質問に対して、市は「この事業は市民の参加によってのみ成功するもので、事業の中味についてはチラシを系統

的に流して住民PRにつとめる」と答弁した。

このあと、仮設住宅、仮設店舗、事業のしくみ減歩など事業全体にわたる質問があったが、全員賛成で原案を妥当と決定し、11月8日から2週間の縦覧に入った。



■ 32M道路は商店街の分離 ■

縦覧最終日の11月21日まで、あらゆる手段で昼夜にわたる住民説明会を開催したのであるが酒田市長、山形県知事に提出された意見書は19件、この他にも要望書、陳情書もあった。

意見書の要旨をまとめてみると

- ① 防災都市づくりには反対するものではないが、計画策定にあたり住民の意志を反映させていない。
- ② 局所的な被災地区のみの計画では、完全な防災機能は果せない。従って総合的な防災都市計画を策定せよ。
- ③ 浜町通り32M計画は、商店街の機能低下をきたし、大型車乗り入れの増加により環境悪化をもたらす。若し32Mを必要とするなら、ある区間地下車道にし、地上をショッピング広場として計画せよ。

④ 中の口通り、天正寺町通りは両側に拡巾すること。

⑤ 新井田町の南北に走る道路を、更に一本追加すること。

⑥ 減歩を出来るだけ少なくし、有償とすること。

⑦ 市のあっせんしている代替地は遠すぎる。

これに対して県、市の考え方は前述の経過と、その後の説明会開催によって大勢としてこの計画には市民も賛意を示しているところであり、時間的な制約もあって不十分な点があったにせよ、決して住民無視の計画ではなかったものと判断し、32M道路も大火の教訓により、防災上不可欠なものであり、将来交通量の増大に対しても充分対処できるものであること。又地下車道の設置案もアイデアとしてはすばらしいものがあるが、地下車道に対する進入アプローチがとれないこと、裏側サービス道路との連結等、技術的に不可能な点があつて取りあげは出来なかった。秋田県の能代市も昭和24年の大火当時、既に30M道路を築造したが、今日の交通量を考えると、もう少し広く計画しておくべきであつたとの貴重な提言もあつたし、山形駅前も30M巾となっているがそのために両市共極端な商店街の分離はないとの報告も受けた。更に後日の視察により、昭和27年の大火で都心部が壊滅的打撃を受けた鳥取市も、当初30M巾を計画した道路が、22Mで決定され現在駅前再開発で27M巾に再度変更していることもわかった。

これらの住民意見と、計画立案までの経過内容の説明を受けた山形県都市計画地方審議会は11月24日開催され、原案どおり決定した。

〔表-6〕 都市計画道路決定経過

年月日	知 事 決 定	年月日	酒 田 市 決 定
51. 11. 2	酒田市都市計画審議会	51. 11. 2	酒田市都市計画審議会
11. 4	3.4.3 豊里十里塚線 3.4.7 船場町四ツ興屋線 3.4.14 寿町浜田町線 3.4.16 中央実生橋線 都市計画道路の変更申請→知事 酒都計発 第97号	11. 4	3.5.7 相生町上本町線 8.5.1 中町二番町南線 8.5.2 中町二番町北線 8.6.1 一番町東栄町線 都市計画道路の変更申請→知事 酒都計発 第98号
11. 5	都市計画道路変更案縦らん告示 (ㄨ～ㄨ)山形県告示 第1728号 道路変更案縦らん依頼 計 第619号 18条第1項による意見 (知事→市長) 計第619号	11. 6	都市計画道路変更案の縦らん告示 (ㄨ～ㄨ) 酒田市告示 第91号
11. 15	18条第1項による意見書の回答 (市長→知事) (酒都計収 第296号の2)	11. 24	山形県都市計画地方審議会
11. 24	山形県都市計画地方審議会開催	11. 25	19条1項の規定による承認 指令計 第7430号
11. 25	20条第1項の規定による図書の写送付 (知事→市長) 計 第619号	11. 26	都市計画道路の変更告示 酒田市告示 第101号
11. 26	都市計画道路の変更決定告示 山形県告示 第1820号	12. 6	20条第1項の規定による図書の送付 →大臣、知事、酒都計発 第109号
12. 6	20条2項の規定による図書の写縦らん告 示 酒田市告示 第109号	12. 17	20条第2項の規定による図書の写の縦ら ん告示 山形県告示 第1950号
		12. 27	酒田市都市計画審議会 8.5.2 中町二番町北線 } の変更 8.6.1 一番町東栄町線 }
		52. 1. 4	都市計画道路変更案の縦らん告示 (ㄨ～ㄨ) 酒田市告示 第3号
		1. 18	都市計画道路変更申請→知事 酒都計発 第117号
		1. 19	山形県都市計画地方審議会 都市計画道路の変更告示 酒田市告示 第8号 20条第1項の規定による図書の送付 →大臣、知事、酒都計発 第124号
		1. 20	20条2項の規定による図書の写縦らん告 示 山形県告示 第91号



基本計画の検討会



【3】 早期復興に立ちあがる

住民の一日も早い生活再建を悲願とする復興作業で、都市計画の決定について急を要するものは区画整理事業の認可である。建築基準法によって12月29日までは被災地の建築制限も可能であるが、それ以後は法的に抑えることは出来ない。

そこで事業認可の目標を12月29日と設定した。しかし残された時間は余りにも短かく、反対にその間にやるべき仕事は余りにも多かった。そして、なすべき仕事の順序を決めることもできない程極度の混乱状況でもあった。一刻も早く仕事を進めるためには何よりも大勢の人の力を集結する必要があり建設省の指導も得て、これからのプロジェクトチームを①計画班、②用地買収班、③住民PR班、④建築物整備計画班、と区分して活動することにした。

(1) 計画班＝時間との競争＝

この班の主力は都市計画課が担当した。11月6日、山形市建設部より長岡技監、高梨技師の応援を受け、息つく暇もないハードスケジュールに挑戦した。仮設店舗用地の選定、用地買収の打合せ、復興事業説明会、図面作製、施工区域の立合い及び測量、残存建物の予備調査、地下埋設物の打合せ、建築物整備計画との調整、建物補償の概算見積り、事業計画書の作成等……すべてが時間との競争でもあった。

新潟地震（昭和39年）の復興を体験した私共も大火の復興は又格別であった。新潟地震は6月であり、地下の流砂現象によって、多くの家屋が傾

斜したが幸いにして火事はなく被害は道路、農地に集中した。反対に今回の大火は10月末、冬將軍を目の前にして住む家もなく、知人や親族の家に仮住まいをしながら一日も早い復興を切望しているのである。復興の内容もスピードも新潟地震と比較にならない。新潟地震で得た尊い体験は、お互いに口で指示したり、口で報告することは間違いを起す原因となったことである。大切なことはメモすることであり記録することであった。しかしそれをわかりながら思うようにならないのが災害でもある。

作業予定表があっても半日単位で状況は変化する。夜を徹してやった仕事が翌朝には駄目になったり、職員にとっては目的不明の仕事が次々と時間を区切られて与えられる羽目となった。作業工程を調整する打合せを開くゆとりもなく、明日では間に合わず、時間単位で方針決定しなければならない仕事が続出した。課長は部長に即決を迫り、毎日夜おそく開かれた部長会は、計画班のメモ処理に深夜に及ぶこともしばしばあった。

12月28日に事業認可を得るためには、おそくとも11月25日まで必要な事業計画書について県、国と最終協議を完了して市民にその内容を縦覧する必要があった。福岡土地区画整理協会、山形県土地区画整理協会に専門的な業務を委託し地元の測量会社、及び設計監理協会もこの作業に全面的な応援を惜しまなかった。県、庄内支庁の全面的協力により曲りなりにも作業は進んで行った。11月25日、都市計画課長と区画整理係長は、ところど

ころ空白になっている事業計画の原稿を持って上京した。この日の夕刻より翌26日午後まで建設省と酒田市役所は30分毎の電話連絡で結ばれた結果、空白部分の事業計画書も数字で埋められ建設省との事前協議は成立した。

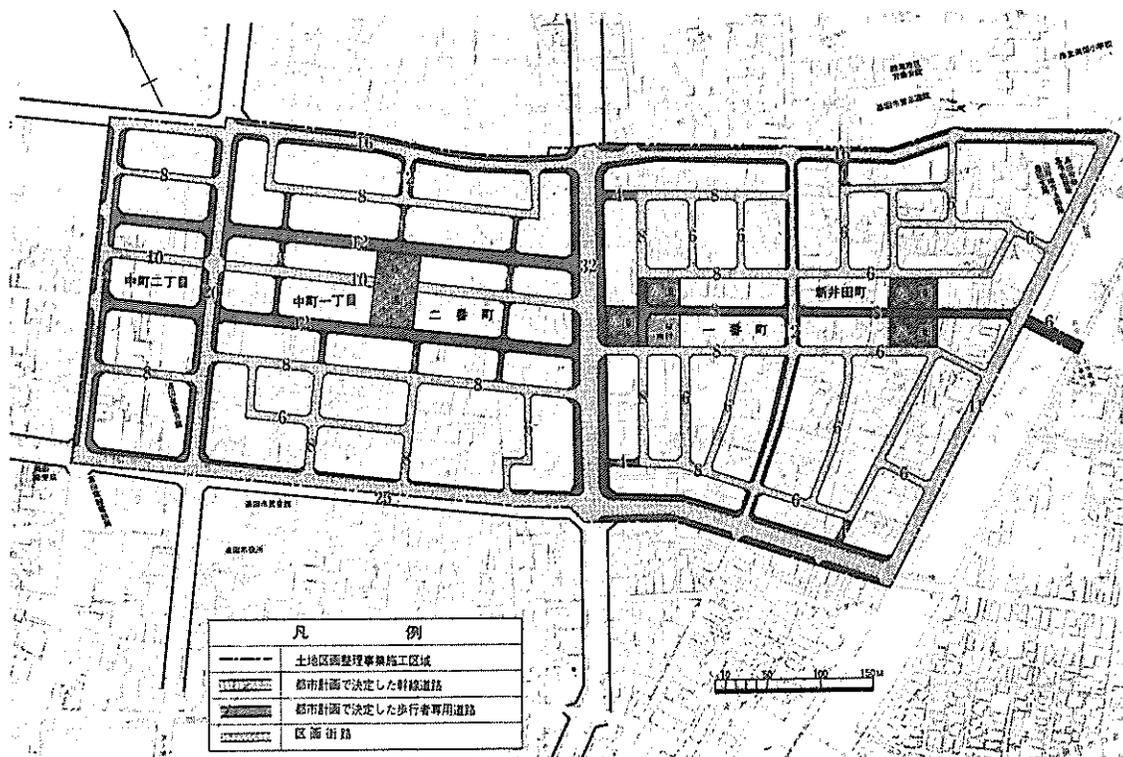
11月27日より市民に縦覧された事業計画の概要

- ① 施行者 山形県
- ② 施行面積 31.9ha
- ③ 施行期間 昭和51～55年度
- ④ 総事業費 4,014百万円
- ⑤ 減歩率 13.05%
- ⑥ 施行前後地積〔表一七〕による。



新潟地震（新渡地区）

〔図一 九〕 酒田都市計画火災復興土地区画整理事業



〔表一七〕 種目別施行前後地積対照表

種 目		施 行 前			施 行 後		
		地 積 (㎡)	比率 (%)	筆 数	地 積 (㎡)	比率 (%)	
公 共 用 地	道 路	66,876	20.94	—	106,484	33.34	
	公 園	—	—	—	7,320	2.30	
	河 川	310	0.09	—	310	0.09	
	水 路	1,627	0.51	—	1,627	0.51	
	合 計	68,814	21.54	—	115,741	36.23	
宅 地	民 有 地	田 地	23	0.01	2	203,683	63.77
		宅 境 内 地	231,088	72.34	2,048		
		公 衆 用 道 路 地	3,303	1.04	3		
		雑 種 地	376	0.12	4		
		計	1,094	0.34	14		
	公 有 地	国 有 地	2,227	0.70	2		
		国 鉄 用 地	398	0.12	2		
		県 有 地	—	—	—		
		市 有 地	7,469	2.34	12		
		計	10,094	3.16	16		
合 計		245,977	77.01	2,087	203,683	63.77	
測 量 増		4,633	1.40	—	—	—	
総 計		319,424	100.00	2,087	319,424	100.00	

(2) 用地班＝16,400㎡ の 用買めざして＝

11月6日の災害速報告知板で、災害対策本部は次のように市民に呼びかけた。「災害にあわれた皆さん誠にお気の毒でございます。心からお見舞い申し上げます。とり込んでおりますので充分ではないかも知れないが、救援のために関係者は不眠不休で努力しています。11月4日の酒田市都市計画審議会で決められた復興計画の大綱は、焼跡地をふくめた32.8ha (31.9haに変更となった) に、大きい道路計画をもち、将来の市民生活が快適なものになるよう公園その他をとり災害に強い町づくりをしようというものです。今までなかった道路をとり、又道路の巾も広げなければなりません。そうしますとかなり広い土地が公共用地として必要となり、その面積は約6haです。普通の土地

面整理事業ですと、この公共用地は減歩とって、皆さんの土地から提供して頂くことになるわけですが、そうなりますと、皆さんの宅地が20%程度減ることになり、皆さんに不便を与えることになると判断し、酒田市では国、県の援助を受けて10億円のお金を出して、24,000㎡(16,400㎡に変更)の土地を買いあげ、少しでも皆さんの負担を軽減することにしました。この際、他の土地に移転する希望のある方は、市の方に土地をおゆずり下さるようお願いします。これが減歩を引き下げる唯一の方法ですので是非ご協力下さい」。

この事業を成功させるためにはいくつかの大きな課題があったが、被災者の減歩を13%程度に抑えることが是非必要であった。被災地の用地買収は事業遂行の鍵を握るものであり、各部より臨時編成された約20名の用地班は、市開発公社を中心

として16,400㎡の用地買収を12月中旬までに完了すべく人海作戦に入った。説明会場や個人相談所で申込みのあった人の避難先に連絡をとりながら、2人1組の行動班は足を棒にして土地提供者を訪問した。

災害には不安がつきまとう。そこにデマが乱れ飛んだ。被災者の焼け残った唯一の財産である土地をねらってブローカーや不動産業者が暗躍し始めたことである。市は酒田税務署と緊密な連絡をとりながら、市に土地を売却する場合は租税特別措置法によって、3千万円の特別控除が受けられ代替地提供者も1千5百万の控除があるので、被災者の足元を見透かすブローカーには用心するよう協力を求めた。この結果、ブローカーによる大巾な土地単価の値上りや混乱だけは避けられた。

用地買収も最初は極めて悲観的であった。その理由は①市で買上げる単価が住宅地では安い②代替地が遠すぎて不便である③市民が希望する7号バイパス内側の用地は高く手が出ないということで、11月末になってもその目標は30%程度で関係者の苦悩が続いた。

そこで県では不動産業者に自粛を申し入れると共に、市は地元土地区画整理組合連合会に代替地の早期提供を要請し、開発公社所有の大巾な宅地も被災者の代替地として提供することを決めた。

又買収単価についても不動産鑑定士による正常価格の鑑定を参考にしながら、市の土地評価委員会で適正な価格を算定して市民の理解につとめた結果、12月の中旬に入り、目標の60%を確保するめどがついたが、この頃になって一つの不安が持ち上った。

それは用地買収の同意を得られた地域が、一番

町、新井田町に片寄っていることであった。全地域に亘って平均化した買収ができないと、換地上のアンバランスが生じ地区毎の減歩が大きく変化する恐れが生じてきた。12月12日の速報告知板は、商業地域の方に土地提供を再度強く要望したが、いくら減税の恩典があったにせよ商店街の一等地を手離す人は極めて少なかった。市は最後の呼びかけとして愛宕神社、天満宮、その他多くの社寺用地、駐車場用地等の所有者に協力を求めた結果、12月中旬頃には大口の提供者もあって16,000㎡の目標はほぼ達成のみとおしがつきそのあとの作業も順調に運ばれた。

用地買収も最終的にはその目標を大きく上廻り24,000㎡に近づいた。当初9億と予定された用買費も減価補償金充当分が約19,000㎡で、12億3千万円その他酒田市が公益施設、過少宅地の減歩緩和予定地、消防施設用地、その他公共的用地として確保したものが約5,700㎡、4億円となり、酒田市民に約束した減歩率13.05%を12.4%まで引き下げる可能性が出てきたのである。

短期間で困難視された用地買収が計画以上に進展したことは、被災者の決断と協力に尽きるわけであるが、特筆しなければならないのは土地区画整理組合の代替地提供であった。8組合で227宅地の提供があり、うち34宅地約15,000㎡が被災者の希望する宅地となったわけだがこの数字は今回の代替地総面積の1/3に匹敵し、しかもそれ等の土地は明日からでも使用できるものが大半であった。市内各所の土地区画整理事業はこの大火にも多大の貢献をしたことになる。

〔表-8〕 用地買収総括表

(52.3.20現在)



		件数	筆数	面積 (㎡)	金額 (円)
事業用地	酒田市公社	33	57	5,771.99	401,334,361
	県事務所	111	186	19,163.37	1,231,793,789
	計	144	243	24,935.36	1,633,128,147
代 替 地	酒田市公社	16	22	4,872.40	74,064,275
	県事務所	74	118	27,230.09	495,640,052
	計	90	140	32,102.49	569,704,327

(3) 住民のPR班＝連日の速報告知板＝

大火による恐怖と不安、そして心身共に疲労していた被災者に、適切な情報を流すことが民生安定の第一歩であった。11月1日より12月30日まで30回にわたって「広報さかた災害速報告知板」が新聞折込みで29,500部各家庭に配達され、52年1月以降は「広報さかた復興速報告知板」としてその都度災害速報と同様の手段で配布し続けている。被災者の仮住所が市外の人に対しても郵送で届けられた。

住民PR班は情報提供の都市計画課、建設部の管理課、まとめとして企画の広報公聴係が主体となって編成され、あとで都市計画課の復興係と、県復興事務所が主として担当した。

11月1日、焼跡のガレキの山に茫然としていた

被災者に「焼け跡の整理は市で」という見出しで始まった第1号の速報板は、旧塚成小跡地に設置する応急仮設住宅の申し込みを伝えた。ついで11月2日救援物資の交付、仮設建物以外の建物の禁止、被災者の仮住居の知らせ等、応急対策を報じ11月3日、大火状況の経過が発表され、災害対策本部長である酒田市長名で「皆さんご存知のように、10月29日午後5時50分、折からの強風下、グリーンハウス付近から出火した火災が消防関係者の懸命の消火作業にもかかわらず、市街地の中心部であります中町一丁目、二丁目、一番町、二番町に燃え広がり、被害が拡大したことは誠に残念であり、被害を受けたかたがたには、心からお見舞い申し上げます。直ちに災害対策本部を設置し……

(中略) 今後の対策としては、災害救助法に基づく災害救助、並びに災害復旧に全力を注ぎ罹災者

に対して万全を期しています。市民の方々の絶大なご協力をお願い申し上げます。」と報告した。

11月4日、政府調査団（11月1日来酒）に激甚災害の早期指定、各種事業の助成と融資額の引き上げ等14項目の要望を行った旨の報告があり、その頃より雇用保険、仮設店舗、各種緊急融資、年金支払、教科書の配布、交通規制、住宅分譲、税の減免処置、借地借家の存続、復興説明会の案内…等、市民が必要と予想されるものはどんな小さなことでも繰返しながら報道して、悪質なデマを封じ市民の不安解消に全力をあげた。

11月9日、速報第9号は「防災と住みよい緑のまちづくり」として、防災復興都市計画の作製に至るまでの経過と、原案の中味、これからの進め方、縦覧と意見書の提出等を詳細に報じ、復興区画整理相談所の開設を伝えた。

復興計画に対する合同説明会が終った頃、各自治会単位の説明会が各所でもたれた。被災者は各地区に飛散している関係上、自治会単位の連絡もままならなかった。お互いの呼びかけ、集会のお知らせにもこの速報板が以外に役立つことになった。

11月13日頃より、この速報板の中味は少し変わってきた。各所で開かれた説明会や、個人相談所を通して、住民が今何を第一に希望しているのか、又迷っているのか……その要望に答えるため「復興区画整理一問一答欄」が紙面の大半を占めるようになった。説明会や相談所で住民が訴えていることをメモしながら夕方になって問題点を集約し、夜にその問答の原稿を書きあげ、2日後の速報に間に合わせる……この方法は今後共続くであろう。

11月中の問答は主として用地買収、防火地域、用

途地域、借地借家、土地台帳と地積、減税、減歩、道路計画、建物補償……等に集中したが12月に入ると仮換地の時期、権利の申告、用地買収の期限等の内容となり、復興事業の進捗と共に多様化する市民の問題点を浮き掘りに示している。

年明けた1月8日復興速報第1号は土地区画整理審議会関係の要旨を説明し、1月15日第2号は、大巾に民意を反映して修正した事業計画の変更の内容を告示した。この頃になると県復興事務所と市が互に連絡をとりながら記事の調整を行ない誤りない情報を提供するように留意した。

やがて1月末からはこの速報も換地問題に移行し、審議会や評価委員の内容が主体となり、更に仮換地前の整地作業と道路築造計画の概要及び地権者の同意についての記事が目立つようになり、長く激しかった大雪が溶けて春の息吹きと共に、早期事業着手の気運が高まってきた足どりを示しているようでもある。

暮れも押し迫った12月25日、情報の重要性を強調する女子大教授の伊藤善市先生は、山形新聞の紙上対談の中で「今度の酒田市の大火災は明治の庄内地震を例外とすれば、百何十年目かの大惨事である。復興は地の利、人の利を生かし、日本中の英知を集めて進めることができる。今度の場合、国、県があげて協力してくれている。それに酒田市が次々と発行した災害速報、この手の打ちかた、手ぎわよさ、これは高く評価してよいと思う。被災された人たちが、この速報によってどれだけ安心したか頼りにしたか図り知れないであろう……」と語っているが、正確な情報を早く伝えることが如何に大切であるかをこの災害を通じて深く体験させられた。



(4) 建築物整備計画班 ＝再開発事業か高度化事業か＝

防災都市の建設は、道路の巾を20～30Mに拡巾するだけでその目的達成が不可能なことは既にこの大火で体験した。40M巾の新井田川、それに兩岸の道路用地も含めて約70Mの空間があったにもかかわらず、玉のような火の粉がこの空間を飛び越え風下の住宅街を襲ったのである。不燃建築、防火建築の計画なくして防災都市計画はあり得ない。都市計画の原案と、復興計画の素案について住民説明会を開いていた、11月10日、建設省住宅局市街地建築課の浦上専門官等が来酒し被災地における建築物の復興について、市街地再開発事業の導入を図るための調査打合せがあり、市は建築物整備基本計画を全国市街地再開発協会に委託す

ることとした。

建築物整備計画は、県の住宅建築課の指導を受けながら建築課が主体となり、都市計画課と調整をとりながら、52年1月以降は復興指導係を新設して担当した。この基本計画は、区画整理事業によって整備される市街地形態にマッチした近代的な街づくりを進めるために、商店街のみではなく、全被災地の復興マスタープランを作製することがその目的であり、単なる建築物設計の基本構想ではなく、被災者にとって最も大切な融資面等も総合的に調整する必要があるとあって、全国市街地再開発協会に「酒田市市街地再開発事業調査計画委員会」を設け、委員は地区住民、学識経験者、関係官庁等、関係各方面から巾広く選定した結果、委員会

の構成メンバーは、①建設省区画整理課、市街地建築課、都市再開発課、都市計画課、都市防災対策室②中小企業庁計画課、小売商業課③住宅金融公庫都市開発課④日本開発銀行都市開発部⑤県計画課、建築住宅課、商工課⑥酒田市建設部、経済部⑦酒田商工会議所⑧山形県設計監理協会が参画し、委員長に横浜国立大の入沢恒先生をお願いした。

11月15日委員会の代表が現地で合同会議を開き、11月24日東京で第1回委員会を開催して今後の方針を決めた。12月8日委員会は現地調査のあと罹災者代表、商工会議所代表等と基本計画に対する意見交換を行ない、ついでコンサルを中心にして都市計画と建物の総合計画を検討した。

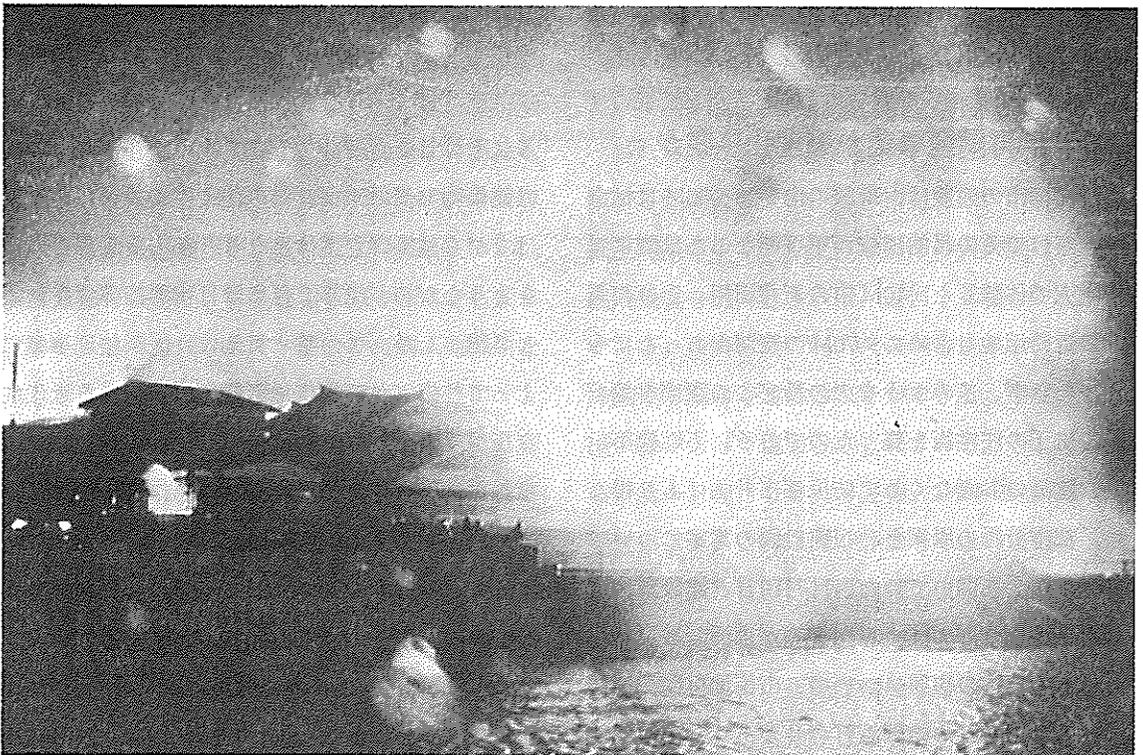
このような経過をたどり、暮れも押し寄せた12月27日、市街地再開発計画試案（イメージプラ

ン）が一般住民に説明された。その概要は①商業施設の将来予測（昭和60年目標）

経済予測を名目14%、実質4%の上昇率を基準とし、酒田市の人口を13万～14万とした場合の全購買人口は、174,000人と推計される。これにより被災地区に復興計画される各業種別規模は〔表-9〕のように予測される。

②商業ゾーンの駐車場計画

この地区は市街地周辺からの買物で車利用が多いことから、客用駐車需要を店舗面積100㎡当り1台とするとS50年で約800台、S60年で約1,000台となり、焼失前の駐車台数の倍増計画が必要となる（焼失前駐車台数月極267台、時間貸371台計638台）



最後の死線となった新井田川より延焼中の被災地、白い点は火の粉

③建築物計画（昭和55年目標）

宅地全面積	m ²	203,680
建築面積	m ²	113,800
建ぺい率	%	55.9 (37.3~75)
延床面積	m ²	241,440
容積率	%	118.50 (67.9~231)
用途別内訳	m ²	住宅 108,640 (12.78戸) 店 舗 76,390 (物販、飲食、サービス共) 事務所 28,350 駐車場 17,540 その他 9,520

④用途構成は〔図-12〕に示す。

⑤このほか小住宅から共同店舗、大型店舗に至るまで約14種類の標準設計と事業手法、更に融資制度の概要もつけ加えた詳細な内容である。

これに対して当日会場に集まった140名の中から、小売店舗と大型店問題、地下駐車場とバスターミナル構想、冬季間の公園利用方法、防火水槽を含む消防施設、雑居ビルの諸問題などの質問があったが、次回からは高度化資金の利用も含めた内容で再度説明会を開催することにした。

「融資の道あれど返済の道なし」と誰かが雪空に

〔表-9〕被災地区商店規模予測（昭和60年度）

単位 m²

業 種	① 既存規模	② 増築可能 予測規模	③ 規模設定	④ 増床率 ③/①	増築可能規模内訳
小 売 商	33,000	13,100	46,100	140%	全市余力規模の40%をシェアとする 32,700×0.4≒13,100m ²
飲 食 業	2,600	2,800	5,400	210	昼間型35店 夜間型7店……計42店 42×65m ² ≒ 2,800m ²
レジャー サービス	5,320	3,880	9,200	170	レジャー10件×228m ² = 2,280m ² サービス20件× 80m ² = 1,600m ²
計	40,920	19,780	60,700	150	

注 既存規模は、焼失面積も含む

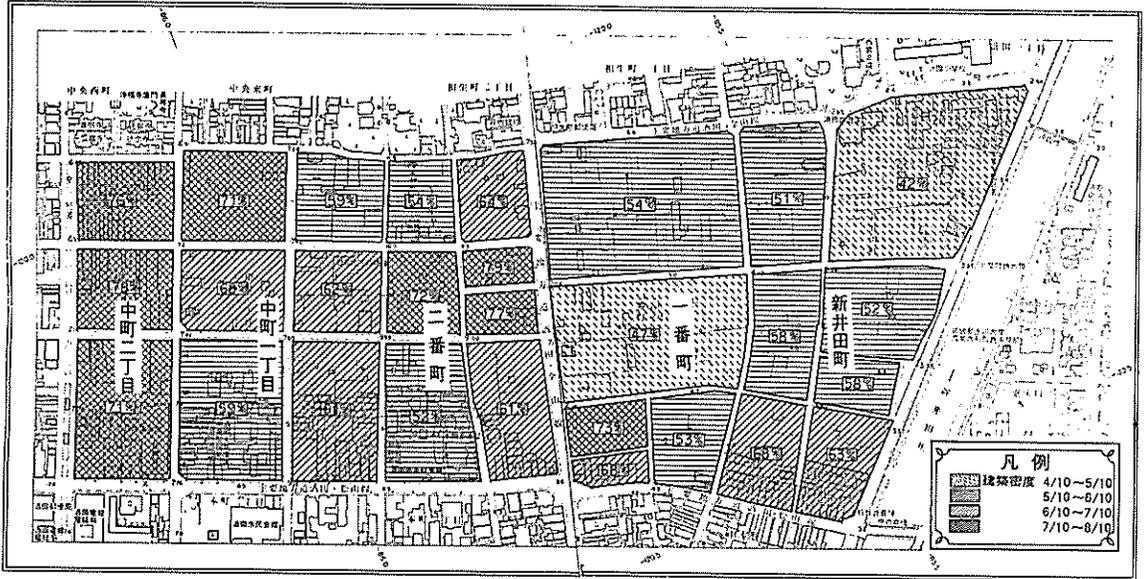
向ってつぶやいた。激甚災害の指定により、金融面についてはさまざまの特例は受けられるが、貸付限度額、貸付面積等がすべての財産を失った被災者を決して満足させるものではない。県、市の利子補給等を含む手厚い行政的配慮が強く市民から要望されている。

1月22日入沢教授を講師に迎え、「火災復興と防災都市づくり」と題する講演会を開催、(要旨別掲)そのあと1月の末頃から、復興商店街づくりの勉強会は8地区の商店街毎に分れて実施され、それぞれの地区で熱心な討議が続けられた結果、新しい商店街の形成は、共同店舗方式を採用することが好ましいと判断する市民が多くなってきた。しかし、その開発手法が再開発事業(国、県、市の補助導入、開発銀行又は住宅金融公庫の長期融資)か又は、組合組織による高度化事業かについては、その制度上に一長一短があり、仮換地の指定ともからんでまだ具体的な動きはみられない。やがて仮換地の指定と共に、大型店舗による再開発事業、組合又は共同によるミニ再開発事業、高度化事業としての小売商業店舗共同化等がまとまりのついた各ブロックから盛りあがってくることであろう。

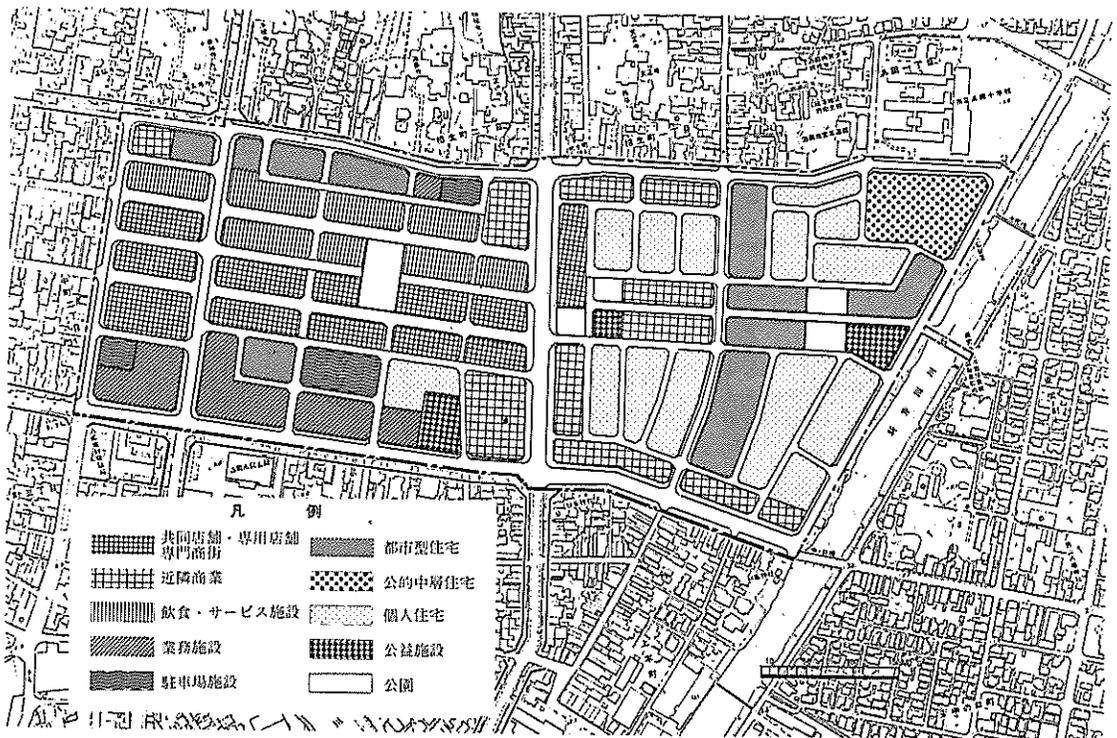
(图一10) 建物用途別現況图



〔図-11〕 市街地建築密度概況図



〔図-12〕 市街地整備イメージプラン（用途構成）



(5) 防災都市づくり

＝防災と住みよい 緑のまちづくり＝

防災都市づくりは、道路、公園等の公共的オープンスペースの確保と共に建築物の不燃化、広巾員の防災道路と一体となった防火建築帯の造成、敷地内空地の確保が伴わなければその効果はあがらない。特に防災上道路の果たす役割としては、被災者を迅速に避難先へ誘導するための避難路、消防自動車、救急車等の救援、救出路、火災の延焼防止等の防災空間としての機能があげられる。

■ 防災道路 ■

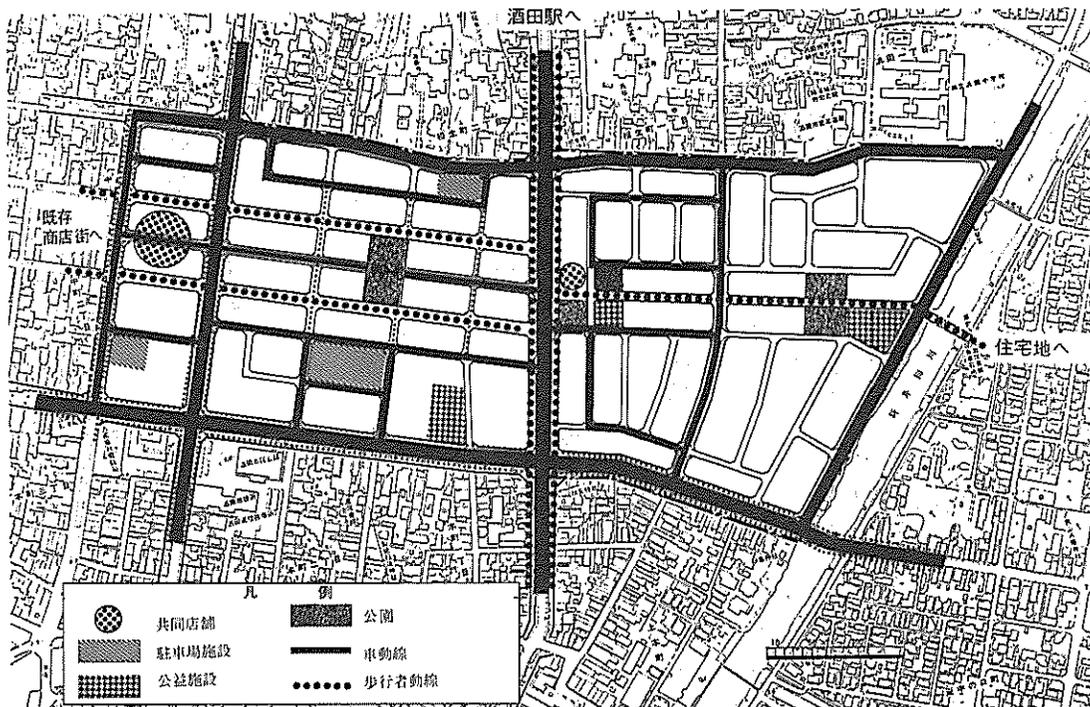
今回の大火でも道路が延焼防止に果たした役割は顕著なものがある。風下側になった旧7号線、浜

町通りでは防ぎ切れなかったが風上は巾員18Mの柳小路で完全に阻止されており、風と並行方向の寺町、天正寺通り、又中の口通りは、その巾員が8～11Mでありながら有効な働きを示している。地区内の防災計画の骨子は、

- ①西からの強風に対応した5本の防災都市計画道路（巾員11M～32M）の設置。
- ②南北方向の延焼を防止するため2本の都市計画道路（巾員16M～25M）の設置。
- ③3箇所の避難公園と、それらを結ぶ避難用道路（モール巾員8M～12M）の設置。
- ④避難、救出を考慮した区画道路網の配置。

等が主要な柱となっており、更に浜町通り、中町通りに計画された防火地域の設定による防火建築帯の建設等が、総合的に組合わされることによって、その効果を期待するものである。

〔図-13〕 市街地整備イメージプラン（動線計画）



■ 準防火地域のみなおし ■

酒田市の都市計画ではこれまで防火地域の指定地はなく、駅前→浜町→本町→秋田町→旧琢成通りに囲まれた商業地域を主体として約86haの準防火地域を昭和27年に設定して今日に至ったが、消防本部を中心としてそのみなおしを検討した結果①年間の風方向、②消火水利の状況③延焼防止の都市施設等の面から、臨港線と新井田川に囲まれた旧市街のほぼ全域にわたる約248haに拡大して大巾に変更することにした。準防火地域の指定によって直接住民に影響を与えるものは、木造建物の防火構造（外壁、軒裏）の義務付である。しかし最近の木造住宅で住宅金融公庫の対象となるような建物は、ほぼこの規準に合致しており、改めて追加されるものは、開口部（窓、出入口）に網入ガラスを使用することである。新築家屋の場合にこの位の負担であれば、防災都市づくりを前提した町づくりに対して、市民の理解も得られるとの判断に立ったものであり、酒田市の都市計画審議会でも了承された。〔図―14〕参照

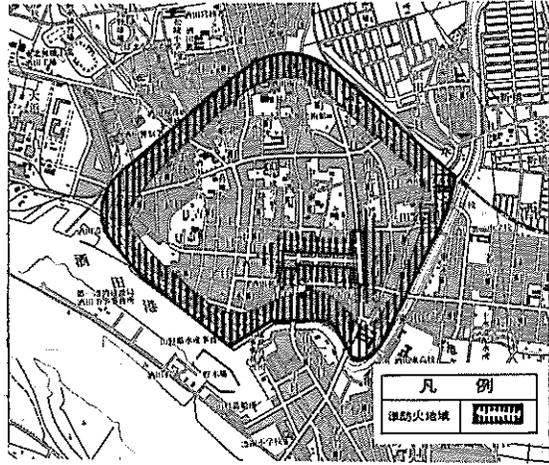
■ 防火地域の新設 ■

防火地域の新設については慎重な討議が必要であった。その理由は先に述べたように不燃建築の推進、防火建築帯の設置は防災都市づくりの主体をなすものであるが、その反面、防火地域に指定されると、50㎡以内の平家建の付属建物以外はすべて耐火構造（50～100㎡では簡易耐火、100㎡をこえる建物と3階以上の建物は耐火構造）としなければならない、市民の経済的な利益に直接関係するからでもある。防災のみの面から考えれば、で

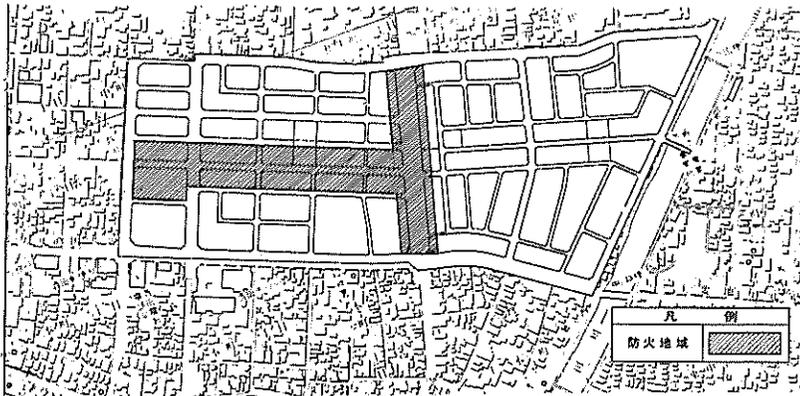
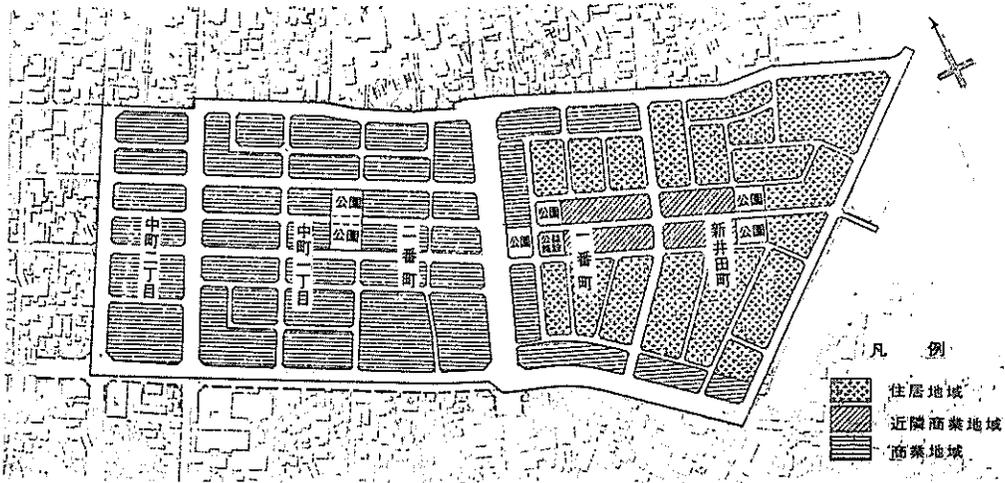
きるだけ広い面積で、しかも主要な道路面で囲まれた部分を防火地域とすればその効果は高まるわけだが、反面市民、特に被災者が資金面で耐火構造の建物が極めて難しくなる可能性もあり、ここにも理想と現実の大きな違いを発見する。

防火地域の指定なしに不燃建築が軒を連らねて建ち並ぶことができれば防災建築の目的を達することになるが、それを期待することは現実の問題として無理である。防火地域の指定が遅れば、法的には木造建築が次から次へと建つことになり行政指導で抑えることはできない。仮にそのようなことになれば、防災都市づくりの第一歩でつまづくことになり、市民の悲願でもある「再び災害の起らない町づくり、の青写真は絵に書いた餅に等しいことにもなり兼ねない。広範囲の指定を要望する消防担当者、法を守らせる建築サイド、防災都市づくりを前提とする都市計画サイドの意見は、その目的は同じであっても、行政的な立場からの主張はそれぞれ異なるのも当然である。この検討に当っては県の建築課、計画課の意見も取り入れ、又防災研究所の提言等も充分参考にしながら「必要にして最小限度」の区域とすることで意見がまとまり、具体的には、①南北方向では浜町通りに平行した両面②東西方向については中町通り、内匠町通りを中心とし、その裏地の道路と平行した面について三つの素案を作製して、12月16日、大火特別委員会と、酒田市都市計画審議会の協議会で協議した結果、最終的には浜町通りの巾30Mを両側15M（道路32M、防火地域15×2＝30M計62Mの巾）に修正して12月27日の酒田市都市計画審で承認され、仮換地と調整の上〔図―16〕のように近く決定の運びとなる。尚山形県で防火地域の

〔图-14〕 準防火地域



〔图-15〕 用途地域変更図



〔图-16〕
防火地域図

指定があるのは山形市のみである。

■ 用途地域の変更 ■

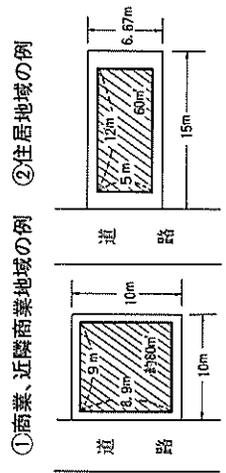
被災地の用途地域は新井田町が住居地域、その他はすべて商業地域となっている。用途地域の変更によって留意されたことは①焼失前の建物の用途別区分〔図-10〕の調査②市街地再開発計画のマスタープラン③換地上の評価④都市の純化、特に一番町（焼失前は商業地域）では住居地域として静かな環境を要望する声大きい。⑤商業と近隣商業の区分等である。その結果、〔図-15〕のように中町一丁目、二丁目、二番町は全部商業地域、一番町は、主要道路面は商業地域、8M巾の歩行者専用道路面は近隣商業地域、その他は地区住民の要望も入れて住居地域、そして新井田町は主要道路面は商業地域、8M巾の歩行者専用道路面は近隣商業地域、その他は全部住居地域として原案を決めた。参考として用途地域別建築制限表を示すと〔表-10〕となる。

この原案作製過程で特に論議されたのは一番町の住居地域である。従来は商業地域であったが、その用途の大部分は住宅用地であった関係上、住民の多くは当然住宅地域を要望したわけだが、建ぺい率では商業が80%、住居が60%であり、平均200㎡足らずの土地から減歩され、更に建ぺい率が20%引き下げることになり、土地利用の面でかなり制約されることになる。

住居地域として静かな住環境を確保するか、それとも風俗営業もでき、土地利用の建ぺい率も高い商業地域を選ぶか、その利害得失を地区座談会で何回となく説明した結果、やはり日照、通風のよい住環境を好む人が多く、都市の純化上からも

敷地が100平方メートル(約30坪)の場合

地域	敷地と建物の割合	平家建の限度	総二階建の限度
① 商業及び近隣商業	0.8	100×0.8=80平方メートル(約24坪)	(約48坪)
② 住居	0.6	100×0.6=60平方メートル(約18坪)	(約36坪)



(注) ○印建てられるもの ×印建てられないもの

業種名	住居地域	近隣商業地域	商業地域
作業所 50平方メートル以上	×	○	○
作業所 50平方メートル以下	○	○	○
クリーニング店	○	○	○
病院・診療所	○	○	○
公衆浴場	×	×	○
キャバレー	×	×	○
料理店・待合	×	×	○
劇場・映画館	×	×	○
自動車庫 50平方メートル以上	×	○	○
ホテル・旅館	○	○	○
射的場	○	○	○
パチンコ屋	○	○	○
マージャン屋	○	○	○
呉服店	○	○	○
そばや・食堂	○	○	○
喫茶店	○	○	○
洋品・洋服屋	○	○	○
菓子屋	○	○	○
豆腐屋	○	○	○
米屋	○	○	○
パン屋	○	○	○
専用住宅	○	○	○

（県公安委員会での許可されたもの）

〔表-10〕 用途地域別建築制限表

〔表一11〕市街地再開発計画経過

51.11～52.4.3

年 月 日	内 容
51. 11. 10 15 24	<ul style="list-style-type: none"> 建設省住宅局市街地建築課、浦上専門官外1名来酒、建築物の復興について指導。 復興計画合同会議(国、県、市、商工会議所、県商工労働部、コンサルタント、12名)総計40名。 第1回酒田市市街地再開発計画委員会(以下、委員会という)発足。 酒田市市街地再開発計画第1回委員会開催(於 建設省共同会議室) 委員長 入沢 恒 (横浜国立大学建築科教授) 酒田市 建設部長、経済部長、相田係長。商工会議所 斎藤専務理事出席。
12. 8 12. 16 27	<ul style="list-style-type: none"> 委員会の現地視察。 建築物の災害復興基本計画について、入沢委員長との懇談会(各種団体代表) 商工会議所専務理事、酒田商業地区建設委員会委員長、自治会連合会長、酒田大火罹災者同盟代表、酒田市議会代表、酒田都市計画審議会長。 同上委員による現地調査終了後打合わせ会。 全国市街地再開発協会、酒田市、復興事務所、コンサルタント。 第2回委員会で素案決定。 素案説明会(於 酒田産業会館)参加人員140名。
52. 1. 5 7 11 12 18 19 22 26	<ul style="list-style-type: none"> 高度化資金について、建築住宅課、商工課、経営指導課打合わせ。 換地計画と建築物計画の調整会議、国、県、市(於 建設省)。 素案を市議会に提示説明。 15日述 鳥取視察 商工会議所主催で市が随伴 参加者21名。 今後の作業日程について打合わせ(国、県、市、協会、コンサルタント)於東京。 入沢教授(委員会委員長)(講演(於 酒田産業会館)一般市民対象。 題名「火災復興と防災都市造り」 参加者120名 復興商店街造り研修会開始(於 酒田産業会館)
2. 2 3 7 9 10 18 19	<ul style="list-style-type: none"> 各商店街地区別勉強会開始。大工町、下内匠町、鍛冶町 昭和52年度市街地再開発事業聴取会(於 建設省)。 第2回復興商店街造り研修会(於 産業会館)。 中和会、大工町商耕会、桶屋町商進会、鍛冶町商和会 商店会有志による再開発(近代化事業)視察会。 長野県駒ヶ根市＝桶屋町商進会主催で市、商工会議所随伴 静岡県掛川市＝伊藤県議員、市議3名(佐一、佐西、池田)同行参加者40名
3. 4 11 12 16 23 25 28	<ul style="list-style-type: none"> 高度化資金説明会(於酒田産業会館4Fホール) 中小企業事業団、県商工課。 中和会中町再開発基本計画についてコンサルタントと役員との打合わせ(於産業会館) R I A 建築総合研究所。(株)都市総合計画。野生司建築設計事務所。(株)日本コンサルタントグループ。市。商工会議所。中和会。 中町再開発基本計画案について地元の説明(於 産業会館)。 駒ヶ根復興組合佐々木理事長、近代化事業について講演(於 産業会館)。 桶屋町商進会再開発基本計画案打合わせ及び地元説明(於 薬師神社)。 建設省並びに再開発協会と基本計画報告について打合わせ(国、県、市)。 中町Bブロック再開発準備組合発足 代表中村良夫氏に決定。
4. 3 21 28 5. 2 30	<ul style="list-style-type: none"> 罹災地区住民に対する復興住宅説明会 PM1.30～4.00(於 産業会館) 230名。 酒田中町第一市街地再開発準備組合設立総会(於 山相ホール)。 酒田市基本計画委員会最終回(於 東京)建設部長、相田主査出席。 中町④⑤街区の高度利用地区並びに再開発促進区域の決定(酒田市都市計画審議会)。 商店街ショッピングモールと建物計画についての協議会開催(商店街振興組合役員約30名)。

好ましいものとして決定されたものである。

■ 緑の公園と公益施設 ■

都市緑地、駐車場等の都市空間、緑の社寺用地等が防災上に果たした役割については既に議論の余地はない。酒田市都市計画公園の数は昭和51年度に47箇所達しているが、その大部分は市街地周辺の土地区画整理事業によって産み出されたものである。日和山公園以外に公園らしい公園を持たなかった市街地中心部は、都市公園配置上の空白地帯でもあった。

復興計画ではこの点を重視し、被災地内を3ブロックに分けて5箇所の公園を配置し、(総面積7,300㎡区域総面積の2.3%)各公園は歩行者専用道路と有機的に結合して市民の利便をはかりかつ防災上の都市空間となるよう計画した。

三つのブロックに区別された公園はそれぞれ異なった特徴を持っている。

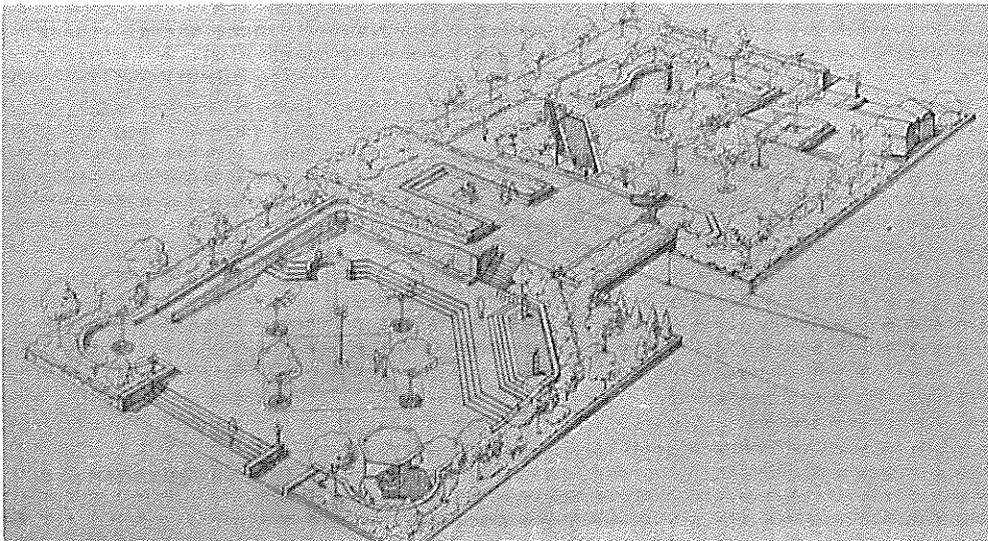
中町一丁目の公園は、中町と内匠町の2本のモールと、山新前通りの6Mモールに囲まれ、天満

宮の高台に当る自然の地形を利用した商店街の中央広場であり、商店街の中心から東西、南北に通ずる動線の中核をなすものでもある。この公園は商店街のみならず市民の憩いの場所としての大きな使命も持っている。市民がそこに集まりショッピングを楽しむと共にお祭り広場としても利用されよう。公園計画は規格化したものを排除し、広く市民や専門家のアイデアを取り入れたものにしてゆくべきである。

一番町の二つの公園は、8Mモールと一体化され、近接の公益施設を含む約3,000㎡の面積で32M浜町通りの商店街と住宅地の接点にある。

広場、池等を主体とした景観施設と、休息、語り合いを主体とした囲みのある施設の組み合わせが必要ではなからうか。南側の公益施設約900㎡には、昭和52年度で酒田市が資料館建設を決定している。

新井田町の公園は住宅街のシンボルである。子供達が思い切って遊び老人の散策場所として有効な活用が期待される。



仮称中町公園構想図

(6) 事業工程表

＝仮換地 3月10日をめぐり＝

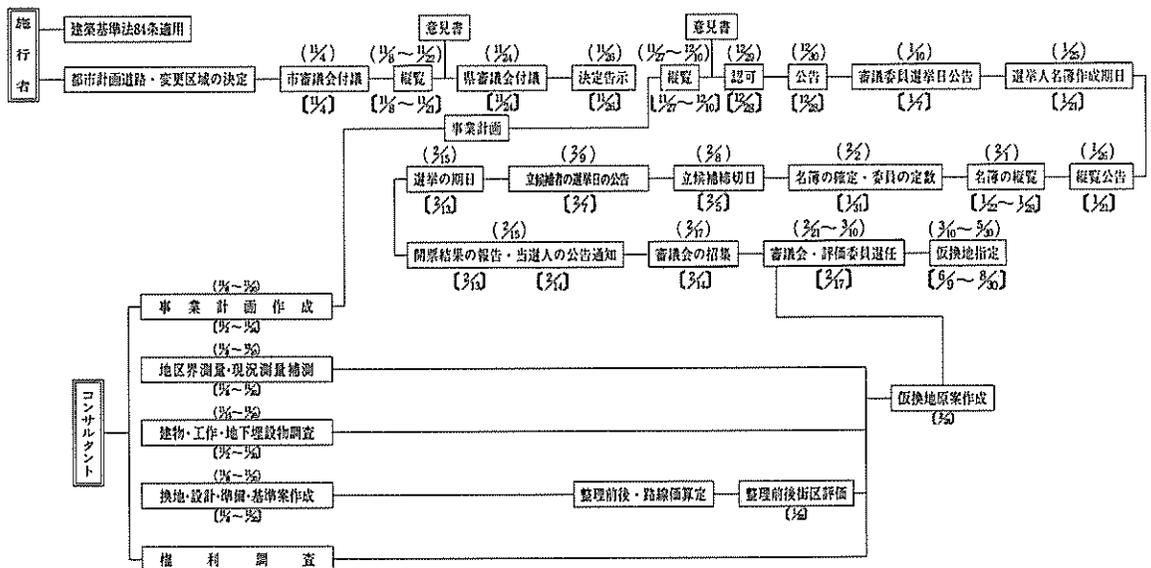
事業工程表の作製に当って特に考慮されたことは①事業認可の期日と②仮換地指定のみとおしであった。①については前述のとおり建築基準法による建物制限に可能な日程は12月29日であり②については事業認可後最短コースをとるにしても仮換地指定は3月20日以降となる。区画整理法施行令42条の2により災害の場合における選挙の特例によって、審議員の選挙関係の期間を圧縮したとしても仮換地は3月10日となる。

一般の市街地区画整理事業は、その準備期間に2～3年を要するのが普通である。それをわずかに3カ月に圧縮しようとするところに無理が入るのは当然である。大災害という特殊事情はあるにせ

よ、事業工程に一日の余裕もないのは過密ダイヤというよりむしろ大冒険である。すべての無理を承知の上で組まざるを得なかった工程表であるがその理由は雪どけの春に建築の槌音を響かせることにあった。予測できない極めて困難な大事業が市広い市民の協力と理解によって何らの支障も生じない又生じてはならない……とする祈りにも似た悲壮な決意がそこにあった。

このように作製された事業工程表は〔表-12〕に示すとおりであるが、幾多の問題はあったにせよ、都市計画の決定、事業計画決定、審議員の選出まではすべて工程表と大差なく進行してきた。

〔表-12〕 火災復興土地区画整理事業工程表



(注) 上欄 () 書が当初予定 下欄 [] 書が実施
 摘要 (1) 土地区画整理法施行令42条の2により、仮換地の指定を速やかに行なうことが特に必要であったので、審議会委員関係の日程については、災害の場合における選挙の特例事項を適用した。
 (2) 都市計画道路の一部変更は昭和52年1月15日変更告示。
 (3) 事業計画の一部変更は昭和52年2月15日変更告示。

【4】 住 民 対 策

(1) 不安に満ちた合同説明会

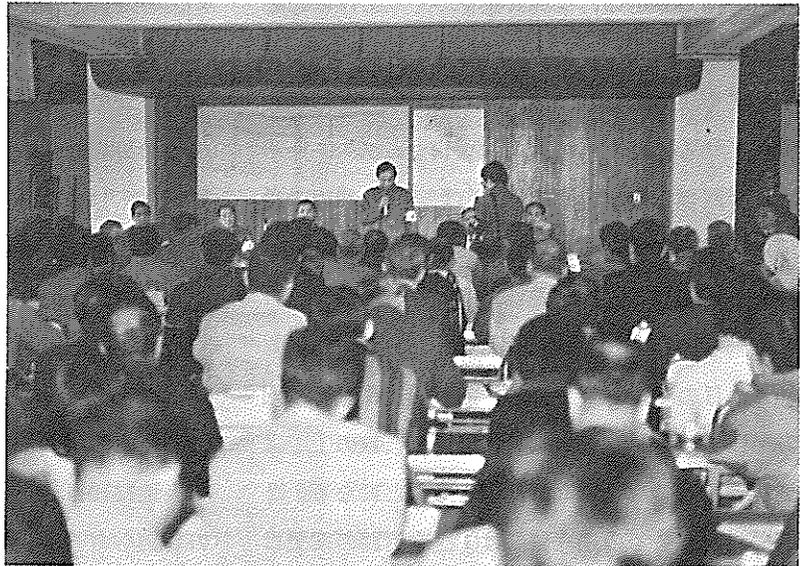
ガレキの山が少しづつ片付き、全国より寄せられた山のような救援物資の配布に忙殺されていた11月8日、午前10時、罹災地区を4ブロックに区分して住民説明会の第一歩が始まった。既に火災復旧の基本計画は完了しており、この計画を一刻も早く住民に説明し、事業の中味に対する理解と協力を求めることが何よりも大切なことである。11月7日の速報板で説明会の予告を流した結果、新井田町の被災者が定刻前にぞくぞく会場（産業会館）に集まり280名に達した。

被災者の誰もが火災のショックと、応急対策に追われ放しで疲れ切っていた。自分の住むところは一体どうなるのか、何時から家の再建が出来るのか、区画整理とはどんなものなのか……住民

の不安とあせりは予想外に高く、それを反映してか会場の空気は殺気に満ちていた。

説明会には市長以下関係部課長と、市議会大火特別委員会の委員、アドバイス役として山形市の専門職員等がずらりと並び異様な緊張感の中で開かれた。相馬市長より大火経過と今後の対策についての挨拶があり、市議会、及び大火特別委員会の代表から、それぞれ復興に対する力強い決意が述べられた。このあと応急対策についての報告に続き、復興計画の概要について大沼建設部長、区画整理の中味について佐藤都市計画課長が説明に当たった。

両氏の説明内容は、都市計画の意義から始めて将来の交通量の予測、防災都市建設の概要から次第に土地区画整理事業の具体的内容に入る。土地区画整理事業とは何であろうか？既に酒田市の



合 同 説 明 会

市街地周辺では戦後47箇所、市施行又は組合施行で実施されているもので別に新しい開発手法ではないが、市街地中心部では未経験のものであり、区画整理事業の言葉を知る人は多いが、中味を理解している人は極めて少ない。この事業で一番大切なこと、又是非共市民の皆さんから理解してもらわねばならないことについて両氏は次のことを強く要望した。①みんなが少しずつ公平に土地を出し合うこと②新しい宅地の場所が変わること③建物の移転には補償があること④住民の意見は審議会に反映されること⑤事業は早く進めたいが、さまざまな法的制限もあり、全面的な市民の協力により極めて順調に運んだとしても、新しい土地に家を建てられるのは52年3月10日以降になること⑥減歩を少しでも緩和するための土地の買収が必要であること等について約1時間半の説明が終るか否や、待ちかまえていたように鋭い質問が飛び出す。

消防活動に不満をぶちまける人、焼け続けている中で極めて迅速に復興計画をつくりあげたことには賛意を示しながらも、住民に一言の相談もなく原案を決めたことは住民不在に等しいと憤りを爆発させる人もあれば、テープレコーダーを片手にして減歩を有償にして欲しいし、又台帳面の地積では困ると訴える若い人もある。質問する人も答える当局もお互いに不安はかくせない。それだけに真剣なやりとりが昼食時間も忘れて続いた。

この日の午後と翌9日の午前、午後には亘る4回の全体説明会に集まった人は延984人、数の上では被災者のほぼ全世帯数に匹敵することになる。2日間の説明会での主な質問は①区画道路の変更はあり得るのか②区画整理事業の決定者は誰か③

商店街主体の町づくり案ではないか④代替地用地のために亀ヶ崎地区の一部を早急に土地造成できないか⑤減歩とは何か、60㎡の土地を更に取り立てては困る⑥32M道路は交通公害を招くばかりでなく、東西の商店街を分離する⑦社寺用地を優先的に提供せよ⑧用地買収の価格をあげる⑨商店街にある一般住宅者を差別するな……等々苦情と不満もあったが期待感も少なくない。特にこの説明会で関係者をほっとさせたことは、防災都市づくりに対する基本的計画に対して反対する人は一人もいなかったことである。

(2) 激励と批判が交互する 各地区説明会

火災復興事業の困難性は誰もが承知していた。1千名を上廻る市民の財産を再配分する事業が1回や2回の説明会で理解されることはあり得ないことであり、市民も又納得するまで引続き説明会研修会を持つ気運が直ちにみられた。そこで私共が困ったことは、各自治会、各職場等から一勢に説明会の要請があった場合、担当課がこれに答えることができるだろうかという不安であった。被災者の神経は高ぶっている。説明会はできるだけ親切にそしてわかり易く、しかも責任ある立場で接することが肝要であるがあらゆる仕事に追われて担当職員が足りない。極めて専門的な内容だけに他課より応援を求めることも至難である。

部長を中心にしてこの問題を討議したが、今後どの位の説明会が予定されるか見当がつかない。被災地に19自治会があり、その他の組織団体からの要請もあろう。少なくとも20回以上は必要となる。部長、課長の連日連夜の出席は日程上から無

理である。しかし、身を捨ててこそ浮ぶ瀬もあり……、いくら忙しくとも被災者の要望には精一杯答える義務があるとの結論に達し、2～3班編成で計画をたて日時が重複しないように調整しながら、すべての説明会に出席する方針を確めたのが11月9日の夜である。

翌10日夜、中の口地区の説明会が秋葉神社で開催された。この地区は焼け残った人が多く、これまで2回に亘り都市計画道路建設のために用地を提供した人もあり、「この事業で松山線の拡巾が実施されると、3度も土地を取られる？ことになり困ったものだ」との悲鳴から始まって、区域の設定が不公平であり、又25M道路になると今までの町内会が二分されると心配する意見もあった。

説明会の終わる頃古老の一人が「幸い私共は焼け残った人が多いのに、この計画では土地は削られ焼けない建物まで移転させなければならず、そのような結果になるのなら、むしろ焼けた方がよかったですさえ思われる」としきりに苦情を並べ立てていたが、大多数の人々は、焼けない地域の人も被災地と一緒に区画整理をしなければならないことだけは了解してくれたようであった。

小雪ちらつく11月15日は二番町(鍛冶町が主体)の説明会、朝9時というのに商店街の人々が30数名つめかけ、16畳位の部屋は満員となる。市の説明方法も口だけでは中々理解されないものがあり黒板に書くことによって効果があがることがわかったので、この日からオーバーヘッドを使用し、整理前と整理後がよく理解できるよう努力した。

ここでは事業計画の骨子にふれる質問も多く、①計画が決定したのか、修正できるのか②道路の高いところを削る計画はあるのか③32M道路巾員

を設定した根拠を示せ④酒田の風対策が都市計画に入っていない⑤建物の高層化によってビル風がふえるのではないか……等きびしい批判が続出したあと、地権者の各論にふれた問題が持ち出された。

議論沸騰のあと、「色々皆さんにも不安やら意見はあろうかと思いますが、私共市の職員も体力の続く限り頑張りますので皆さんにもよろしくご協力お願いします……」と結びの挨拶をすると、さっきまで大声で市の計画を批判していた人まで、大きな拍手で声援を送ってくれたことは、不安と不満は山程あるが何かを頼らなければ生きて行けないとする悲壮感がそこに現われて、今だに焼け付くような印象として残っている。

このようにして地区説明会が連日のように各所で開催され、質問内容も地区毎によって違いはあるが、誰もが早期復興を望む声が強かった。

11月29日、竜巖寺の説明会には80余名の住民が参加し、市当局の他に議会の代表者も交えて息づまるようなやりとりが行なわれた。

地区住民の要望は集約すれば2点にしぼられる。その一つは海晏寺坂を削り取ること、今一つは昔あった南北通路(通称下の山道路)を存置することであった。これに対して市の説明は、坂を削ることは整地との関係で十分に検討するが、南北道路の存置は、かなり難しいことを繰り返し強調した。ところが住民の一部から猛烈な反対論が出された。

住民……「計画を作る時にどれだけ被災者の意見を聞いたのか。市は話しを聞くといいながら押しつけではないか」

市職員……「皆さんのご意見は充分反映させるよ

う最大の努力はするが、事業を振り出しに戻すようなことは出来ない」

住民……「区画整理事業は、区画内の人が委員に出て、その人が計画するのが筋なのではないか」
市職員…「それは好ましい方法ではあるが、審議員は主に皆さんの土地に対する権利を公平に配分されることを審議するもので、事業を計画する人ではない。地権者の皆さんの知恵を出し合ってもらうことはよいが、タイミングがずれば、焼跡に住宅や店舗がバラバラ建ってしまう。それでは防災都市は出来ません。この事業の施行者は県ですが、国、県、市が一体となって計画したものであり、昔と同じ南北道路をつくることは、昔と同じ街をつくることになり賛成し兼ねる」

住民……「地区の私共が、それを希望しているのだから南北道路は計画を変更して是非つくるべきだ」……その通りの拍手が起きる。こんなやりとりがあって、最後に都市計画課長が「一部地区の利益でなく全地域の要望として集約できれば、この事業が遅れない範囲で変更も考える」と締めくくった一幕もあった。結局この要望はあとで述べるように8M巾の歩行者専用道路として事業変更になった。

地区座談会、説明会は12月に入ってから事業計画の中味について続けられ、年が明けてからは、換地の説明を中心に県、市合同で実施され、4月上旬までに61回延約4千名に達した。

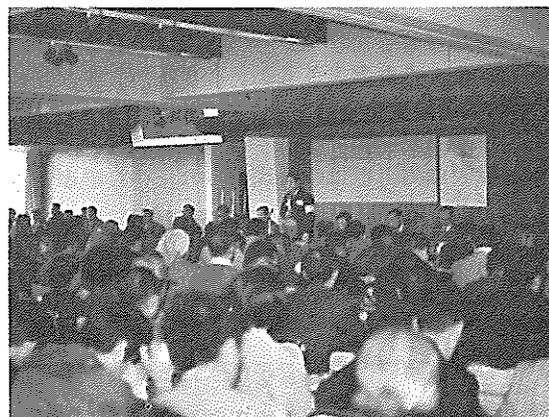
数多い説明会の中でつくづく感じたことは、私共の考えることと、住民の意見とは大きな時間的ズレのあることであった。この住民の意見が、せめて10日早ければ事業計画にも反映できたであろうし、又別の手段も考えられたのに……と思った

が、既に過密ダイヤで列車は走っている。バックはできない。その中で住民要望を取り入れる残された手段は何か。罹災者は混乱し生活に必至である。私共と同じスピードで物事を判断し理解することを住民に期待するのは無理である。

〈時間との競争を止めてはどうか……〉この忠告を卒直に受け入れた場合事業は一体どうなるのか。それはできない。しかし多数の住民の支持がなければ事業を成功させることも不可能に近い。相反する問題の解決に底知れぬ苦悩が長く重苦しく続いた。



地区説明会



早期復興を呼びかける相馬市長

(3) 個人相談室の開設

区画整理事業のより深い理解を住民に求める為に、合同説明会、地区別説明会と併行して、11月8日より個人相談所を4階の廊下に開設した。担当者は事業計画で躍起になっている都市計画の職員を交代制にすると共に、建築、水道課で区画整理事業の経験ある職員の応援も受け、4～6名の常勤で、土日無しの相談業務を実施した。

開設初日の相談件数は48件、11月中だけでも延621件に達した。相談所ではすべてその内容を記録し、代替用地のことは用地班に、建築の問題は建築課に伝達する方法をとりながら、誤った判断をして罹災者に不安を与えることのないよう充分注意したが、問題が複雑だけにそれでも小さなトラブルは起こるものである。

A 職員の返事と、B 職員の判断が違うとか、わからないではすまされないと不満をぶちまける人もあった。

個人相談件数とその内容は〔表-13〕によるが11月中は初期の事業計画に対する不安がはっきり現われており①自分の土地がどこに、どのようになるのか。②整理前と同じ場所に住めるのかどうか。③安い代替地はないのか等の質問が多くみられたが、それが12月～1月に入ると換地に対する希望が断然首位を占めるようになった。

個人相談で、換地に関する要望も1月31日まで183件となり、その後県の復興事務所に申し込みのあったものも含めると約300件となっている。住民PRは、より多くの地権者を相手にしなければならないが、その数よりもむしろ内容である。これで終わったのではなく、今後の換地問題、補償

問題、清算金の支払、工事の進捗と建物の関係等、巾広いPRの積み重ねを辛抱強く繰返す必要がある。

(4) 事業計画に対する 意見書18件

区画整理事業計画に対する縦覧は、法52条1項の規定により11月27日より2週間と定め、地権者による意見書の提出期日を12月24日までと告示した。この日程も既に事業工程表で述べたとおり、12月29日まで事業認可を受けなければならない大前提があった。

事業計画の原案は、11月8日発表した素案に住民意見を取り入れながら、区画道路及び公園位置等を修正し原案として発表したものであるが、短期間に住民の理解を得ることはできず、所定の期日まで18件の意見書が知事宛に提出された。

この意見書には事業計画外の要望事項もかなり見受けられたが、その要旨は〔表-14〕に示すとおりで、既存道路の廃止反対、クランク型道路や、コの字型道路の廃止等が断然多かった。

12月27、28の両日、山形県都市計画地方審議会はこの意見書を審査した結果、意見書はいずれも不採択となった。12月28日の山形新聞は、「この日（27日）の審議会は、土地区画整理法に基づき開かれたもので、意見書の内容をみると、区画道路の位置の変更、一番町に計画されている公園は、商店街の発展を阻害するので他の位置に変更して欲しい……（後略）等であったがこれに対し事務局側の県計画課では、区画街路の配置は、交通量、住宅環境を考慮、公園の設置は防災空間を確保するほか、買い物広場としての機能を持たせたものだ……と説明、又現地視察した大滝吉郎委員らが

〔表―13〕 土地区画整理事業個人相談状況

(酒田市都市計画課)

年 月 日	曜 日	受付件数	年 月 日	曜 日	受付件数	年 月 日	曜 日	受付件数	年 月 日	曜 日	受付件数
51. 11. 8	月	48	51. 12. 1	水	17	52. 1. 4	火	5	52. 2. 1	火	3
9	火	51	2	木	9	5	水	5	2	水	4
10	水	53	3	金	15	6	木	3	3	木	1
11	木	48	4	土	12	7	金	4	4	金	5
12	金	46	5	日	3	8	土	0	5	土	1
13	土	32	6	月	20	9	日	0	6	日	0
14	日	8	7	火	22	10	月	2	7	月	2
15	月	24	8	水	12	11	火	1	8	火	2
16	火	29	9	木	16	12	水	1	9	水	0
17	水	25	10	金	15	13	木	2	10	木	0
18	木	22	11	土	5	14	金	1	11	金	0
19	金	22	12	日	2	15	土	0	12	土	1
20	土	25	13	月	13	16	日	0	13	日	0
21	日	7	14	火	11	17	月	6	14	月	3
22	月	22	15	水	18	18	火	4	15	火	2
23	火	15	16	木	13	19	水	3	16	水	0
24	水	34	17	金	8	20	木	4	17	木	1
25	木	25	18	土	6	21	金	6	18	金	1
26	金	18	19	日	1	22	土	2	19	土	0
27	土	12	20	月	21	23	日	0	20	日	0
28	日	9	21	火	11	24	月	4	21	月	2
29	月	28	22	水	12	25	火	9	22	火	2
30	火	18	23	木	11	26	水	4	23	水	0
			24	金	8	27	木	5	24	木	1
			25	土	5	28	金	5	25	金	2
			26	日	0	29	土	2	26	土	1
			27	月	7	30	日	0	27	日	0
			28	火	4	31	月	3	28	月	1
			29	水	0						
計		621	計		297	計		81	計		35

主たる相談内容とその割合

相 談 内 容	S 51 11月	12月	S 52 1月	2月	計	%
区画整備され新しく道路や公園ができると、自分の土地は「どこに」「どのような」土地が与えられるのか。	131	54	3	0	188	18
区画整理後も従前と同じ場所に住みたいができるでしょうか。	143	100	12	1	256	25
市が買取する土地の価格と代替地が希望する土地があれば、地区外へ移転しても良い。	130	50	0	0	180	17
区画整理されることにより借地、借家権者は、どのようになるでしょうか。	62	16	0	1	79	8
仮換地等計画の進行状況は。			9	9	18	2
審議会とは。			3		3	
計画変更のなかり。			6		6	1
整地の承諾書関係。			5	9	14	1
その他。	155	77	43	15	290	28
計	621	297	81	35	1,034	100

〈意見書の中の減歩や換地問題は、今後土地区画整理審議会で充分検討される内容のものであり、特に計画を変更する必要は認めない〉と述べ採決の結果、18件の意見書はすべて不採択とすることになった。そして今日28日再び開かれる審議会で追加意見書1件を審議、これが手直し必要ない……となれば、事業計画は決定される」と報じている。

〔表-14〕 事業計画に対する意見書

	意見書の要旨	件数
1	山椒小路線は現在でも防火帯である。内匠町、中町通りを結ぶ中央道路として存置されたい。	4
2	過少宅地でも残留を希望する人に対しては、その処置を講ずること。	3
3	一番町、浜町通りに計画された公園は、商店街の発展を阻害するので東後方に変更願いたい。	3
4	仮換地原案は公開にし、住民の意見を参考にし決定すること。	3
5	減歩に反対、精算金の徴集も反対。	3
6	海晏寺坂及び鍛冶町等の高い地域を切り下げられたい。	2
7	32M道路を25Mに変更されたい。	2
8	予定より 3,500M ² も余分な土地買収できたのであるから30坪以下を減歩0にされたい。	2
9	商店街が分断されるので、中町一丁目と二番町間の公園は不要である。	2
10	中町通りと旧内匠町通りとの間に新設される街路は、本来その真中に位置すべきなのに、片寄って計画されているので変更されたい。	1
11	文化財、山新神社、産業会館の側を通る道路がこれらの建物を避けるように計画されている。	1
12	所有地は、公簿上のものとするとのことだが、現在所有地の確認に最大限の努力を払うこと。	1
13	歩行者専用道路を32M道路まで通して貰いたい。	1
14	山新前から下の山への道路新設は、文化財的遺産の「上の山地蔵尊」があるので中止されたい。	1
15	本町通りと中町通りとの間に道路が2本計画されているが、産業会館北側の道路を中町と本町の両街路間に延長するよう変更されたい。	1
16	寺町通りと内匠町との中間を東西に結ぶ巾8Mの道路は、両端がT字型となっている迷路であり、災害時に交通障害となり被害を大きくする恐れがあるので、旧国道7号線と他方を浜町通りに直線で結ぶよう計画変更されたい。	1
17	生活道路が4Mでは狭いので、車の通れる道路にしてもらいたい。	1
18	クランク型道路、コの字型道路は交通上危険なので、なくすようにされたい。	1
19	一番町、新井田町地内に南北に通ずる道路が1本しかないので、一番町地内の上本町路面に南北線一本通して貰いたい。	1
20	中の口通り、25Mの道路については、両側に拡巾されたい。	1
21	減歩に精算金システムを採用されたい。	1
22	浜町通りから旧国道の区間に南北線がない。交通体系上問題あり最低2本の設置を要望する。	1
23	新井田川沿いの市道が廃止されると、宅地は県道に接するので交通事故、騒音公害に悩まされる。従って市道を残し、県道と市道との間は緑地にするよう計画を変更すべきだ。	1
24	土地区画整理審議会を公開にすること。	1
25	新井田町に大きな道路を作ることは、住民にとりマイナスである。	1
26	意見書は十分検討し、可能な限り計画に反映するようにされたい。	1
27	商業地域と住宅地域との減歩率は、別個に定められたい。	1
28	地積訂正で隣接地権者の承諾を簡単に、又申請期間を20日となっているが、それ以後でも受付けられたい。	1

〔表-15〕火災復興土地区画整理事業説明会経過

51.11.2～52.4.3(酒田市)

年月日	曜日	時間	会場	参加人員	対象地区	備考
51.11.2	火	PM 6.30	中和会事務所	25名	中和会(中町)	事業計画
8	月	AM10.00	産業会館	280	新井田町	"
8	月	PM 1.30	産業会館	223	一番町	"
9	火	AM10.00	産業会館	185	二番町	"
9	火	PM 1.30	産業会館	296	中町	"
10	水	PM 6.00	秋葉神社	35	新井田町の一部	"
14	日	PM 3.00	本間傘店	25	一番町の一部	"
14	日	PM 6.00	あぶみや	50	中町・本町の一部	"
15	月	AM 9.00	菊池菓子店	35	二番町の一部	"
17	水	PM 6.00	東北電力	60	酒田地区同盟	"
18	木	PM 6.00	秋葉神社	50	新井田町の一部	"
19	金	PM 6.00	産業会館	100	中町一～二丁目の一部	"
20	土	PM 1.30	母子福祉センター	120	自治会連合会	"
20	土	PM 6.00	薬師神社	80	中町一丁目・二番町の一部	"
21	日	AM10.00	下内町会館	75	一番町・二番町の一部	"
21	日	PM 6.00	天正寺	60	一番町・新井田町の一部	"
27	土	PM 6.30	正徳寺	50	二番町の一部	"
28	日	AM10.00	産業会館	80	一番町の一部	"
28	日	PM 1.00	池田板金店	40	一番町の一部	"
29	月	PM 7.00	竜巖寺	80	中町一・二丁目、中央東・同西町の一部	"
51.12.3	金	PM 6.00	中和会事務所	40	中和会	
4	土	PM 6.00	市職員クラブ	25	旧元米屋町	"
7	火	PM 6.00	東栄町会館	80	旧八軒町	"
9	木	PM 6.00	浜田公会堂	30	旧新井田町、浜田の一部	"
16	金	PM 6.00	労働会館	45	旧荒瀬町	"
19	日	PM 6.00	青年センター	45	地区労(地権者組合)	"
19	日	PM 6.00	薬師神社	20	旧桶屋町、鍛冶町、大工町の商店関係者	"
26	日	PM 1.00	五郎兵衛食堂	20	14区(本町)の商店会	"
52.1.22	土	PM 6.30	産業会館	160	中町一・二丁目	換地計画
23	日	AM 9.30 PM 6.30	産業会館	415	一番町、二番町、新井田町	換地計画(3回)
26	水	PM 6.30	天満宮社務所	60	旧十王堂町、上下匠町	事業・換地計画
26	水	AM 9.00 PM 1.00	産業会館	122	中和会、桶屋町商進会	建築物整備計画
					大工町商耕会、鍛冶町商和会	(4回)
27	木	AM 9.00 PM 1.00	産業会館	92	上内匠町商興会、下内町商工会	"
					浜町商店街振興組合、中央通り協栄会	(4回)
27	木	PM 1.00	母子福祉センター	50	旧鍛冶町、棧物町、十王堂町	換地計画
28	金	PM 6.00	八幡神社	45	戸野町自治会	都市計画道路
52.2.2	水	PM 6.00	市職員クラブ	47	八軒町自治会	換地計画
2	水	AM 9.30 PM 1.00	山形相互銀行 下内町自治会館	38	大工町商耕会 下内町商工会	建築物整備計画(2回)
3	木	PM 1.00	市役所	35	鍛冶町商和会	"
8	火	PM 6.00	産業会館	60	酒田復興を考える会(青年会議所)	—————
9	水	AM 9.30 PM 1.30	産業会館	111	中和会、桶屋町商進会	建築物整備計画
					大工町商耕会、鍛冶町商和会	(4回)
10	木	AM 9.30	産業会館	86	上内匠町商興会、浜町商店街振興組合、 下内町商工会、中央通り協栄会	" (4回)
52.3.4	金	AM10.00	産業会館	250	全地区	(高層化資金)
12	土		産業会館	42	中町	建築物整備計画
16	水	PM 1.00	産業会館	70	全地区	近代化事業講演会
23	水		薬師神社	25	桶屋町商進会	建築物整備計画
52.4.3	日	PM 1.00	産業会館	230	区域全体	建物説明会
	計		61回	延 4,192名		

(5) 事業計画の一部変更 ＝大巾に民意を反映

年の瀬が迫るにつれ、事業計画に対する住民の反対意見は日増しに増大した。この頃被災地全域の19自治会は結束して「酒田大火災害復興自治会協議会」を結成（12月18日）し、事務局を母子センターに置き、協議会の会長に佐藤吉雄氏を選出した。この会の目的は、その規約の示すとおり、「被災地域住民の生活不安解消のため、都市計画並びに土地区画整理事業について、調査研究し、住民的立場に立った災害復興を促進すること」であった。そして結成後（12月22日）協議会の幹部22人が市の都市計画課長らと共に、能代市の大火とその復興の足どりを視察し、火災復興の難しさと、長い期間の苦労を噛みしめて帰郷した。この協議会は、被災者を代表する最大の組織として、県復興事務所及び酒田市と事業についての調整役を果すことになった。

これより先、（11月6日）飽海地区労働組合会議に加盟している被災者が個人の地権を守り、更に災害復興について互いに助け合いを進めるため罹災地権者組合を結成し、地権者のアンケート等を集約して意見書並びに要望書を関係機関に提出した。

事業計画に対する意見はすべて不採択となり、予定通り事業は建設大臣の承認を得て12月28日認可されたが、住民の個人的、組織的な反対の声は激化する一方であった。この世論は議会大火特別委員会でも大きく取り上げられ、市当局もその対策に苦慮したが、このままの状態では住民と共に歩む円滑な事業ができないと判断し、御用納めの

12月28日の午後、市長と大沼建設部長は事業計画の変更案をまとめて出県し、酒田市民の要望を卒直にお願いした。

この要望に対して、県は極めて好意ある理解を示され、年末から年始にかけて変更案の具体的作業が県、市で調整された。この作業と並行して、火災に関係して組織された各種団体等との話し合いも精力的に回を重ね、大火特別委員会の強力な支援も得られた結果、住民の意見や要望をほぼ集約することが可能となった。

1月7日、市長は佐藤都市計画課長を同行して上京し、県計画課の渡部技術補佐、復興事務所の児玉次長等と共に建設省で事業計画変更の内容を説明した。国、県、市ともそれぞれの立場があり基本的な考え方に若干の差があるのは当然であるが、その日の三者協議も事業の進捗を優先して配慮された結果、変更案の協議は同日夜おそく成立した。

1月10日、大火特別委員会に事業計画の変更案を説明、全員一致で了承され、更に1月11日酒田大火災害復興自治会協議会、酒田火災罹災地権者組合、酒田商業地区建設委員会、酒田市議会大火対策特別委員会、自治会連合会、酒田商工会議所、飽海地区労、酒田市議会建設常任委員会、酒田市都市計画審議会の各代表者にも説明を申しあげ、大筋の了承を得ることができたので、1月15日より事業計画の変更縦覧に入った。

計画変更の内容は①防災都市づくりの基本計画は変えない②区画道路がふえても減歩は当初計画の13.05%を上まわらない(12.4%になる見込み)③防火上、歩行者専用道路は直線的に変更するが、街区内の通過交通は極力排除する④計画変更によ

って再度縦覧、その他の手続きがあっても、事業のおくれはないようにする⑤道路変更によって換地計画に支障を生じないようにする⑥変更する区画道路などは、各種団体、個人の修正意見が一致しており、集約できるものはできるだけ取り上げると共に、その内容が国、県の承認も得られ、確実に実現できるものであること。以上の6項目を骨子として〔図-17〕のような変更修正案を原案としてまとめあげた。

豪雪の中で迎えた年の初めに、意見書不採択の

通知が地権者に届き、やる瀬ない気持ちで正月を過ごした住民も、民意を大巾に取り入れたこの変更案の発表（1月15日、復興速報No.2）によって、激烈な反対運動は、徐々に下火となり、2月11日の意見書締切り日までには一件の意見書の提出もなく、ダイヤどおり列車を走らせながら、住民要望をほぼ全面に亘って吸収することが可能となり事業計画決定の大きな難関は、市民の協力と理解によって乗り切ることができた。

〔図-17〕 酒田都市計画火災復興土地区画整理事業



【5】 山形県酒田火災復興建設事務所の誕生



(1) 県・市が一丸となった体制づくり

11月18日開催された酒田市の臨時市議会は大火復興の区画整理事業の県施行を要望する知事あての意見書を満場一致で可決した。区画整理事業は原則的に、市町村が主体となって進めるべきものであるが、①事業内容が膨大で、しかも短期間に完了する必要がある②財政面、組織面でもこの大事業は、酒田市の能力を越えるものであることがその主な理由であった。

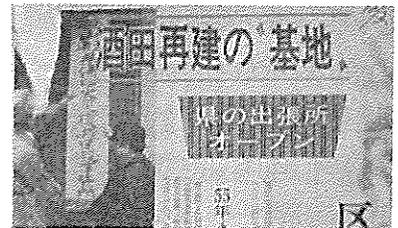
山形県の大英断によって、11月22日板垣知事は記者会見で酒田市の要望を受け入れ、県が事業主体となる考えを明らかにした。そして12月1日、酒田火災復興建設事務所が、旧琢成小学校跡地にオープンした。復興事務所は、事業実施の前線基地となるもので、県職員9名、市からの派遣職員14名、合わせて23名からなり、所長に県計画課の田中技術補佐が大任を背負って赴任し〔表-16〕のような機構で、県、市一丸となった体制づくり

で発足した。

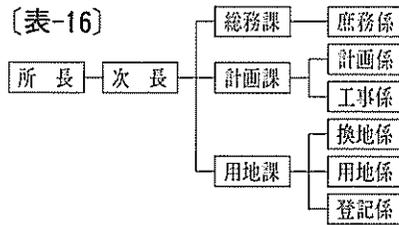
復興事務所開きには県の吉武土木部長、松本庄内支庁長、市側から相馬市長らが出席。吉武部長が「県としても初めての経験する事業でもあり、計画の基本的な考えに、自信と勇気をもって当り被災者の立場に立って事業を完遂して欲しい」と挨拶。市長も「県の英断で事業を進めてもらうことになったが、市は全面協力し事業を是非完成させたい」と所員を激励した。

これとは別に酒田市も都市計画課内に復興建設係を新設、兼務も含めて4名の職員を配置し、一連の復興相談と県事務所との連絡役に当たる機構をつくった。12月2日、県、市関係職員の合同会議を開き重要な業務15項目についての引継ぎと、今後の問題点について協議した。

県の復興事務所開設に当って、県と市との間に次のような協定が成立し、職員派遣に関する協定書も円満に締結された。



〔表-16〕



区画整理を推進
23人の職員が課設ける

山形県酒田火災復興建設事務所組織図（昭和51年12月1日設置）



県・市の事務引継

酒田都市計画火災復興土地区画整理事業に関する協定書

山形県知事板垣清一郎(以下「甲」という。)と酒田市長相馬大作(以下「乙」という。)とは酒田大火による罹災地区に係る防災都市建設を目標とする酒田都市計画火災復興土地区画整理事業(以下「区画整理事業」という。)を施行するにあたり、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 区画整理事業は、本来乙が施行すべきものであるが、乙の強い要請もあり、その緊急かつ重要性に鑑み、特に甲施行の区画整理事業として実施するものとする。乙は区画整理事業の推進にあたっては、甲に全面的かつ積極的に協力し、もって酒田罹災地区の速やかな復興を図るものとする。

(職員の派遣)

第2条 乙は、区画整理事業に係る次の各号の業務を分担するに必要な職員を甲に派遣するものとする。

- (1)区画整理事業について関係住民を啓蒙し、及び関係住民と折衝する業務
- (2)用地の取得及び補償並びに換地に関する業務
- (3)用地の取得及び換地に伴う登記に関する業務
- (4)その他、甲、乙協議して定める業務

第3条 乙は、区画整理事業の円滑なる推進を図るため、甲に積極的に協力する体制を整えるものとする。

(費用の負担)

第4条 乙は、区画整理事業に要する経費の一部を負担するものとする。

2. 前項の負担額は、毎年度の事業費から国庫補助金及び当該年度の事業費の100分の10を差引いた額とする。

3. 乙の派遣に係る職員の人件費の負担については、別途協議する。

(疑義の決定)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容について疑義を生じたときは、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

昭和51年11月26日

甲 山形県知事 板垣清一郎

乙 酒田市長 相馬 大作

(2) 吹雪の中で整地作業

オープンした県の復興事務所は、息つく暇もなく山積する問題の解決に全力を傾注した。その頃最も急を要する仕事は用地買収であり、正確な道路計画の測量であった。と同時に施行規定案の検討、換地基準案作成についてコンサルとの打ち合わせも連日の如く開催され、土、日曜はおろか、年末年始も返上しての活躍は「非常時体制」を現実に物語っていた。旧塚成小跡には52戸の応急仮設住宅と中央公民館、児童図書館、そして道路沿いには仮設店舗等が建ち並び、その一角（旧小学校々舎）に陣取った復興事務所には、夜の更けるのも忘れたかのように、何時も灯りがともされていた。

正月2日、折からの吹雪の中で現地測量が再開され、視界10～20Mの悪天候にもかかわらず道路センターの杭打ちは着実に実施された。年末年始の豪雪は、被災地特に仮店舗の営業者にとっては、その売上げが従来の半程度とも言われ、泣くに泣けない二重の災害でもあった。事業計画の変更によって、いくら心落ち着きを取り戻した被災者の関心は換地計画に集中した。復興事務所では、仮換地案のでき上がる前に、換地に対する基本的な理解を深めるために1月23日より合同説明会を開催した。この説明会で特に市民に協力を求めたことは整地作業の同意であった。

現地測量と諸物件の細部調査が進むにつれて、地下埋設物（古井戸、穴倉、地下室、浄化槽）が意外に多いことを発見した。古井戸の数だけでも240個に達したと言われている。一日も早くわが家が欲しい……と、熱望する被災者が激しい吹雪と

稀にみる豪雪の中でじっとがまんしている。早期復興に一番急ぐものは仮換地の指定であるが、整地工事が完了しなければ現地に仮換地の表示もできず、結局建物の着工はおくれることになる。

仮換地指定前に何とかして早期整地作業ができないか。法的にできないことは百も承知であった。しかし何とかしなければならない。それには極めて困難ではあるが、地権者全員の同意を求める以外にとるべき手段がなかった。合同説明会では換地前の整地の必要性を詳細に市民に訴えて協力を求めた。説明会場に同意書（承諾書）の用紙まで用意してPRし、各自治会単位に同意書の取りまとめも要請したが、地下埋設物の補償問題ともからみあって、予期した以上の同意は得られず51年度予算の整地費も用地費に流用しなければ？と心配された。

この時期と前後して、50区自治会、協同組合協栄会、中央商店街研究会、商工会議所、商業地区建設委員会、大火災害復興自治会、大火罹災地権者組合、その他の団体又は個人から海晏寺坂等の切り下げ造成について強い要望があったので、どうしても整地工事に対する同意書の取りつけが急務となった。そこで1月23日、1月30日の復興速報で「多くの住民の要望に答えるため、県で整地工事の設計を進めています。凸地を切り下げ、宅地を整地し、道路整備を早く進めて、住宅や店舗を、仮換地後一日も早く建てられるようにするためにも、是非共、地権者の同意書が必要です」と呼びかけ、2月30日の復興速報で整地工事の具体的設計概要を示す頃になると、困難と思われた同意書も90%を超して関係者をほっとさせた。

2月23日地吹雪が舞う被災地で質素な修ばつ式

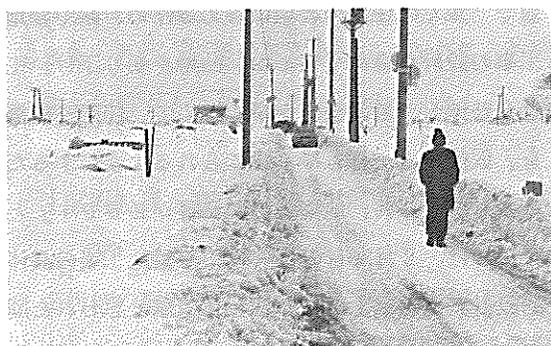
が行なわれ、^①燃えない町づくり、の第一歩が丘陵地の切り下げ、低地の盛土等を組み合わせた整地工事によって本格的に始動した。そしてこの工事はすべて地元の建設会社の手で実施された。

11月の末以来放置されていたかのように雪に埋まっていた22.5haに及ぶ焼跡の大地に、復興の息吹きがよみがえった。「ここに古井戸あり危険」と書かれた表示板も取り外され、季節はずれの吹雪の中で一勢にブルドーザーやショベルが動く。大雪も溶け始めると、そこには家屋の基礎や商店の地下室が焼け跡の生々しさを回顧させている。それでも春風に乗って短期間に整地作業は順調に進められている。

一部補償との関連ある建物や工作物は残されてはいるが、新しい砂で盛られた地肌は美しく、新しい道路や、拡巾なる道路の予定線もわかるようになり、宅盤の高低も次第にはっきりしてきた。町行く人は、朝に夕に毎日変わって行く新しい宅地の姿を眺めて、何を考えているだろうか。厳しくそしてあまりにも長かったこの冬の辛い思い出であったろうか、それとも、最も待ちこがれていたものが、すぐ傍に近寄ってきたとする安心感であろうか、……語り尽くせない複雑な市民感情と共に新しい大地は西から東へと一変し、復興の槌音が日増しに高まっている。そして残されたものは仮換地の指定である……。



← 雪の中の整地作業

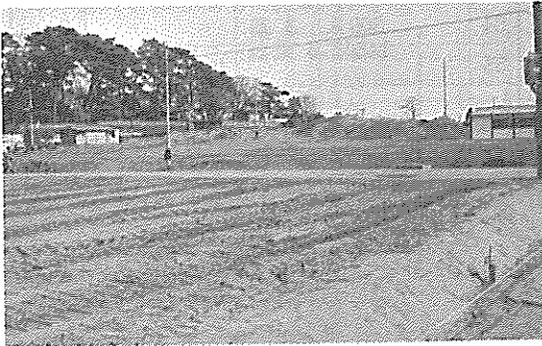


雪に埋れた被災地



地下埋設物の危険防止

質素な修ばつ式
合わせて井戸埋込み供養



新しい大地が西から東へと変りつつある



合
整
地
作
業
←

家屋の基礎が焼け跡の生々しさを回顧させる

(3) 関連事業の整備計画

■ 道路整備計画 ■

早期復興計画は、区画整理地域内の道路整備計画と、上水道、下水道、電気、ガス等の供給施設の整備計画が並行して実施されなければその効果は半減する。復興事務所の計画課を中心として、何度となくこの計画の調整に当たったが、①仮換地作業が完了しなければ具体的な設計はできない。②建築物、特に商店街の規模設定が未確定であり需要予測がつかめない、等の理由から難行を重ねたが、一刻も早く建築の着工を促進するのが先決であるので〔図-18〕に示すような年次別道路整備計画を立案して、仮換地原案と共に一般住民に公表した。

新設及び改良を要する道路の総延長は約9.0kmであるが、焼失地の新設道路を早い年度に着工することが基本とされており、52年度で約42%、53年度で約30%を完了する予定である。

この道路整備計画に合わせて他の供給施設も同時に着工されるよう調整が進められている。

■ 上水道、消防施設 ■

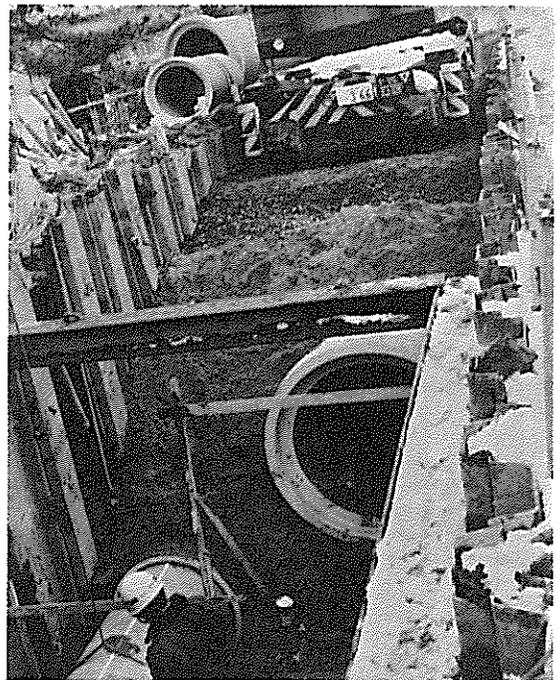
防災都市づくりの骨子はいくつかあげられるが大火による水圧低下の反省から、上水道計画では次のような管径の増大をはかる計画である。

地区別	被災前管径	計 画
新井田町一番町	100φ以下	150φ及び200φを追加
中町地区二番町	150φ以下	150φを更に追加

悲惨な大火災をだきないためには、市民が一丸となって防火思想の普及に務めることは言うまで

もないことだが、酒田地区消防組合では、酒田市全体の防火対策を再検討し、東部出張所の早期増設、消防職員の大巾な増員の実現をはかっていますが、火災復興区域内の消防水利については、道路計画、上水道計画と並行して次のような施設整備を計画した。

施設年度	消 火 栓		防 火 貯 水 槽	
	52	100～200φ	17 基	40屯
53	100～300φ	18 基	〃	4 〃
54	300φ	3 基	〃	3 〃
55			40屯及100屯	4 〃
計		38 基		17カ所



工事中の管渠伏設(浜田地区)

■ 下水道計画 ■

下水道計画は、区域外管渠伏設と、浜田ポンプ場、更に終末処理場が完備しないと区域内の完全汚水処理は不可能である。既設側溝はいたるところで破損され、又新しい計画の整地によって勾配も変化している現況である。

区域内の排水はすべて側溝によるものではなく路面はL型側溝、宅地の排水、汚水は道路内の管渠によって処理される。その施工区分は、

○ 復興事務所施工 (区域内)	300～500φ 延長 8,595M	合 計 12,530M
○ 酒田市施工 (区域内)	600～1,800φ 延長 2,680M	
○ 酒田市施工 (区域外)	600～2,300φ 延長 1,255M	

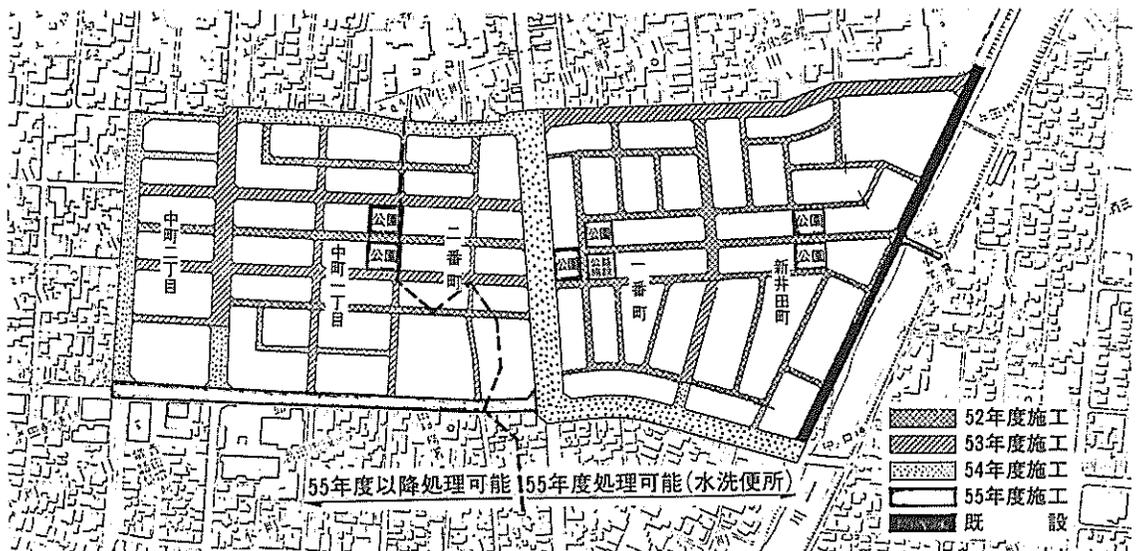
管渠布設の年次計画は、52～53年で完了の予定であるが、地区内の道路築造計画及び柳小路の仮店舗撤去の動向を勘案しながら実施するものであ

る。管渠と共に各宅地の汚水ますの設置数も1,000箇所を超えるものと思われるが、これ等も各宅地の平面計画と不均衡にならないよう配慮しなければならぬので、仮換地と同時に宅地利用の具体的な計画を地権者又は設計者に要望されている。

下水道終末処理場は55年度に完了の見込みであるが、この年度からすべての処理開始が可能となるのは〔図-18〕に示す東側の区域であり、中町地区は管渠工事とポンプ場工事の関連で55年度以降となる。従って被災地の排水は、当面雨水排水と、汚水排水を区分しなければならず、水洗便所の使用について、きめ細かな指導と配慮が必要となっている。

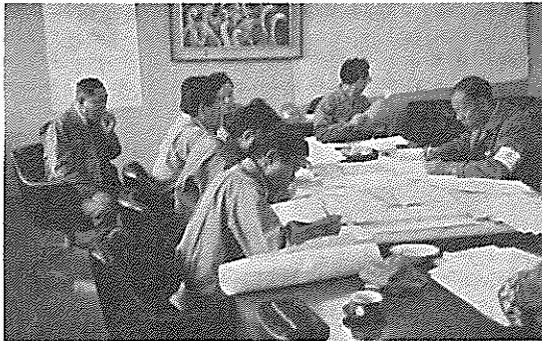
雨水排除対策を実施するための浜田中継ポンプ場は現在工事中で53年度中に完了する予定である。災害関係の下水道工事は約15億の巨額を要する見込みである。

〔図-18〕 道路及び公園築造年度予定図



〔表-17〕 土地区画整理事業計画決定経過

年月日	土地区画整理事業（知事決定）	年月日	土地区画整理事業計画（施行者知事）
51. 11. 2	酒田都市計画審議会	52. 11. 25	酒田都市計画大災復興土地区画整理事業の事業計画縦覧依頼 知事→市長 計686号
11. 4	酒田都市計画大災復興土地区画整理事業面積 32.1ha 酒田都市計画土地区画整理事業の決定申請→知事 酒都計発 第99号	11. 26	事業計画の縦覧 土地区画整理法52条1項の規定により定める事業計画の縦覧（11月27日～12月10日） 山形県告示 第1821号 意見書提出 12月24日
11. 5	酒田都市計画土地区画整理事業案の縦覧告示（11月8日～11月21日） 山形県告示 第1727号 土地区画整理事業案の縦覧依頼 計618号 18条第1項の規定による意見 計618号	12. 11	事業計画縦覧結果報告 酒都計収 第316号の2
11. 15	18条第1項の規定による意見の回答 酒都計収 第293号の2	12. 27	山形県都市計画地方審議会
11. 24	山形県都市計画地方審議会	12. 28	酒田都市計画大災復興土地区画整理事業の設計の概要申請 知事→建設大臣 計第725号 土地区画整理法52条第1項の規定により認可、建設省形都府発 第968号 建設大臣→知事 土地区画整理事業計画の決定 山形県告示 第2002号 酒田都市計画大災復興土地区画整理事業の施行地区及び設計概要を表示する図書の送付（土地区画整理法55条第8項の規定） 建設省形都府発 第968号の2 建設大臣→市長
11. 25	20条第1項の規定による図書の写し 計618号		
11. 26	土地区画整理事業の決定 山形県告示 第1819号		
12. 6	20条2項の規定による図書の写しの縦覧告示 酒田市告示 第110号 〔上記は施行区域の決定である〕		
		52. 1. 7	土地区画整理事業計画の写しの縦覧告示（55条10項及び施行規則4条の3の規定により） 酒田市告示 第5号
		1. 14	酒田都市計画大災復興土地区画整理事業計画の変更縦覧告示 1月15日～1月28日 山形県告示 第64号 意見書の提出 2月11日
		2. 15	酒田都市計画大災復興土地区画整理事業計画の変更認可 建設省形都府発 第139号 事業計画変更告示 山形県告示 第257号 事業施行区域及び設計概要の変更を表示する図書の送付 建設省形都府発 第139号の2



事業計画作成作業



焼失前の中町繁華街



焼失後の中町

仮換地の指定を待つ被災地区の造成は急ピッチで進められている (52年5月)

① 西北西

北

鳥海山

東



清水屋デパート

裁判所

伝兵工業局

海安寺

東急イン・ジャスコビル

仮設店舗

相蘇ビル

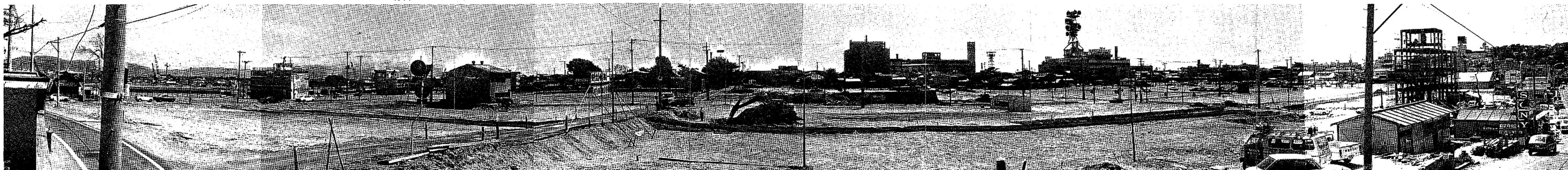
浜町通り仮設店舗

② 東

月山

南

西



守護地藏堂

仮設店舗

相蘇ビル

白崎ビル

林倉庫

山新ビル

丸本ビル

市役所

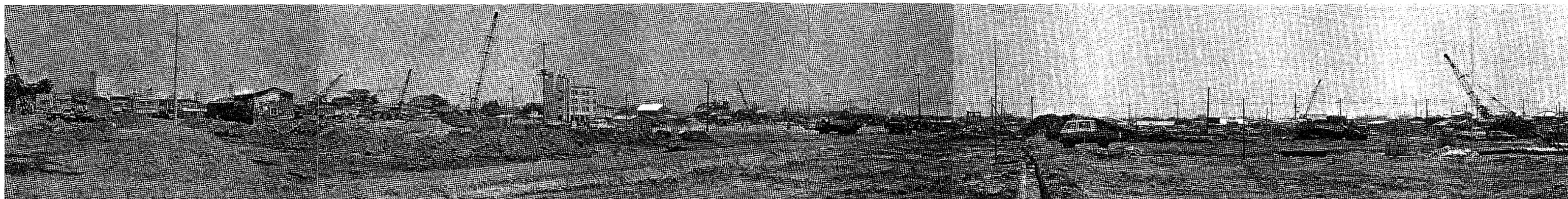
電々公社

清水屋デパート

③ 北

東

南

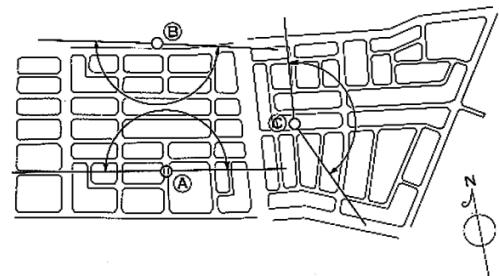


東急イン

ジャスコビル

小野酒造

浜田ホテル



【6】 仮換地の指定



審議委員の選挙

(1) 審議委員の選挙

換地計画が進むにつれて、土地区画整理審議会委員の選挙事務も、2月に入って急速に具体化した。審議会の目的は、土地区画整理事業を民主的に実施するため、これに関係する権利者の意見を直接反映するために設置される施行者（山形県）の補助機関である。土地の権利に関して直接被災者の利益に関係する事項を審議する、極めて大切な機関であることを地権者にPRし、そのために地権者の立場で公平中立な判断のできる人、又総合的な調整のできる人の選出を強く要望した。

審議委員の総数は10人で、8人は施行地区内に

権利のある土地所有者と、申告による借地権者の中から選挙されることになり、選挙日は、2月13日と告示された。残る2人は学識経験者の中から山形県知事が任命することになり、酒田市元助役の伊藤珍太郎氏と、酒田市土地区画整理組合連合会々長の小島勝朗氏が任命された。

1月31日、選挙人名簿が確定し、土地所有者1,001人、借地権者5人、計1,006人となり選挙による審議委員の定数は、前者が7人、後者が1人と決定した。審議員立候補届けの受付は、2月1日より開始されたが、その任務の重大性を意識し過ぎたためか候補者の出足は低調で、無競争当選も噂された程であった。ところが締切り日の2月5日になって俄然状況は変化し、借地権者の立候補は、酒田演芸株式会社1人であったので無競争となったが、土地所有者は定員7人に対して9人の

立候補となり、予定通り選挙戦となった。

2月13日、みぞれ降るあい憎の天気であったが、午前9時から復興事務所で投票が開始され、「公正に意見を述べてくれる人」を求めて次々と有権者が投票場に訪れた。午後6時投票は締切られ、投票数は528票（有効525票、白票3票）で、投票率は52.75%と少し低調であったが、選挙名簿中の死亡者、県外在住者、法人で代理手続きのできなかった人を除いた投票率は約66%であった。

開票は、候補者又はその応援者も見守る中で午後7時から行なわれ次のように当選者が決定し、翌14日当選人が公告通知された。

当選 伊藤 宗一 (36才) 公認会計士
✧ 赤塚 正治 (70才) 青果物商
✧ 児玉 正一 (70才) 仏壇仏具店
✧ 相蘇 俊也 (54才) 会社役員
✧ 五十嵐義夫 (62才) 会社役員

当選 佐藤 義勝 (42才) 国鉄職員

✧ K. K ナカジマ運動具店

予備委員伊藤美代治 (75才) コンサルタント

✧ 伊藤 公一 (58才) 会社員

初の審議会は、1月17日県復興事務所で開催され、会長に知事が任命した伊藤珍太郎氏、会長代理に五十嵐義夫氏を互選したあと、換地設計の基礎となる土地の評価員として県知事が選任した次の方に同意を与えた。

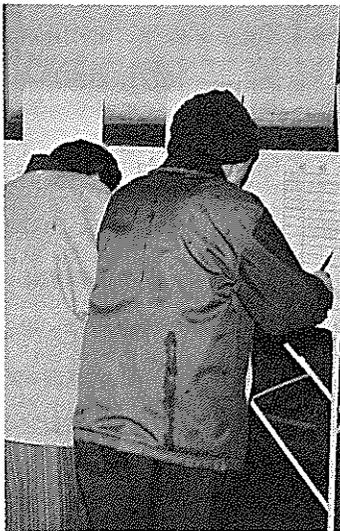
松村 正次 (75才) 税理士 (自営)

菅 清吾 (71才) 会社員 (本立株式会社)

上原 正男 (55才) 公務員 (庄内支庁)

石栗 恒也 (49才) 会社員 (庄内銀行本店)

高橋 雅宏 (43才) 公務員 (建設省)



審議委員選挙投、開票風景



(2) 仮換地原案の発表

2月19日第1回の評価員会で、土地評価基準案が原案どおり了承され、これを受けて2月21日開催された第2回審議会において、仮換地計画に必要な換地設計基準案(別項掲載)に同意した結果、直ちに仮換地作業に取りかかり、2月28日、原案をまとめあげて第3回審議会に諮問した。

第3回審議会は会場を遊佐町の「とりみ荘」に移し、全委員参加して審議が続いた。仮換地の図面発表前に、換地基準と評価基準について再確認するため、具体的な例題に基づいて勉強を重ねた普通地の評価を基準として、角地、正背地、袋地

盲地等の事例を詳細にコンサルより説明を受け、積極的に意見の交換を行なった。

早く仮換地図面を公表して欲しいとの要望もあったが、仮換地原案発表のあとの問題を考えた場合、あらかじめ時間設定をせずに慎重に対処すべきだとの意見が多く、この日は夜6時まで審議を続け、参加者全員その夜は「とりみ荘」に釘付けされ、翌日9時から審議が開会された。そしてこの日は、①不換地宅地②特別の宅地に関する措置③過少宅地の緩和等の取扱いを検討し、今後の審議方法を論議した結果、午前11時過ぎ大きな仮換地図面が会場に貼り出された。

審議員は総立ちとなり、喰い入るように図面をみる。長い間関心の的であった「新しい自分の宅地、が公開されたのである。予想どおりに換地された人もあったでしょうし、これは意外と感じた人もあったろうが、そこは審議員の立場を充分理解されているので、個人的意見の発表は控え目で午後1時から飛換地等の特殊な例題の説明を受けて散会した。

3月3日の審議会で、県の原案は公平なものと考えているが、明日(4日)より地権者に原案を説明し住民の意見を吸収して整理したあと再審議することを了承した。

3月4日、住宅街の新井田町から仮換地案が一般の被災者に公表(供覧)された。この日の供覧会場では、焼ける前のような袋小路や、四方を他人の土地で囲まれた所はなくなり、宅地の全部が道路に面するように整然と区画された図面が展示され、新しい宅地位置、面積、減歩率が一目でわかるようになっていた。自分の宅地が公園用地になったS氏は、道路を隔てた北側に約30M移され

て換地されたが、従前の土地は間口が狭く、ウナギの寝床のようだったが、やや四角の理想的な形になり、不安が消し飛んで笑顔をみせていたが反対に、焼ける前には6Mあった間口が4.5Mに縮小され、奥行きが42Mになってどうして家を建てようかと頭を抱え込む人もあった。この日の供覧でさまざまな苦情もあったが、一番多かったものでは「隣組がバラバラに別れてしまう」と「何としてもあの人の隣はいやだ」という感情論であった。後者は、ほとんど長い間の境界争いがからんでいるという。(以上3月5日付山形新聞より)

このようにして3月7日まで各地区の供覧が実施され、原案を了とする人、不満をぶちまける人等、さまざまな思わくを抱いて説明を受けた地権者847名に、新しい宅地、が原案として与えられた。復興事務所では、この原案に対して意見のある地

権者に対しては、直ちに文書で意見の提出を求めた結果、次のような280件の意見書(全体の約30%)が提出された。

意見書の内容

項 目	件 数	%
間口が狭い	84	30.0
位置が悪い	61	21.8
減歩率が高く不公平	18	6.4
モールだけに面して不便	11	3.9
市有地の調整地が欲しい	67	23.9
土地の形状が悪い	8	2.9
他の土地と交換して欲しい	11	3.9
集合換地を望む	10	3.6
その他工事等の要望	10	3.6
計	280	100.0



審 議 会

この意見書は工事等の要望、市有地の調整地の希望等、換地上の不満より更に宅地利用の増進のための要望も77件近くに達しているが、それでも200件以上の不平、不満が新しい問題点として浮上し、ある程度予期されたこととは言いながら大きな波乱を呼び起こすことになった。

3月10日第4回審議会は「とりみ荘」で開催されたが、仮換地案に反対する声は、テレビでも報道され、生の声が市民にも伝わり、大きな反響を巻き起こした。この日10時より開かれた市議会の予算委員会でもこの問題が緊急質問の形で取り上げられ、「先に県や市が説明したような換地にならず、多くの地権者から苦情が出ているのはどういわけか」また、「意見書に対して市長の対応策は何か」等について鋭い質問があり、議会最終日を待たずして次のような異例の緊急要望書が3月18日可決された。

要 望 書

火災復興土地区画整理事業仮換地案の発表に対して、280件の意見書が提出されましたが、これら諸問題の解決に対し山形県酒田火災復興建設事務所、火災復興土地区画整理審議会をはじめ酒田市及び酒田市議会に対して強くその善処方を求め

られております。

したがって、貴職におかれては次の事項について早急に対処し、復興事業の円滑を期すよう要望します。

記

1. 意見書に対して、酒田市が取得した土地及び市有地を調整地として提供するなどして、地権者の了解を得よう万全の措置を講じられたい。
2. 仮換地は、評価方式によったとしてもいろいろと意見があることから、仮換地作業の拙速を戒め、不公正のそしりを受けることのないよう十分配慮されたい。
3. 浜田保育園復旧敷地を早急に決定し、換地処理に支障を与えないようにされたい。
4. 市有地及び取得用地を換地調整地にする事による財政負担について、早急に明らかにされたい。
5. 以上の事情を考えると、被災地域内の市有地及び取得用地を被災者以外の用に供することは、仮換地作業の進められている今日適当でないと思料されるので、十分配慮されたい。

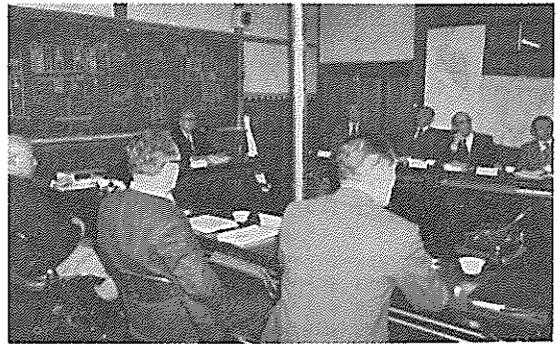
昭和52年3月18日

酒田市議会議長 斎藤 辰夫

酒田市長 相馬 大作殿



評価委員会



審議会

3月11日大火特別委員会（協議会）が夕刻に開催され、復興事務所の田中所長、児玉次長も出席して、昨日（3月10日）の審議会の状況と、意見書の処理方法について次のように説明した。それによると仮換地の供覧目的は、仮換地の指定ではなく、原案の位置、面積、減歩についてその内容を住民に公開し、判断の材料としたものであり、問題点については充分地権者の意見をきいて修正可能なものはできる限り修正する方針である。全地域を58ブロックに区別してあるが、意見書280件のうち、復興事務所で検討の結果、市有地（調整地）の活用、隣人との交渉、ブロック内での調整等で、約160件が修正可能と思われる。審議会ではこれ等の修正作業を10日間位で済ませるよう県に要望すると共に、調整地の活用については、希望者に無制限に譲渡することは、調整地のないブロックの地権者と不公平にもなるため①従前地より間口が狭くなり土地利用上極端に支障あるもの②調整地がないと、既存建物の存置が不可能で多額の移転費用を要するもの③モールだけに面した宅地で、駐車場（個人又は共有）用地がないと営業に支障あるもの④面積減歩が緩和されても、なお過少宅地として残るもの……等を充分考慮して修正に応ずることを原則とした。

以上のような復興事務所の報告のあと、大火特別委員会では①評価式の採用は止むを得ないとしても、最低の間口を換地基準で決めることはできなかったのか②緑と都市空間を配慮してあるのにそこに住む市民の最低住居基準は考慮されなかったのか③160件は解決のみとおしがあるにしても、それ以外の問題はどのように解決するのか④依然としてウナギの寝床のような土地は解消されるの

か……等の意見が続出されたが、結論として早期復興を急ぐあまり拙速主義に陥ることなく、見切り発車は慎重にして、できるだけ多くの住民の要望を尊重して修正に応ずるよう強い要望が出された。

これらの要望に答えるため3月24日、市長は知事宛に要望書を提出した。その内容は、保育園、防火水槽用地、資料館等、是非共必要な公共施設以外の市有地並びに調整地は、被災者の換地が総合的に調整されるよう充分活用され、住民の理解を得ながら、円滑な仮換地の指定がなされると共に、一日も早く復興ができますことを主旨としたものである。

3月10日以来約2週間、換地修正作業は昼夜の別なく続行された。ブロック別の地権者と協議の上、ある程度話し合いのついた修正原案を児玉次長以下換地係が千葉県の松戸市（福岡土地区画整理協会千葉出張所）に飛んで、コンサルに指示を与えながら電算機を活用して調整し、でき上がったものからピストン式で現地に持ち帰り、再度地権者と相談して変更原案を作製する。このパターンを何度となく繰り返す一方、問題の残る地権者（隣地関係の1～2名もあれば、ブロック単位の10～15名に及ぶこともある）の参集を求めて必至の調整作業が果てしなく続いた。一部修正することによって、修正前の地権者から新たな異議が出る等、一方がよくなれば一方が悪くなる。

このように理論的に決め手のつかみにくい極めて複雑な仕事が換地であるが、関係者の努力と住民の協力によって、3月25日に開催された第5回審議会までに158件が調整されたが、審議会は更に4月上旬まで残された100件以上の調整を続行す

るよう要請し、仮換地指定の期日については次回の審議会で話し合うことになった。

4月3日、「大火地区住宅建設説明会」が産業会館で、酒田市、庄内支庁、復興事務所、酒田地区設計監理協会の関係者が出席して開催された。この説明会のねらいは、仮換地の指定と共に、商店、住宅等が短期間に着工が予想されるため①災害復興住宅資金の借入れ手続き②建築基準法の知っておきたい基礎知識③建物の平面計画の進め方④道路築造と供給施設（水道、下水道、電気、ガス、電話等）の関連について一般住民に説明し、建築工事と設備工事の進め方の調整をはかったものである。

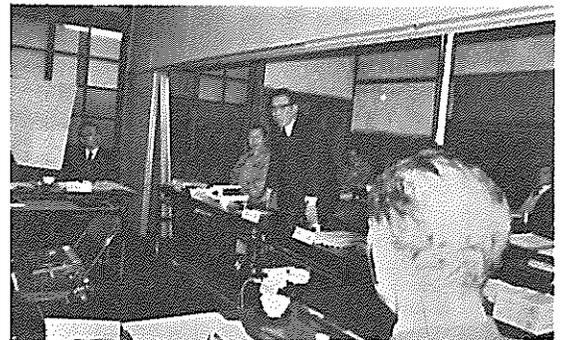
仮換地の修正が難行している間にも整地工事は順調に進み、既に仮換地の供覧後、家屋新築の設計に着手している人もあって、この日の説明会は予想をはるかに上廻る230名が出席し、予定した会議室には入り切れず、更に別会場を設営して対応し、説明者も二つの会場を掛け持ちしながら汗だくで熱心な討論に当たった。

住民の関心は、やはり建物の融資制度の手続きとその内容に集中したが、それ以上に「仮換地が何時指定となり、自分の家が何時から着工されるのか。又、電気、水道、ガスはどのように供給されるのか」について質問がかなり多く、調整の終わった街区から、一日も早く建物の着工を熱望する声が高まっていることを示していた。

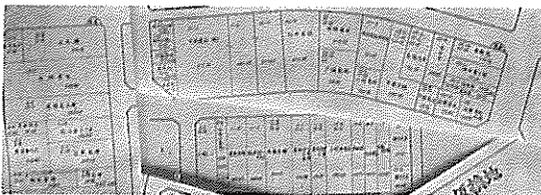
(3) 仮換地の指定



換地説明



審議会



ブロック別仮換地案

4月19日第6回審議会は、報道陣のフラッシュを浴びながら復興事務所で開催された。会議に先立って正村用地課長が激務のため病に伏し休養中であるので、その後任として奥山課長（酒田市下水道課長補佐）が発令された旨の紹介があった。

会議では、前回（第5回）審議会以後の調整結果の報告があり、特に換地修正上、市有地の「調整地」活用については、①間口解消の意見に対処して従前地の間口確保②店舗経営等により位置の変更について割込みに使用し、できるだけ宅地を整形にする③非災家屋の移転を容易にする④家族構成上から小宅地の減歩緩和⑤市有地との交換により換地位置の是正等を主体として調整した結果前回まで122件未解決で残されたものが、大巾に減って17件となった。17件の内容は、やはり間口が狭いとする意見が6件、モールだけに面して不便、又焼け残った建物が移動しないようにとの要望がそれぞれ3件、その他となっている。

審議会は、未調整の17件の解決案、仮換地指定の時期等について具体的な審議に入り、ある程度調整のついたブロックから仮換地を指定してはどうかとの意見もあったが、仮換地指定する前に処理すべき作業として①各地権者に宅地の寸法を記入した辺長図面と位置図の配布②非災建物と換地の状況が一目でわかる重ね図面の作製(実測)③その後の権利者の移動調査等が残っており、これ等の作業に約1カ月の期間が必要であり、更に現地に宅地境界設定の杭打ち作業を（約3千本）する日数も約40日と見込まれるため、これ等の作業日数を総合的に調整して、5月末か、6月上旬をめどに指定に漕ぎつきたいとの方針を了解した。

この日、県の吉武土木部長が所用で来酒され、

審議会に出席して次のような挨拶をのべた。「審議員各位の努力と市民の協力により、仮換地作業もここまで到達したことに深く感謝しています。今日の第6回審議会は〈仮換地の指定について〉を議題としていますが、この作業も大きな山を迎えて極めて重大な段階に入っております。県としても審議員の意見を充分尊重しながら、一刻も早く公平な仮換地の指定を実施する考えですのでよろしく願います。

この挨拶にもあるように、仮換地の指定は、地権者に対して公平でなければならない。「一日も早くわが家の着工を……」と叫ぶ被災者の気持は痛い程よくわかるが、仮換地の指定行為を急いでも、道路工事と関連する供給施設（排水、上水道、下水道、電気、ガス、電話等）の工事が完了しなければ、実質的に個人住宅の着工は不可能に近い。そこで、仮換地の指定前でも建築物の計画、設計ができるように住民に対するサービスを実施することになった。

その中味は、①各戸毎に仮換地予定地の間口、奥行、敷地面積等を表わした辺長図、②更にそれぞれの敷地の位置を仮地番で示す位置図を配布し、③各地区毎に道路、上水道、下水道等の供給施設完了予定期日を表示して説明会を開くことになった。

5月7日、第7回審議会は①未調整の仮換地に対するその後の経過報告②仮換地予定地の〈お知らせ会〉実施要領③仮換地指定準備作業④物件移転補償の基本的な考え方を定めるため、4月28日学識経験者の意見を聴取した報告等を審議し、復興事務所の原案に同意した。

仮換地予定地のお知らせ会は、道路工事を急ぐ

新井田町、一番町の25ブロックについては5月9日～13日まで、他のブロックは5月27日～28日まで開催され、被災者はそれぞれ配布された宅地図面によって建築物の設計に着手するため、ガス、止水栓、汚水枡の予定位置も決めて、本工事の場合の手戻りを極力減らす処置もとられた。

焼失地を最優先とする道路築造工事は、既に早着事業として4月に着手され、主要幹線下水道工事も6月完了をめどに工事中である。工事の手順としては、各供給施設の地下埋設→道路下層路盤→表層整備となるが、これ等の工事で、52年度予定分は、全体の道路延長約9kmに対して、ほぼ50%に当たる約4.2kmを緊急順位により整備し、完

了時期は大部分が7月末、一部が9月中旬となっている。

この工程により道路の下層路盤が完了予定の6月下旬～7月上旬には、各宅地の基礎工事の着工が事実上可能となり、「来年の正月は新しいマイホームで…」の悲願が実現するわけである。仮換地の指定は、前述のようなさまざまな理由により初期の目標より少しくズレを生じたわけだが、今新しい宅地の目の前で展開されている道路工事を目撃している被災者は、事実上の仮換地図面を手にし、はやる心を押えながら、マイホームの設計、計画に苦しみと喜びをかみしめていることであろう。



▲仮換地原案の発表



市街地再開発促進 区域が誕生 中町三丁目に

仮換地の調整が難航する中で、商店街の共同店舗計画は、4月1日に市の商工課、建築課、商工会議所を中心として結成された「酒田市商業地区復興事務所」の誕生によって促進され、商店街各街区毎の研究会、説明会、検討会等が連日の如く開催された。その結果4月21日、大沼デパートのあった中町二丁目の繁華街〔図-17〕による④及び⑤ブロックの地権者32名が市街地再開発事業を促進すべく、「酒田中町第一市街地再開発」の準備組合を結成した。又、浜町東面に進出を希望した大沼デパート、清水屋デパートの動きもあって、商店街の再編成さえも論議されるようになった。5月に入ってから、中町、桶屋町、鍛冶町を中心とする「酒田中町通り振興組合」が高度化資金の活用による共同建設事業に積極的に乗り出すことになり、仮換地指定と共同店舗建設、そして道路工事の進捗が同時にからみながらも、復興への基礎づくりは着々と進められた。

これ等の動きに歩調を合わせ、6月上旬予定の

仮換地指定に焦点をしばり、建築物の着工を促進するため既に12月27日、酒田市の都市計画審議会で決められた用途地域、防火地域、準防火地域の変更決定手続きを5月4日正式に県に申請した。これは仮換地の調整により変更もあり得るものとして決定を留保していたが、現段階ではその必要は認められず、又これ以上決定を延ばすことは、建築着工に混乱を生ずる恐れがあると判断されたからである。同時に中町二丁目の④及び⑤ブロック1.2haの区域を高度利用地区と市街地再開発促進地域として決定した。この内容は市街地再開発を促進すると共に、土地の高度利用と、近代的な魅力ある商店街の建設をはかり、併せて固定資産税の軽減、開発銀行等の長期融資の貸付け、国、県、市の補助金導入の道を開くことになった。この決定に当って5月7日、5月10日両日開催された酒田市都市計画審議会では、全員の賛成で承認されたもので、直ちに縦覧に入ると共に、知事の承認を得て6月1日法的効力を生ずることになった。

■ 第一回仮換地の指定 ■

低温で心配された5月の天気もからりと晴れあがって、大火復興を祈願する酒田山王祭も、例年におとらない盛大さで終わった頃、被災地の道路工事や、地下埋設供給施設工事も順調に進み、難航を重ねた仮換地の調整も、担当者のねばり強い説得によって、問題として残されたものは下表のとおり7件となった。

6月9日開催された第8回審議会は、《第一回仮換地の指定》をめぐって熱い討議を展開したが、全員一致で次のような被災地の仮換地指定を了承した。県ではこれを受け、6月10日付で各戸毎に指定通知を送付することになり、6月25日より仮換地の指定と、土地を使用して住宅等を建てる、「使用収益の開始」を同時に発効させることになった。

今回仮換地の指定を受けた部分は、一番町、新井田町内の19ブロックで、その面積は35,386㎡、全体の約17.4%、筆数では157筆、対象者は142名（全体の約14.2%）となっている。復興事務所の今後のスケジュールでは、6月下旬に第二回の指定、

(55～58ブロックの一部)、7月中旬迄には、32m道路の東側全域と西側の一部の指定、更に8月下旬には残る全地域の指定を完了する予定となっている。

審議会では、残された部分についても、仮換地の指定の障害となっている道路、給排水等の工事を極力急いで整備し、被災者の心情も充分汲みとって、一刻も早く建物の着工を促進するよう強く要望した。県もこの要望に答えて、全力をあげて工事の督促に当ることになった。

被災者が待ちこがれていた仮換地の指定は現実のものとなった。この日、歩行者専用道路と、公園整備計画の協議会に出席していた大火災害復興自治会協議会の佐藤吉雄会長は、「待望の仮換地の指定が決ったことは非常に嬉しいことである。残された部分も速かに実施されることを希望している」と話してくれた。

仮換地の効力発生によって、本格的な建築が今開始されようとしている。既に建築確認申請の第1号が昨日（6月9日）提出されている。あの日から約7ヶ月、苦しみと悲しみを乗り越えて、新しい復興の息吹きは建設の音に変わってゆく。……

仮換地修正作業経過表

原 案（3月1日）		第1回修正案（3月25日）		第2回修正案（4月19日）		第3回修正案（6月9日）			
意見・要望項目	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
1	間口が狭い	84	30.0	29	23.8	6	35.3	2	28.6
2	市有地の調整地が欲しい	67	23.9	32	26.2	1	5.9	1	14.3
3	位置が悪い	61	21.8	27	22.2	1	5.9	3	42.8
4	減歩率が高くて不公平	18	6.4	6	4.9	1	5.9	1	14.3
5	モールだけに面して不便	11	4.0	6	5.0	3	17.6	—	—
6	他の土地と交換して欲しい	11	4.0	6	4.9	1	5.9	—	—
7	集合換地を望む	10	3.5	4	3.3	—	—	—	—
8	その他工事等の要望	10	3.5	10	8.1	—	—	—	—
9	土地の形状が悪い	8	2.9	2	1.6	1	5.9	—	—
10	焼け残った建物の保全					3	17.6	—	—
計 (A)		280	100.0	122	100.0	17	100.0	7	100.0
全権利者に対する割合 (A) / (B)			27.8%		12.1%		1.7%		0.7%

(B) 全権利者数 1,006名

【7】

火災復興と 防災都市づくり

＝ 講演要旨 ＝

横浜国立大建築科教授

入沢 恒先生



入沢教授講演会



寒さのきびしかった去る1月22日、庄内特有の風雪が横から吹きつける日であったが、都市計画の分野を一筋に歩み続けること30年、特に防災都市づくりの権威者である入沢恒先生（横浜国立大の建築科教授）を迎えての講演会は、産業会館の4階大ホールに集った約120名の市民に、新しい町づくりの意欲と正しい考え方について、大きな指針を与えてくれたものと思われる。

講演に先立って、相馬酒田市長より挨拶

があり、「入沢先生には、現在酒田市が火災復興の防災都市づくりを進めている、市街地再開発事業計画委員会の委員長をお引き受けを願っており、先生は、全国再開発基本計画の委員長でもあるので本日の講演は火災復興計画に参考となるのが大きいことでしょう」とその経歴を紹介のあと講演に入った。当日参加できなかった一般市民のために、講演の要旨のみをまとめてみた。

〔まとめ…都市計画課 佐藤〕



■ 大火災は何時でも起きる ■

今回の大火の被災者に心からお見舞申し上げると共に、日夜復興に努力された皆さんの協力と努力に感謝したい。私は只今紹介あったとおり、酒田市が市街地再開発協会に依頼した「火災復興についての再開発計画」の策定に当って、計画委員会をつくり、その委員長をやっていますので、本日は「火災復興と防災都市づくり」と題してお話しをすることにします。都市計画と言ってもその範囲は非常に広く、最近では土地利用や、建物の基本計画も都市計画の分野である。私はこの30年間、本職以上に不燃建築と防災都市づくりを一貫してやってきたつもりです。

今回の酒田大火は11月に入ってからみせてもらったが、新潟市のあの大火は燃える最中に現場を見たのでよく記憶しています。火事は毎日のようにあるが大火は極めて少ないものです。戦後は24年、31年の能代市、36年の北海道の森町、27年の鳥取市、そして新潟市等であるが、たまたま酒田市は不幸にしてやられてしまった。酒田市の過去の歴史をみると、明治27年の庄内地震から約百年間は大火がなかった。しかしそれは不思議なことでもある。何故かと言えば、わが国の木造住宅の密集地においては、ある条件が整えば何処でも大火となる可能性は充分にある。百年目の大火であるから今後も百年位は大火がないだろうと判断することはおかしい。火事には他の地震とか水害のような確率はないのです。地震にはある程度の確率がある。それは地層の大きな変化、地下エネルギーの蓄積の期間があるからであり、水害にして

も異常気象による降雨、又は台風による影響が大きい。ところが火災はそんなものではない。火事は自然現象ではなく人災が大部分である。人間が不用心、油断をすればすぐ火事は起きる。そして条件が悪く風があつたり、木造の多い地区で、消防力がなければ何時でも大火となる。次の大火あるまでにはあと百年という保障は何もない。つまり災害発生の期間的な確率は地震や水害には適用されるとしても火事には適用されない。

■ 都市環境の悪化は 大火災を招く ■

今日私が申し上げたいことは、①現在の都市はその環境が悪くなっている。②そこで一番危ないのは都市災害であり。③そのような災害が現状では起り得る可能性がある。④だとすればどうするか。具体的には防災都市づくりをすることであり、その面で酒田の新しい都市づくりに対する考え方を提言したい。

現在の都市の状態はどうであろうか。産業、経済の発達は大都市に集中し、そこに人口があふれてくる。東京のみならず、近隣都市も急激に都市環境の悪化をもたらしている。高度成長に拍車をかけた新産都市、あの四日市の公害をみるまでもなく、そこに人災と思われる岡山の石油流出事故もある。四日市の都市計画も、私共の考えの甘さもあって結果的には公害の町となって残念だと思っている。

車はどうだろうか。確かに車は便利であるが、道路を広くしないで車がふえれば、車公害となり人も歩きにくい。利便と不便が対立している。技術の進歩は私共の町を住みよくする筈のものであ

るのに、現在では残念ながら逆の方向に進んでいるとしか思われぬ。

人口の都市集中化によって地価はどうであろうか。経済成長によって土地は急激に上昇した。おそらく外国に比較すれば3～4倍高くなっているのではなかろうか。地価があがれば土地利用は高度化され過密化してくるのが当然である。そのために空地が減ってしまう。少し位のあき地があっても駐車場となり、私共が子供の頃に遊んだ空地もなければ、道路で遊ぶことも全くできないのが現状である。その反面、都市は経済的に繁栄し商店街の振興も大きいものがあるでしょう。しかし都市環境の向上はみられず、むしろ悪化の方向に進んでいる。人口過密、密集した木造建築、都市空間の不足、狭い道路、このような都市環境は、不慮はあまり苦痛を感じないものであるが、一度災害ともなれば一夜にして全財産を失うことになり兼ねない。大火で土地は残るだろうが建物はすべて灰になってしまうのである。

酒田大火で死者が1名しかなかったということは不幸中の幸いであり、条件が悪ければ多くの死者を出すことになったであろう。幸いにして出火時間が午後6時前であり、強風はあったが同時に相当の雨が降り、予想以上に延焼時間がおそかったことが、避難を容易にし死者が出なかったと思う。風速20Mともなると、この位の面積では3～4時間で燃えることも当然予想される。

区内大地震にみられるように地震は火事よりも恐しく、大災害となる可能性があり、その地震が何時やってくるかわからない。経済が発展し、科学が進歩しても、私共が努力しないと都市環境は益々悪化し恐しい災害を招くことになる。

■ 都市環境の尺度 ■

それでは都市環境をはかる物差しつまり尺度は何であろうか。それは安全、健康、利便、快適の四つに分けることができる。

安全な都市、それは交通事故や災害のないことである。ところがこれまでの都市計画は、利便性の追求が安全性より強くとりあげられ、早く走れるものを市民も声を大にして要望した。その結果車は早く走ることができて便利になったが交通事故も増大し始め、同時に排気ガス、騒音も大きな社会問題となり、都市計画の考え方も変わってきたのである。ところが世の中が落ち着くに従って、必要な道路建設までが沿道の環境対策を考えないといつけない時代になりつつある。このように安全と健康をあまり考えないで、利益性のみ追求してきたわが国では、最近になって漸く健康性についての「みなおし」をされてきているが、安全性はまだまだの感があり、快適性の追求はむしろこれからであろう。何故ならば安全、健康、利便が充分満たされなければ快適につながらないからである。

日本の大都市には最近多くの耐火建物ができ上がったが、集めてみると10%程度に過ぎず、どこの都市でも木造建築が圧倒的に多く、中小都市ではそれ以上に燃える木造住宅が極めて多いことは事実である。考えてみると不思議なことです。酒田市は昔から数多くの大火に見舞われながらも木造建築が断然多い。他の都市も同じであろうが…この点欧米は違う。石造、煉瓦造が多く、郊外には一戸建住宅もあるが、都心部は連続住宅、共同住

宅が多い。その理由は歴史的に色々あると思うが、日本に木造住宅が多いのは高温多湿の風土、木材が豊富であったこともあるが、城下町の形態もその一つである。外国の城壁は都市の外側であって、その中に住宅があるので必然的に過密状態となり高層化して不燃建物をつくった。ところが日本の城は都市の中央にあり、その近辺に武士が住み、一般住宅は郊外に形成されたため、人口が増えても郊外の田園を無制限に拡大し、一戸建住宅が単に面的に拡大してきた嫌いがある。

■ 集団的安全と木造建築 ■

このように外国では石と煉瓦、そしてコンクリートの建物で共同化が多いのに、日本では土地が狭いのに木造の一戸建住宅が極めて多い。火災の発生は外国でもよくあるが、条件次第で大火となるのは日本が世界一ではなかろうか。更に地震ともなれば多発火災で多くの死者を出すことが必至となる。日本の気候風土がよく木造建築に適合しており、又個人生活にとっても極めて使い易く、親しみやすい財産であっても、それが集団化した場合に都市の大災害につながるものであっては困るわけです。

自分の不注意で、自宅を一戸だけ燃やしてしまうのは止むを得ないかも知れないが、そのために大きな集団、つまり自分の住む都市を燃やすのは重大な責任である。年毎に悪化していく都市環境に対して、その保全と改善を叫ぶ人までが、安全を忘れた木造建築の都市づくりに協力するのはおかしいことである。よりよき都市環境の整備改善とは、何よりも「集団的安全を守る気持」から出

発しなければならない。

次に土地に対する人間の考え方でも、外国と日本では根本的に違っていることに注目したい。日本人は狭い土地で昔から水田を守って生きてきたので、自分の所有する土地に対する愛着は非常に強い。反対に欧米では水田はなく畠が主で広々としているから、土地は誰のものでもあまり関係がない。土地がなくとも、住む家があつて畠を耕作して収入を得ればよいのであり、私有地よりも共同で少しでも広く使用できる土地があれば満足している。しかし例外もないわけではない。特にスエーデンあたりではかなり一戸建を希望している市民も多い。ところが外国の一戸建住宅の土地面積は日本の数倍近いものであり、簡単に手に入らないし、そして又住宅水準（面積及び設備）が極めて高いから、一般市民では手の届かないものであるとあきらめているケースが多い。

日本人の土地に対する執着は極めて強く、庭もないような一戸建住宅を求めようとして努力している姿は涙ぐましいものがある。

■ 個人の庭より共有の森 ■

外国人の考えている宅地とは、舗装道路があつて側溝と下水道の完備されたものだと思っているが、日本では宅地予定地に家を建てているのが多く、宅地に対する考え方も違っている。

日本人は自分の土地は大切にするが、いくら過密で公共空地がなくとも、外人のように広い共同の土地（空間）をみんなで持つような考えはあまりない。ささやかな自分の庭の手入に余念がない日本人、個人の庭もさることながら、共同の公園

に森をつくって、それをこよなく愛す外国人、自分でつくったものは大切に使うが、共同のものに対しては無関係で、公的施設は市が管理するのがあたり前と決めつけている日本人にとっては、諸外国の人が誇りとする公共空地の集団的利用、共同の庭づくりはあまりにも理解されていない。

戦後日本でも、戦災復興を中心として街づくりを進めてきたが、共同住宅として土地利用の効率化を考えたのは公営住宅である。都市環境の第一条件である安全性からみた場合、公営住宅の果たした役割りは大きい。火事に対しても仮に一戸が燃えても鉄筋の壁と防火戸によって隣に延焼することが極めて少ない。地震ではどうであろうか。皆さんご承知の新潟地震で、4階建のビルが倒れたけれども、建物自体は何の破損もなかった。設計の段階で基礎に対する配慮不足はあったようですが、建物は何ともない。それにオープンスペースが規準で決まっているのでかなり広くとってある。

それでは快適性からみた共同住宅はどうであろうか。先程お話ししたように、個人がすべてある程度の庭を持つことは困難であるので、広い緑の庭を持つのは共同化以外にない。そして決められた少ない土地を有効的に利用し、建物を不燃化するのも高層化するのも共同化が望ましい。個人住宅では最低両側の壁が二つ必要であるが、2戸共

同とすれば壁は三つで足りることになり、それだけ価格が安くなる。

■ 品物を買う場所だけが 商店街ではない ■

次に商店街をどうするか。酒田の場合は400店以上の商店が焼け出されたと聞いている。商店の新しい復興計画も極めて大切である。そこで私は個々の商店の繁栄も勿論重要視しなければならないが、全国どこでも住民の買物に対する感覚が極めて多様化している事実を忘れてはならないと思う。今までの商店街は、単に品物を買う、呑んだり食べたり、遊んだりする場所で充分であったかも知れないが、これからはそんな単純なものではないと思う。

ショッピングとはもはや買物だけでない。一つのレクリエーションである。そこに多くの市民が集まり、お互いに語り合い、そして楽しむ場所であってこそその目的が違ふものと考える。土・日曜日ともなればこの傾向は特に強くなることであろう。一人でも多くの市民がそこに集まれるような魅力ある商店街をつくるかが、これからの計画の鍵である。

ところがどんな資力があり活発な人であっても個人で成し得るものには限度がある。都市計画と



水と森が大火を止めた

再開発も、公共施設の整備と多くの地権者の共同的意志の結集がないと、その目的は達成できないのが現実である。あちこちで論議を呼んでいる市街地再開発事業、当市でも関係者が非常に苦労して駅前再開発を完成したようであるが、これについて商店の利益のために、国や県、市の補助金まで導入しているのではないかと。言葉を替えば大資本の手先になっているのではないかと……との批判もあるが、私はそれは結果論だと考えている。大資本に協力した……と言う一つの理論もわかるが、都市計画上からみれば、再開発によって生ずる個人の利益より、むしろ全市民のレクリエーションの場所を如何にしてつくりあげ、しかも公共施設の整備と不利一体なものとして再開発計画をするのがより大切であるまいか。

昔の都市計画と言えば道路計画がその主体をしていた。ところが最近はどうであろうか。道路整備と共に都市環境の整備が急務であり、そのためには、単に都市計画道路のみの新設、拡巾工事だけでは、その道路の裏地の都市環境整備は全く置き去りにされることとなり、これでは問題であると言うことで、大きくまとまった地区、又は街区について、区画整理事業や、市街地再開発事業が必要になってきたのです。

酒田でも災害のあと直ちに土地区画整理事業に取り組んだわけですが、全く適切な判断であったと思う。土地区画整理は「都市計画の母」と言われているように、新しい街づくりにとっては好ましい開発手法である。区画整理をした市街地と、そうでない市街地の都市環境には大きな違いがあるが、最近では更に良好な都市環境をつくるために、道路や公園の整備と共に、建物の規制も必要となってきた。それは、どんなに立派な土地が造成されても、上物が従前と同じような建方では過密となり日照、通風も満足にとれないことにもなる。逆に以前より悪環境になることさえ予想される。そこで都市中心部の区画整理事業においては道路計画と建物計画をセットする必要性が生じてきている。具体的には建物をできるだけ不燃化し、共同化することによって空地を生み、コストの軽減をはかることでもある。

都心部における区画整理事業は、長い間土木の領域であったかも知れないが、最近では土木から建築に移行していることも事実である。



耐火ビルは延焼防止に役立った（中町地区）

■ 燃えた耐火ビルの効果 ■

戦後日本では耐火建築促進法によって、防火建築帯の設置による線（帯）的な連続住宅建設で、大火の延焼防止と商店街の近代化を促進し、更に面的な街区の防災をはかるため、防災街区事業として発展し、それがより近代的な都市空間を都市環境の整備を目的として、皆さんご承知の方もあろうと思うが都市再開発事業として生まれ変わったのである。

鳥取市、新潟市のように大火を受けた都市は、いづれも土地地区画整理事業によって再生しているが、広い道路の表側は耐火建築が立ち並び、商店街も立派になったが、その裏側はどうかと言えば必ずしもよくない。むしろ過密木造が目立つのである。つまり裏地には大きな火災発生の危険もあり得ると言うことです。防災都市は土地地区画整理の面的なものだけでは不十分で、道路、公園等による都市空間と、耐火建築、不燃建築が一体となってはじめて完成されるものである。

耐火構造は広い街区に戸だけあったのでは防災効果が少ない。酒田の場合も、グリーンハウスより大沼百貨店に燃え移り、耐火ビルとして信頼していた大建築物から火焰放射器の如く火を吐くと

は意外であったかも知れないが、防火戸の開閉、窓ガラスの性能によっても耐火時間が異なる。付近の多くの木造建築に囲まれた大沼ビル、その他の耐火ビルが、延焼防止に2時間半以上も抵抗してくれたことになり、その役目の大半は果たしたものとするべきである。これ等のビルがバラバラでなく連続してあれば、その防災効果はより高いものとなることは間違いない。

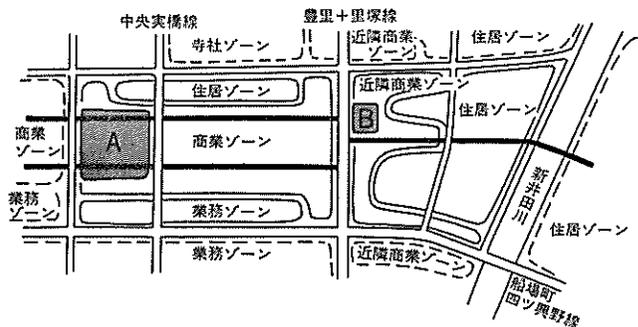
日本は地震国ですから耐震構造の研究については世界でも有名だが、不思議なことに耐火の研究はあまり進んでいない。酒田大火のあとで、色々の調査団がきたと思うが、大火そのものを直接見た専門家は少ない。外国では大火が少ないのでその研究も必要ないかも知れない（ロンドンの大火は別だが）が、外国でやっていないから日本でもやらないのは日本学会の悪いところでもある。

戦時中アメリカは、東京をサンプルにし、焼夷弾で都市を燃やしながら大火の実験をしたわけですが、耐火実験は大変難しいものです。文献を調べてもあまりない。戸建の耐火実験はよくあるが集団的なものがない。大火の最中に住民も消防士も冷静になって記録をとることは不可能で、あとで推測する以外に方法がない。地震計の設備ある地震災害とは違った困難性がある。

十年前頃に新潟地震を契機として火災実験をし

【図-19】

市街地再開発土地利用 イメージプラン



たのが日本では最初です。それは建築防火帯が果して大火災に耐え得るかについての模型実験であった。新潟地震は幸にして火事が少なく、港の石油が燃えただけであったが、関東地震が再びやってきたらどうなるか。多発火災は必至であり、その場合、酒田のように近隣にすぐ逃げられれば安全であるが、東京は半径15KMは密集地で逃げ場所がなく、避難のできない人が何万人も死ぬかも知れない。この問題の解決には避難空地の確保が必要となり、模型実験は空地の周辺に防火建築帯を設置して建物の安全度を確めたわけですが、その結果、火災による輻射熱は防火建築によって遮断され、木造の建物に対する延焼防止となり、酸素欠乏による人体への影響は完全とはゆかなかつたようであるが、防火建築の安全はこの実験によっては立証されたことになる。

■ 酒田の復興計画に提言 ■

防災都市づくりには、先程来説明したとおりより広い公共空地と不燃建築が望ましいわけですが、それはあくまで理想であるので、現実的には都市計画街路沿いにできるだけ耐火建築の配置が必要である。

今回の酒田大火の復興計画は、この点について細かな配慮があって非常に魅力的である。一般的区画整理事業の場合、あとでたつ上物まで考えないことが多いが、酒田市の場合はスタートからそれを考慮し、並行して計画を進めているところが特徴がある。

又、商店街を憩いの場所として考え、その中央部に「中央公園」を配置した計画もすばらしい。

古い商業の考えから見れば、商店の連帯性を欠く公園は邪魔であるとの意見もあろうが、それは新しい将来の町づくりから見ると極めて近視的な考えであり賛成できない。

東京の銀座を歩いても休むところがない。休むために人と話すためにも何処かの店に入らなければならない不便さがある。商店街の公園は、その場所が酒田市の中心地にあり、市民が集まって楽しむ唯一の場所であり、決して商店街にとってマイナスにはならない。逆にプラスになるものとして期待している。この中央公園のあり方については単に専門家の意見よりも、酒田市民、そして商店街の中からよいアイデアを出し合って、みんなから喜ばれる公園にする必要があろう。

商店街の12Mモールと共に、新井田町方面の8Mモール（歩行者専用道路）は野心的な計画であり、他市にはあまり例をみないもので是非成功させたい。これらのモールは最近の交通状況からの人車分離と、都市環境の向上の面から郊外の区画整理に採用されているが、都心部では珍しい企画であり、人命尊重の面からも望ましい姿である。

道路計画についての感想だが、車社会にとっては昔からの十字方眼型が便利だろうが、通過交通の排除による環境保全上からはT字型がよく、特に住宅地では是非必要である。幹線道路に多くの区画道路を接続することは交通渋滞の原因となり快適性を求めるためには□型道路が有効である。

私が委員長である本市の再開発計画委員会でも復興に必要な種々のメニューは出すが、その原案が最もよいものではない。むしろ住民の方からよりよい案を出して頂き、私共もその線に沿って充分お手伝いを申し上げたいと考えている。

いづれにしても防災都市づくりは、都市空間の確保と建物の不燃化に尽きるが、住宅も商店も共同化が必要であることを力説したい。そしてその計画は規格化されたものでなく酒田の気候、風土に合致するように市民の工夫が大切である。住宅を例にあげてみると、その昔のような殺風景なコンクリートの箱ではなく、例えばスターハウスのようなアイデアも欲しいし、2～3人の共同住宅も一つの案である。

商店街の共同化は長い目で判断することが必要で、個人商店の繁栄と共に、市民大衆の魅力づくりが基本であり、商店街の近代化についても他市をよく見学し、互に話し合い研究してやって欲しいと念願している。

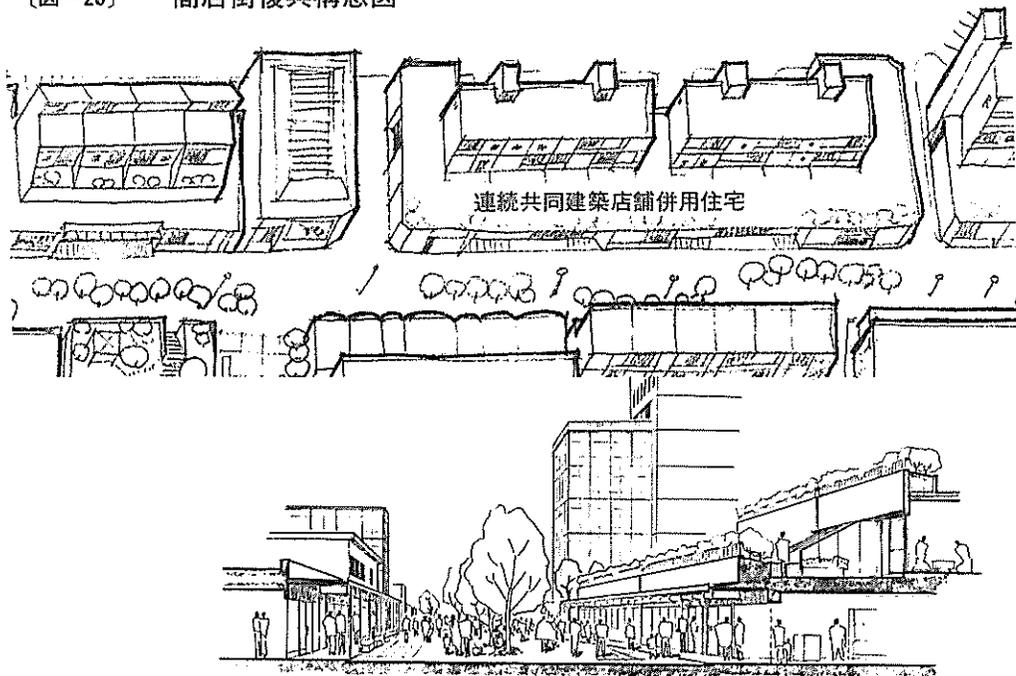
既成市街地の再開発は極めて困難な事業であることには間違いない。幸いにして……と言うと市

民の方に申し訳けないが、焼失区域には建物がないだけに、この難しい仕事に取組む一つのチャンスでもある。しかも県も国も心から酒田市民の復興に応援してくれているのである。市民の総力をあげて努力しなければならない。

寒空の中で酒田市民は今復興に立ち上っているが、現実はかなり厳しいものがある。耐火建築には金がかかり、土地は減ることになる。10年先の長期計画と展望を誤ってはならない。

最後になりましたが、防災都市も区画整理も、その出発点は土地問題である。個人の財産は当然尊重されねばならないが、それだけに固執されると何もできない。共同化のためにはある程度まで土地の権利を制約する必要が生じてくることでしょう。しかしそれはあくまでお互いの話し合いの中で調整することが前提である。

〔図-20〕 商店街復興構想図



【8】 大火の爪跡と教訓

建築士会酒田支部
＝ 座談会 ＝



折れ曲った公衆浴場の煙突

季節はずれの寒波が日本列島を包み、春というのに朝から雪の降った3月6日建築士会酒田支部主催で、大火の実感を体験した建築士、特に自分の家を焼け尽した人も参加して座談会が開催された。「大火の爪跡と教訓」を将来に残すとともに、専門的立場からの「生の声」が、復興への道しるべにとって極めて有意義なことである。(同支部機関紙〈斜線〉No18より転載、前段、後段省略)

出席者

榎本 富蔵 (建設業)……………司会
佐藤 昭雄 (酒田市都市計画課)……………まとめ
伊藤 俊次 (酒田市建築課)
相馬 富蔵 (設計事務所)
佐藤 可也 ()
水口 慶市 ()
渡部喜久也 (建設業)
相田 孝雄 (酒田市建築課)

■ 極度の疲労で観念 ■

司 会 不幸にして被災者となった渡部さん可也さんの心境はいかがでしたか……。

可 也 士会からのお見舞い有難うございました。先程も申し上げましたが率直に言ってこんな大火になるとは想像もしなかった。8時半頃、いよいよ危険が迫ってきたので家財の運搬を開始したが、私には車はなく家族で荷物を手に持って上本町まで運んだが、その内電気が消えたりついたり、何を出してよいやら見当もつかず、暗闇の中で手にふれる物を運んだに過ぎない。

親類の方も手伝いに来てくれたが最後になってからは、強い風と煙、それに火の粉をかぶりながら雑踏する道路では近くの本町駐車場に荷物を野積みする以外に手はなかった。折からの雨にびっしょり濡れる衣類に手を出す気力もない程疲れ切っていて、この頃になると一種の「あきらめ」が

出てくるんですね。焼けるなら焼けても仕方ないとする観念みたいなものが……。

この時私がふと考えたのは、こんな小さな酒田でさえ避難と消火で道路がいっぱいとなるのに、大都会で災害が起きた場合は一体どうなるだろうかということでした。

司 会 疲労もその極に達すると無我の境ですか。

可 也 それでも私は夜中の12時半頃、荷物を野積みした駐車場の片隅に立って、わが家が風下から燃えて行くのをじっと眺めていた。総てが失なわれて行く恐怖も、あの大火の前には声も出なかった。総てを観念したのはその時でもある。

今になって考えればあれも出せばよかった……これも欲しかったと思う。例えば大事にしていた貴重な贈答品等であるが、暗闇の中ではそれもできなかった。今後は惜しげもなく必要なものは使うことにしている。



猛火は二番町に移り、浜町通り(幅員15M)を突破した

司 会 仮換地はどんな具合でした。

可 也 まあまあよい位置でした。私のところは商店街が多く土地の向きは以前と反対になったが角地に割り当てられた。

■ 延焼防止の役目を果たした耐火建築 ■

渡 部 士会のご援助に感謝しています。中町地区の数多いお客さんをお見舞いしているうち、大沼の焰が旧7号線を突破した頃、私は400M東にあるわが家も駄目かと思った。それというのも燃え続けている内匠町通りの平行線上(風の方向)に自宅があったからでもある。恐しい焰を逃れ、歩いてわが家に戻ったのは午後9時半頃か。住まいの裏側にあるコンクリートブロック造りの耐火を信じて大切なものからその物置の方に運搬したが、網入ガラスが溶けて火が入り外形は何ともないが倉庫の中の物はきれいに灰になった。最後に佛壇を搬出したので、先祖に申しわけ出来るのがせめてもの慰めと思っている。

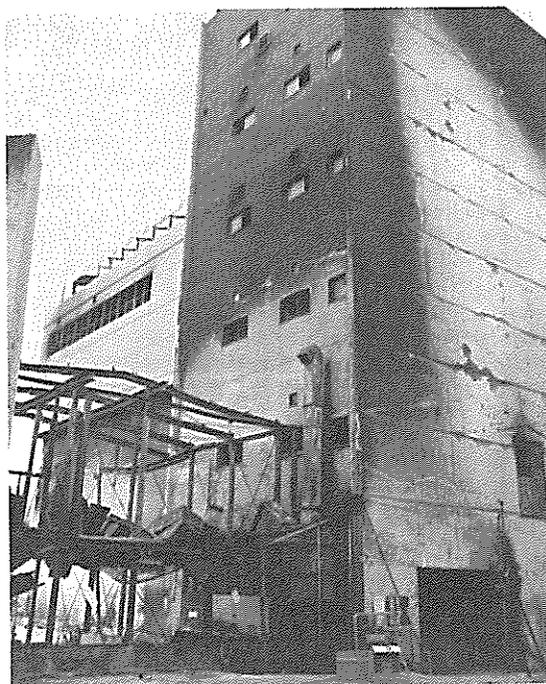
何時かの士会の集りで、台町から火が出た場合酒田の街は何処まで燃えるか……等と馬鹿な論議をしたことがあるが、それが不幸にして現実となってしまった。又浜町通りの道路拡張の際、市の方でも防火建築帯づくりに意欲を燃やしていたようだが、実現できなかったのは残念でならない。若しあの計画が半分でも完成していたら、この大火の流れも少しは変っていただろう。とにかく思い切った新しい街づくりをやるしかない。

司 会 話題が少し重複するかも知れないが大火と建物の関係について……

相 馬 私の住んでいる若宮町は市内よりも風が強い。火事現場にかけつけたのは早い方で、そ

の時はグリーンハウスと協同社だけ燃えていた。被災者には失礼な言葉かも知れないが、私はあの災害を建築家としての立場、又都市計画という分野からみると、第一に消防本部が初期防火の判断に甘さがあったのではなかろうか、せめて旧7号線で喰い止める方法があったのではないかと思われる。素人の私共も旧7号線で防止できなければ新井田川まで延焼は必至と考えられた。

次に中町地区の耐火建築物であるが、大沼、てぶくろ、協同社、新栄ビル等の比較的大きい建物が点在していた。結果的には総て焼けたことになるが、専門家の中でも酒田の鉄筋コンクリートビルは、大火にやられて耐火の役目を果たさなかった等と批判する人もあるが、私はその逆を主張したい。これ等の不燃建物が如何に延焼防止に役立ったかは、延焼時間と延焼面積を比較すればすぐわ



火元に隣接した大沼ビルの南面

かる。消防の水圧低下問題を考慮に入れて考えても、延焼速度にブレーキをかけ、避難を容易にしたことは明らかであろう。

3番目に中町のアーケードがトンネルの役目を果たして延焼を助けたとする論が多いが、私は全部がそうだとは思わない。

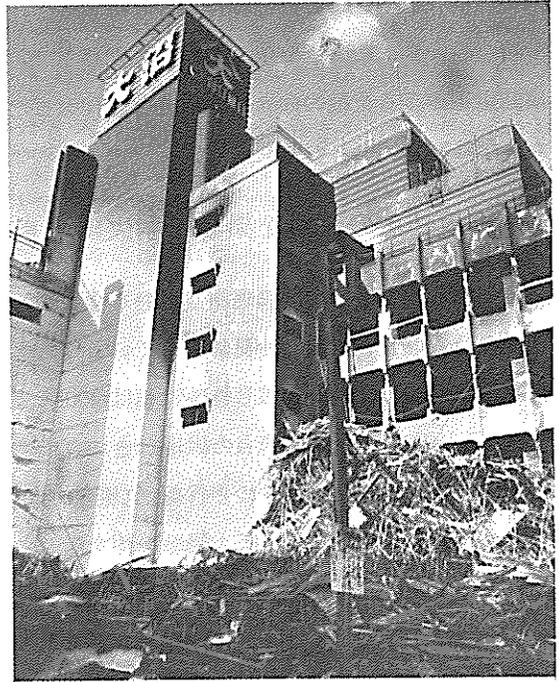
司 会 アーケードの火は上も下も走ったのですか。

相 馬 私はその辺の燃え方もじっとみつめていたが、アーケードの両側の商店は2階の方が早く炎上したようです。そしてアーケードを走った火はトンネル作用というよりむしろ酒田の吹雪を想い出したのです。それは強風によって道路の雪が地面を這うように、猛火もアーケード部分の地面を走ったというのが正しい見方ではないだろうか。それから先程渡部さんより話があったが、大沼の裏手にL型の木造事務所兼物置きがある。一昨年、消防のパトロールに立合って検査したことがあるが過密でオンボロ、ある意味で危険を感じた。消防署でそのあと勧告したかどうかは知らないが、グリーンの火が一番早くこの木造の建物に延焼したことはほぼ確実だと思う。ところで木造バラックと鉄筋ビルとの間にあった防火シャッターが閉められたかどうか。

渡 部 あとで聞いた話しだが、荷物搬出のためシャッターは閉めていなかったらしい。

相 馬 その木造建物には非常階段もなく、耐火建築物と一体となって使用されていたことに問題があるようです。

伊 藤 防火研究所の専門家もそのように見ている。防火戸が閉められずそこから大沼の中部に火が入ったらしい。アルミサッシが完全に溶けて



アルミサッシも完全に溶けた

いる場所もその辺が一番ひどい。

■ アルミサッシと 網入ガラスも溶けた ■

相 馬 私はアルミのホームサッシの溶ける状態を目撃した。高い温度に対しては極めて弱いと思った。

水 口 網入ガラスはどうでしたでしょうか。少し余裕があったようですが……それはスチールサッシの場合ですか……。

相 馬 網入とかスチールとか部分的なものよりこのような大火の場合は総合的なもので判断した方がよいと思う。例えばト一屋が炎上した時、ボイラーか何かよくわからないがすごい爆発音があつて、でっかい物が飛散した。私の体にも当たったが……その飛散物が周辺のガラスに当たったからたまらない。ガラスは破れてしまう。破れてしま

えば網入であろうと板ガラスであろうと何の役にも立たない。

水口 新栄ビルのスチールサッシと網入ガラスをよくみると、外壁のヘービルの変形で、枠そのものは少し曲っているが、網入ガラスはそのまま破れず溶けず残っていた。

相田 同じことが伝兵衛薬局でも実証されている。道路面は延焼の恐れがないので網入ガラスが無かった。そこが見事にやられた。反対の方は網入ガラスが入っていたので延焼防止となった。それをみても今回の大火は、弱いところから順番に破れて行った感じがする。それにシャッターだがこれが大火に弱かった。外側が何ともないのに中が完全にやられている。下から燃える焔がシャッターの隙間から入ったわけだ。普通の店ではシャッターの内側にガラス戸がついている。それを閉めておけば少しは変っていたかも知れないが、何しろ荷物運搬のために内戸を閉める余裕はあろうはずがない。延焼の恐れある部分の防火設備の中味は、小範囲の火事に対する処置であってこんな大火には適用しないものだと思った。

相馬 部分的に開口部を如何に防備したところで、建物全体の総合防火力がなければ駄目だ。大きな開口部は網入ガラスが入ってもやられているし、小さい窓はラフワイヤーでもOKであった。開口部の大きさとガラスの種類について一考すべきである。

水口 パララインガラスは、衝撃に対して弱いようだ。ラフワイヤーのメッシュが、一番強い事が証明されたようです。体裁より少しスタイルが悪くとも、亀甲型、又クロス型の網入れが大火には強いことになるようですね。

■ 耐火被覆の問題点 ■

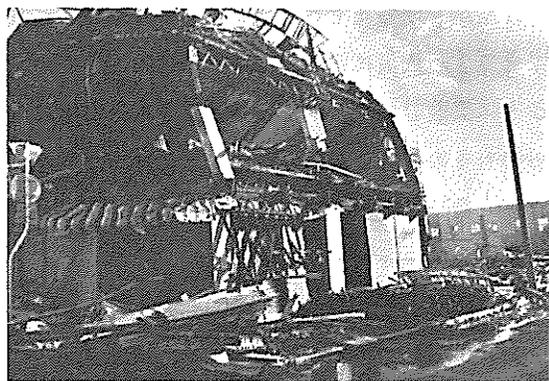
司会 次に構造面についてお話しをしてみたいと思うのですが、最初に鉄骨の建物について…

水口 鉄骨で外壁にALC板を使った建物についてよく調べてみると、火災によって鉄骨が曲部座屈を受けてそのために変形したものが極めて多い。それはH型鋼とラチス梁とでも違うが、ALC板の目地の所で極端に折れているようです。

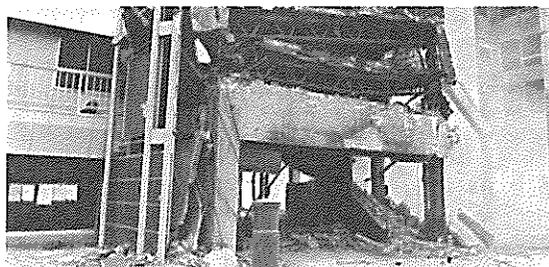
相馬 それは鉄骨を見直すのか、又ALC板を見直すのかどちらですか。

水口 両方です。H型鋼の場合は、目地の所が煙で黒くなっており、そこで梁が切線のように変形しているがラチス梁は全体的に大きく変形している。ALC板も薄いのは駄目でした。

相馬 そうとすると、ALC板そのものはあ



崩れ落ちるト一屋



鉄骨（ラチス梁）の変形

まり問題なくてむしろ鉄骨の骨組がどうかということがポイントとなるわけですね。

司 会 ではここで壁について反省してみよう

相 馬 外壁のALC板では目地そのものは比較的良く処理されているが、下階から上階まで続いているような場合、各階の梁に変形が起こると全部のALC板がずれ下がったり、又は胴縁の座屈によって軒並み倒れる。その点コンクリートブロックは、自重には堪え得る力を持っており鉛直荷重によって沈下する事はまずない。従って今回の大火ではALC板よりブロックの方が外壁耐火材としては優れておったようです。

水 口 この問題は耐火被覆にも大いに関係あることですが。

相 馬 その前にはっきりしておきたい事は、大火に対してラチス梁とラチス柱を使用した骨組とH型鋼を使ったそれとはまるっきり差があったことです。火災による座屈変形は、断面の少ないラチス梁及び柱が甚大なる被害を受けた事実によってもその弱さが証明されたことになろう。

司 会 それでは防火被覆の関係に移りましょう。

相 馬 よく基準法で、1時間大火とか2時間大火といわれているが、それはその材料が初期防火にお手伝いする事であって酒田の耐火鉄骨の建物は、残念ながらその面ではあまり役に立たなかった。

司 会 普通の火事であれば、2時間位で火が消えるものであり、今回の場合のように11時間も燃えたのでは、最早論外であろうが……最近完成した「てぶくろ」の建物はどうでした。

相 田 あの鉄骨は梁は石綿吹付け、柱がプラ

スターボードの塗物と記憶している。梁の方はその効果を果したようですが、進藤設計さんの話しによると、柱のプラスターボードが先に剥落してしまったようです。鉄骨柱にプラスターボードを止めていたタップビスがやられたらしい。

司 会 「配電工業」の建物は。

相 田 今回の大火の中では模範的な鉄骨造りではなかったろうか。梁、柱共石綿吹付けであるが骨組の座屈は見られずそのままの姿で残されていた。開口部から火が入って内部は燃えてしまったが、石綿吹付けを剥いでみると鉄骨の錆止めペンキがはっきりみることができた。

司 会 内町の「吉鳥」も外壁はヘーベルで、鉄骨の被覆は石綿吹付けであったはずですが。

相 田 構造はそのとおりで、建物は完全に残っており少し開口部の隙間から火が入ったようだが修理程度で使用には支障がない。しかし、この建物は延焼時間や当時の風方向と風速の関連が他地区の建物とは比較にならない程条件がよかったのだから、「てぶくろ」等と同一に論ずることはできない。いづれにしてもこの建物が周辺の延焼防止になったことは間違いない。

佐 藤 「ホテル浜田」が焦土の中にポツンと建っているが。

相 田 最も新しい建築基準法の適用を受けたホテルで、それなりに消火、防火設備も完備していたようです。周辺が焼野原となっているのに悠然と焼残ったわけです。防火シャッターが完全であったのが幸いしたようですが、唯一つ電気の引込線の配管から若干火が廻ったと聞いている。

この建物は色々な面で専門家の調査対象となっているようです。

■ 逆効果となった吸気孔 ■

水 口 それから排煙窓に大きな問題点を残している。というのは「てぶくろ」の場合、暖房の新鮮空気取入れガラリ（アルミ製）から火が入った。火災発生時はまだ営業時間内であり暖房を止めていない。新しい空気の代りに煙と火焰がダクトに逆流したわけです。その他にも小さな排煙孔あるいは換気ガラリが、内部からの排煙ではなく外部からの引火に一役買った結果となった。

大火災というものはさまざまな現象が起るものですね。

相 馬 経済力を度外視すれば外部からガラリを開閉する装置もできようが、それは理想に過ぎない。

相 田 ガラリのみでなく、暖房、電気等の配管、その他設備上の取り合せ部分から火の粉が入ったものもかなりあったと思う。

相 馬 この際、開口部の総点検が必要ではないか。

伊 藤 結構なことだが、行政面から一言。被災地は仮換地によって面積が減歩され従来より狭くなる。そこで隣地との間隔、空地の関係で採光

面積としての開口部が多く必要となる。防火のためには開口部を少なくしたいが現実には逆の方向となるので頭が痛い。

相 馬 同じ開口部の面積でも、縦と横の関係でガラスの強度が変わってくる。同じガラス厚では正角形より矩形の方が効率はよくなるし、採光効率からすれば縦長の開口部が一番よい。今後はこの辺の工夫も大切でしょう。

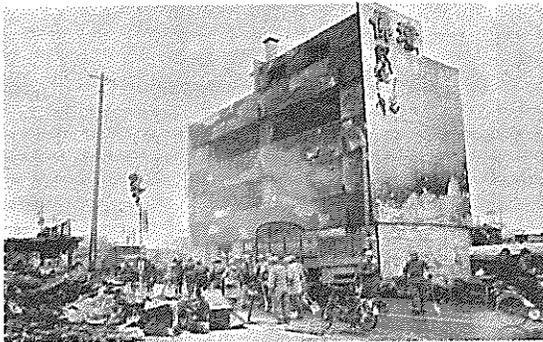
相 田 全面ガラス張りによるカーテンウォールの建物が少なくてよかったと思っている。

相 馬 私の設計したものでは「丸大水産」の表通りにあった筈です。

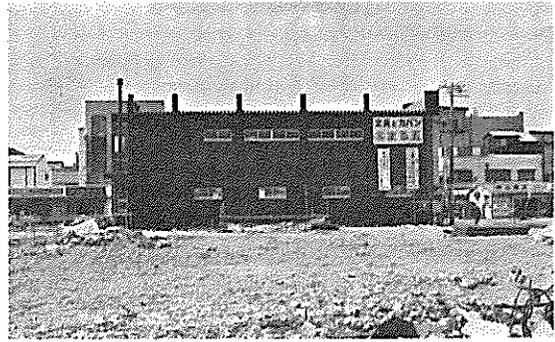
相 田 児玉佛具店の北側が総ガラスだったがそれが大音響と共に崩れ去るのを目撃したわけだが、すごいと言うより何か恐怖を感じさせた。大都会におけるガラスビル（カーテンウォール）の災害を想像するだけでぞっとする。

司 会 縦長のガラス（プロヒイリット）を2階から3階まで連続して使用した「伊藤薬局」の場合は大したことがなかったようですが。……

相 馬 そうかも知れないが、あの部分は完全に風下にあり、前15M道路なので輻射熱の程度が違っていただけではないか。



北側全面ガラスの佛具店



風上に開口部がなかった「まる五商店」

■ 吹雪の入るところ火の粉も入る ■

水 口 「まる五商店」が完全にやられたと思ったら何の被害もなかった。新築工事がほぼ完了時点なので心配されたわけですが、この建物の風上に当る土蔵が焼けているのに、このビルの風上には開口部が無かった。設計上でそこまで配慮したとすれば立派なものですが、前面の柳小路の空間(18M巾)と出火当時北東の風に助けられた面もある。

司 会 屋根材料について気がついたことは…。

相 馬 私は、雪国に生まれ育ったので吹雪というものをよく知っているつもりですが、今回の大火は、その吹雪とまったく同じ事を身をもって痛感した。吹雪というのは風上よりも風下の方がひどいものです。建物も同じかと思うが、風下に

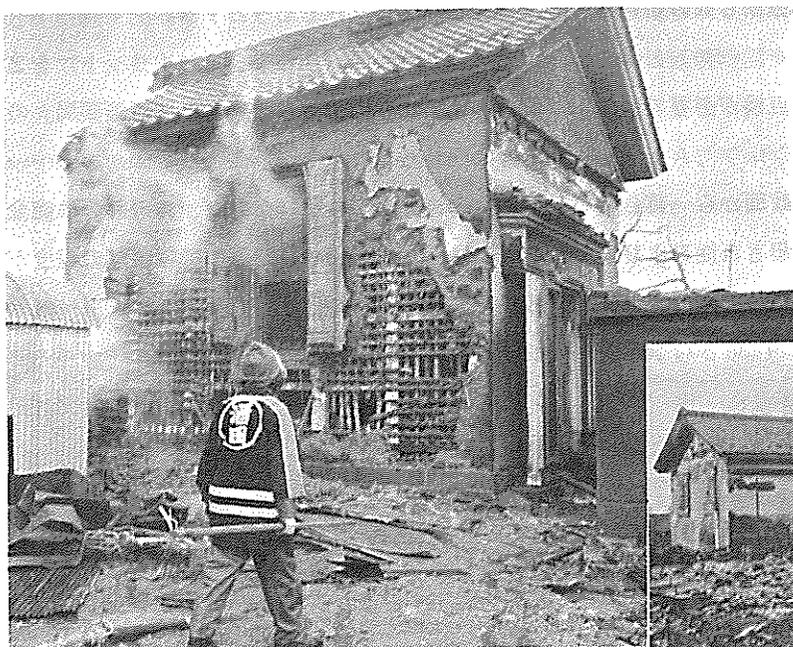
予想外の被害が生じている事にあまり気がついていないようです。

司 会 風上に当たった火が更に吹き上げられて風下の方に廻る。風が強ければ強い程この現象は大きい。

水 口 いわゆる巻風の状態ですね。

相 田 普通の火事であれば炎は上に広がるのですが、今回は風があまりにも強いので、炎は上にあがらず叩きつけられるように地面を走りまわった。

相 馬 その良い例が瓦屋根である。瓦屋根が大火に弱い事は知っていたが、こんなにまでひどいとは思わなかった。風で瓦が浮き上がり、そこにさっきの吹雪と同じように火の粉が入る。昔の瓦屋根であれば葺土があったが、今は杉皮か、フェルト、少し古い家では、小羽葺であり、燃える



多くの土蔵も火を吐いた

開口部が保護されて
健全だった土蔵



(写真提供…建設省建築研究所)

のを待っているようなものです。それに比べると鉄板屋根は燃えるまでずいぶん時間を稼いだ事になる。瓦屋根の弱さというものを今一度見直すべきではなからうか。

司 会 2・3年前の丸本の火事の時も、飛び火で100M位離れた二番町の瓦屋根の家が焼けた事があったが、今回はそんな例がいくつかあったわけです。

佐 藤 風のある火災では、吹雪の入る所にはすべて火の粉が入る……という事ですね。

■ 閉め忘れた土蔵の窓 ■

司 会 土蔵はあまり燃えていないようですが。

相 馬 そうでもない、同じ様に火はかぶったので、外観は大した事はないようだが、内部はかなりやられている。

相 田 土蔵は、窓を閉めなかったのがやられて窓を閉めたのがほとんど助かっている。扉が錆ついて閉められなかったものもあったんですが、私の親類の家でも扉を閉め忘れて全焼してしまった。

司 会 特に2階の窓は不断から開け放しておく習慣もあって火事の場合も、そこまで手が届かなかったのでしょうか。

渡 部 土蔵の窓には格子があって、外からは閉められるのですが、あの火事では閉めたいけれども梯子をかけて2階に登る余裕はなかったようです。又、火事の場合、昔から扉の所に味噌で目塗りをすると大丈夫といわれていたが、そんな事をやった人はいたでしょうか。

相 馬 いやそうじゃない。私が知っているので軒実行した家があり、それは助かった。これ

が昔からの生活の知恵であろう。

渡 部 と同時に土蔵の中に水を入れて置く事も金庫のそれと同じである。

相 田 同じ事だが、燃えた土蔵の扉はすぐ開けないで、完全に熱がさめてから開けなければ、焼け残った物でも駄目になる事は誰もが知っているはずなのに、やはり早く開けて見たいのが人間の心理である。翌朝、扉を開いて中の物を焼いた家もあった。

水 口 「松田製麺」の建物でブロック造の冷蔵庫が、扉を完全に閉めたので中に入っていたそばがそのまま残っていた。これを見ても開口部さえ完全であれば、土蔵でも鉄筋でも、又このようなコンクリートブロックでも、いわゆる耐火構造は、大火でも心配ない事がよくわかったような気がする。

相 田 面白い例がある。「飯野屋」の石蔵が残った。この主人が関東大震災を見学に行った所焼け残ったものが石造であるという事を確かめたので酒田に帰り土蔵をやめて石蔵を造った。石の壁もかなり厚かったようですが、隣の土蔵が燃え、その為この蔵の入口にある木造のサヤだけは駄目であったが、小さな窓に助けられて石蔵は完全に無傷である。

■ 最初に燃えたビニール雨樋 ■

相 馬 その石蔵は風上に土蔵があったので、火勢の強さが違っていても幸いしたかも知れない。

相 田 話しは少し変わるが、あのような大火の中でバラックに近い木造店舗が残っていたのには驚いた。それは中町の「鶴州園」である。風上に

「中村太助」の鉄筋ビルがあったにせよそのすぐ近所が完全に燃えているのに、誰の目にもどうして助かったのだろうかと感じたに違いない。

渡部 風のいたずらです。強い火勢が旧7号線を走り、「イワマ靴店」にぶつかった焰が意外に弱く、この建物まで延焼する力がなかったのではないか。

水口 大火災は極めて複雑な燃え方をするものです。風方向と、上昇気流、温度、そして輻射熱等さまざまな条件が関係するんですね。

司会 極めて単純なことですが、木造家屋は一体どの部分から早く燃えてたのだろうか。

可也 私もその点に注意して見ていたのですが、軒先が最初です。つまり軒天井、破風あたりが先に燃えている。モルタル塗の軒天井は別でしょうが、鉄板で包んでいない鼻隠し、破風は駄目ですね。

相馬 大工町で私のはっきりこの目で見たところでは、ビニール製の雨樋が一番早く、次は開口部と軒天井、そして内部に火が入ってアルミサッシの枠が溶け、そのあとガラスが駄目になる。こんな順序になっていたと思う。

可也 その通りです。ガラスよりアルミの溶けるのが早いのは確かです。

相馬 話題がそれで申訳けないが、昨今アルミサッシの腐蝕問題は困ったものです。表面処理が悪いのだと思うんですが……。

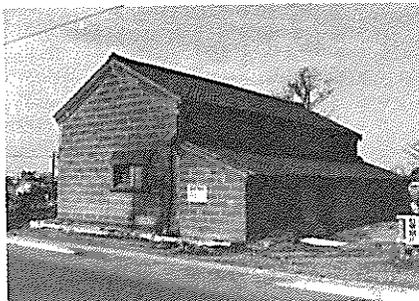
可也 私はアルミのメーカーに、あなたの会社の型録と製品に、この製品の表面処理はこれこれであると表示するよう注文している。そうでないとお客さんに対して申訳けない。第一私共が製品をみただけでは表面処理のよし悪しはわからないからでもある。

■ 復旧の足跡 ■

司会 予定時間も少なくなりましたが、この辺で災害復旧について皆さんがどのように活躍されたか伺いたい。復旧のみでなく復興も含めて。

相馬 酒田地区設計監理協会としては、11月1日より市役所3階の廊下で仮設店舗申請の手続きと、仮設店舗についての無料相談所を開設すると共に、市の依頼により被災地の建物（焼け残った地区も含めて）の実態調査に当たった。又商工会議所と連絡をとりながら、仮設店舗の設計と現場監理を担当した。

司会 私共建設業界は、災害発生後直ちに対策本部を設置し、土木、建築の2班編成で復旧にあたった。最初は自衛隊と協力しあと片付を実施



完全に残った石造土蔵



風の流れと耐火構造で延焼を止めた「吉鳥」

し、自衛隊引揚げ後も約1カ月の間、自分の会社の仕事は全部捨ててあらゆる土木機械をフルに活用し、市の指令を受けながら焼けた鉄筋のビルや土蔵の解体に協力した。片付け作業と並行しながら、仮設店舗の建設に各社分担して協力し期限通り完成にこぎつけた。

相馬 仮設店舗についてはその位置、内容、借地の問題など数多くの障害があったが、酒田市、商工会議所、地元設計監理協会、並びに建設業界が混然一体となって仕事を進めたのは大変良かったと思う。自宅を失った渡部さんも苦労したことでしょう。

渡部 どういたしまして…。この他に応急仮設住宅建設にも全力を挙げなければならなかった。

司会 大火復興と建築士会の役割り等について皆さんのご意見を……………

相田 被災直後、建築基準法84条を適用して建築の制限をした訳ですが、この処置は全国でも珍しい事であり、家を焼かれた被災者は「何で自分の土地を自分で自由に使えないのか」と怒り立っていたがこれは当然の事であり、区画整理事業を説明して、建築できない理由を説得するのが大変辛かった。と同様に明日からでも仮店舗で商売しようとする人を抑制しなければならなかったことも同じであり、この件に関して山形県並びに市の対策本部も夜を徹して、住民の説得に当たったことは忘れられない事である。

このあと座談会は、復興計画について熱い意見交換があったが、紙面の都合で省略させて頂くことにする。

〔図-21〕 大火の避難場所の概略 (資料提供…建設省建築研究所)



猛火のツメ跡 無残

鉛色の空が不気味に動く夕餉どき
グリーンハウスから出た炎は

「愛のコリダ」を包み、隣家を焼き

あつという間に大沼から憤火した。

35米の風は放水を霧散し、火に届かない。

どす黒い炎はアーケードを突走り

稲妻のように駆け抜けると

商店、会社、旧家、老舗と名のある建物が

次から次と煙に巻かれ焼け落ちた。

時折り吹きつける横なぐりの雨の中を

風呂敷を背に、子供連れの人々が逃げる。

必死の消火を笑うように炎は拡がり

二番町から浜町通りへと飛火する。

火は更に一番町から新井田町へと延びる。

電柱が崩れ、トランスが焼け落ち

消火ホースがぐくもの巣のように地面を這う。

赤く雲に映る空は東へ東へと移って行つた。

八十年前の先人の訓を活かすすべなく

一瞬の立遅れは、酒田の繁華街を油紙のように

燃やしてしまった。

どんな小さな幸せをも見逃さず

ゆつくりと時間をかけて焼き尽した炎は

悪魔のツメ跡を残して晩秋の朝空へ消え去つた。

茫然と立ちすくむ人々

くすぶる焼け跡を探す老人

遮えざるものもないガレキ越えに

寒む寒むとした川向うの団地が痛ましい。

「災害は忘れたころにやってくる」

聞き慣れたこの言葉を、もう一度

肝に銘じて噛みしめたい……………。

(丘 いまき)



【9】参 考 資 料

(1) 山形県酒田都市計画火災復興土地区画整理事業施行条例

目 次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 費用の負担（第6条）

第3章 山形県酒田都市計画火災復興土地区画整理審議会（第7条—第15条）

第4章 地積の決定の方法（第16条—第18条）

第5章 雑則（第19条—第23条）

附 則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第3項の規定により、大火による災害を受けた酒田市の都市計画区域内の土地について県が施行する土地区画整理事業に関し、法第53条第2項に規定する事項その他必要な事項を定めるものとする。

（事業の名称）

第2条 前条の土地区画整理事業の名称は、酒田都市計画火災復興土地区画整理事業（以下「事業」という。）という。

（施行地区に含まれる地域の名称）

第3条 施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。

酒田市	中町一丁目、中町二丁目、一番町、二番町、相生町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、上本町、浜田一丁目、新井田町、東栄町、近江町地内
-----	---

（事業の範囲）

第4条 事業の範囲は、法第2条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業とする。

（事務所の所在地）

第5条 事務所は、酒田市の置く。

第2章 費用の負担

（費用の負担）

第6条 事業に要する費用は、県が負担する。ただし、知事は、法第119条第1項の規定により、当該費用の一部を酒田市の負担させるものとする。

第3章 山形県酒田都市計画火災復興土地区画整理審議会

（審議会の名称）

第7条 法第56条第1項の規定により設置する土地区画整理審議会の名称は、山形県酒田都市計画火災復興土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）という。

(委員の定数)

第8条 審議会の委員の定数は、10人とする。

2 委員の定数のうち、選挙すべき委員の定数は8人とし、土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから知事が選任する委員（以下「学識経験委員」という。）の定数は2人とする。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、5年とする。

(立候補制)

第10条 選挙すべき委員は、候補者のうちから選挙する。

(予備委員)

第11条 審議会に、施行地区内の宅地の所有者から選挙される委員及び施行地区内の宅地について借地権を有する者から選挙される委員についての予備委員を置く。この場合において、それぞれの委員についての予備委員の数は、当該選挙において施行地区内の宅地の所有者から選挙すべき委員又は施行地区内の宅地について借地権を有する者から選挙すべき委員の数の半数とする。

2 予備委員は、委員の選挙において、当選人を除いて、次条に定める数以上の有効投票を得た者で予備委員となることについてあらかじめ承諾したものについて、得票数の多い者から知事が順次定める。この場合において、得票数が同じである者が2人以上あるときは、知事は、くじで、予備委員又はその順位を定める。

3 前項の規定により予備委員を定めた場合においては、知事は、予備委員として定められた者に、その旨を通知するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）第35条第5項の規定による当選人の公告と併せて、予備委員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに順位を公告するものとする。

4 第2項の規定により予備委員として定められた者は、前項の公告があった日において予備委員としての地位を取得する。

5 委員について、令第35条第2項の規定により当選人を定める場合においては、第2項の規定により予備委員を新たに定めることができる。

6 委員に欠員が生じた場合においては、予備委員をもって、その順位に従い、順次補充するものとする。
(当選人又は予備委員となるのに必要な得票数)

第12条 当選人又は予備委員となるのに必要な得票数は、施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者のそれぞれの選挙において、選挙される委員の数でその選挙における有効投票の総数を除して得た数の8分の1以上とする。

(委員の補欠選挙)

第13条 選挙された委員の欠員の数が2人を超えるに至った場合において、予備委員がないときは、令第42条の規定に該当する場合を除き、補欠選挙を行うものとする。

(学識経験委員の補充)

第14条 学識経験委員に欠員を生じた場合においては、知事は、速やかに補欠の委員を選任するものとする。

(審議会の運営)

第15条 審議会に幹事若干人を置き、県職員のうちから知事が任命する。

2 幹事は、会長の命を受けて、審議会の事務を処理する。

3 この条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会に諮って会長がこれを定める。

第4章 地積の決定の方法

(基準地積の決定)

第16条 換地計画において換地を定める場合における従前の宅地の地積（以下「基準地積」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）現在における登記されている地積とし、施行日現在において登記されていない宅地については、当該宅地の所有者が知事の立会いのうえ実測した地積とする。

(基準地積の更正等)

第17条 宅地の所有者は、その登記されている地積が事実と相違すると認めるときは、施行日から20日以内に、知事に対して、基準地積の更正の申請をすることができる。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者の立会いを求め、当該申請に係る宅地の地積を実測して、その基準地積を更正するものとする。

3 前2項に規定する場合のほか、知事は、基準地積が明らかに事実と相違すると認めるときは、関係する宅地の所有者の立会いを求め、その宅地を実測して、その基準地積を更正することができる。

4 知事は、知事が定める区域について実測した地積とその区域内の宅地の基準地積を合計した地積との間に差異があるときは、その差異に係る地積をその区域内の宅地（前条及び前2項の規定による実測の結果基準地積が定まった宅地を除く。）の基準地積にあん分して、その基準地積を更正するものとする。

5 施行日後に分割した宅地の分割後の宅地の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の宅地の登記された地積にあん分した地積とする。ただし、分割後の宅地の所有者の全員が、連署した書面をもって、これと異なる申出をした場合は、分割前の宅地の基準地積をその申出による割合であん分した地積とする。

(権利等の目的である宅地等の地積)

第18条 換地計画において換地を定める場合における従前の宅地について存する権利又は処分の制限の目的である宅地又はその部分の地積は、その登記されている地積又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積（地積の変更について同条第3項の規定による届出があったときは、その変更後の地積とする。）とする。ただし、これらの地積と当該権利又は処分の制限の存する従前の宅地の基準地積との間に差異があるときは、知事が当該基準地積の範囲内で定めた地積とする。

第5章 雑 則

(換地処分の時期)

第19条 換地処分は、法第77条の規定による建築物等の移転又は除却が完了した場合においてはその他の工事が完了する前であっても、これを行うことができる。

(所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止)

第20条 令第21条第1項の規定による選挙人名簿の縦覧の期間の初日から起算して令第22条第1項の公告の日までの間は、借地権についての法第85条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は、これを受理しない。

2 法第88条第2項の規定による換地計画の縦覧の期間の初日から起算して法第103条第4項の規定による換地処分公告の日までの間は、宅地についての所有権以外の権利についての法第85条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は、これを受理しない。

(清算金の分割徴収)

第21条 知事は、清算金として徴収すべき金額が1人につき20万円を超えるときは、その清算金を分割徴収することができる。

2 清算金を分割納付しようとする者は、法第103条第1項の規定による通知があった日から2週間以内に知事にその旨を申し出なければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期間を延長することができる。

3 知事は、前項の規定による申出があった場合において、これを適当と認めるときは、分割徴収することを決定し、当該申出をした者に対し、その旨、分割に係る清算金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知するものとする。

4 分割徴収している場合において、清算金を滞納したときその他特別の事情があるときは、知事は、徴収すべき期限が到来する前に未納の清算金の全部又は一部を徴収することができる。

(清算金の分割交付)

第22条 知事は、清算金として交付すべき金額が1人につき20万円を超えるときは、その清算金を分割交付することができる。

2 知事は、前項の規定により清算金を分割交付する場合においては、分割交付すべき者に対し、その旨、分割に係る清算金の額及び交付すべき期限その他必要な事項を通知するものとする。

3 分割交付している場合において、特別の事情があるため必要と認めるときは、知事は、交付すべき期限が到来する前に未交付の清算金を交付することができる。

(規則への委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(2) 土地評価基準（抜すい）

1. 目的	この基準は、土地区画整理法（以下法という）第3条3項の規定により、山形県が施行する土地区画整理事業の土地評価の実施の方法を定め、評価の適正と均衡を図る。		
2. 評価方法	画地の評価は原則として路線価式評価方法による。		
3. 土地利用区分	路線価及び画地評価の算定に用いる土地利用区分は、土地利用現況及び市街化予想により商業地、近隣商業地、住居地に区分して行なうものとする。		
4. 路線価の付け方	路線価は、1街区長ごとに付けることを原則とする。宅地状況が1街区長の間で相違すると認められるとき、又は路線の左右に於いて異なるときは、前項の規定にかかわらず街区長を区分し、又は路線の左右に異なる路線価を付けることが出来るものとする。		
5. 路線価の算定	路線価は、別表第1の式によって算出するものとする。但し算出された路線価に不均衡があると認められる場合は、宅地の立地条件、固定資産課税標準価格、相続税財産課税標準価格の比例指数等を参酌して修正することが出来るものとする。		
6. 路線価の表示	路線価は、地区又は工区に於ける施行前の路線価最大値を指数1000個として比較換算した指数（以下「路線価指数」という）により表示するものとする。		
7. 従前の宅地及び換地の評価	従前の宅地及び換地は、画地ごとに平方メートル当たり指数及び総指数を算出するものとする。前項の場合、特別の必要があるときは隣接する数個の画地を合わせて一個の画地とみなして総指数を算出し、その総指数に符合するように各画地の平方メートル当たり指数及び総指数を定めることが出来るものとする。 一筆の評定指数は、一筆内の各画地の総指数の合計をもって算定する。		
8. 画地の評定価額等	画地の評定価額は、画地の総指数の単価を乗じて得た価額とするものとする。 各筆の評定価額は、一筆内の各画地の評定価額の合計とする。		
9. 指数単価	指数1個の単価は、鑑定評価額、相続税財産課税標準価額等も参酌し定めるものとする。		
10. 普通地の計算	普通地の計算は、その画地の接する路線価指数に第19条（個別要素修正）により必要な修正を行い、平方メートル当たり指数（小数以下4捨5入、以下同じ）を算出し、その画地の地積に平方メートル当たり指数を乗じて総指数（小数以下4捨5入、以下同じ）を算出するものとする。画地を2つ以上の部分に分割して計算する必要がある場合は、分割したそれぞれの部分の指数を前項の規定する方法に準じて算出し、各部の指数の合計を計算で用いた面積で除して得た値を平方メートル当たり指数とする。		
11. 路線価（別表第1）	$\text{路線価} = [t \cdot F(W) + \Sigma X] + [U \cdot F(P) + \Sigma Y] + [\Sigma m \left(\frac{s - \delta}{s} \right)^n + Z]$ <p style="text-align: center;">(街路係数) (宅地係数) (接近係数)</p>		
① 街路係数	街路の系統、連続性、巾員、構造、勾配、曲線及び街路修景等による、利用価値を表わす係数		
	t	街路系統、連続性等街路の性質を表わす係数	0.8（行止り）～4.0（幹線街路）
	F(W)	採光、通風、車の近接性、直接の防火性、避難性及び建物前面の開闊性等を表わす係数	$F(W) = \frac{W}{W+3}$ 6M巾員→0.667 18M巾員→0.857
	X	舗装の有無、勾配、曲線、街路修景及び街路構造を表わす係数	-0.1～0.30
② 宅地係数	宅地自身の持つ空間利用可能度、文化性及び保安性等による価値を表わす係数		
	U	宅地に対する建築物の容積的利用可能度を表わす係数	住宅地 1.8 近隣商業地 2.0 商業地 2.2
	F(P)	防火に対する保安性を公共空地率、公共宅地配置密度等により表わす係数	準防火地域 1.296～1.443 防火地域 1.684
	Y	上水道、下水道、排水、日照、自然環境等の良否を表わす係数	雨水排水 0 下水道1.00 上水道、ガス 0.30

③ 接近係数	宅地から交通、文化厚生及び慰楽等の諸施設との相対的距離関係による受益又は受益価値を表わす係数							
	m	対象施設の影響力の強さを表わす係数					0.2~44.5	
	s	施設影響距離限度					300~2000M	
	∅	対象施設より路線の占める位置までの距離						
	n	影響力の通減率					1~3	
	Z	対象施設が地帯的に影響を及ぼす係数					0.2~19.5	
12. 個別要素								
奥行修正係数	H ≤ 25m	25m < H ≤ 30m	30m < H ≤ 35m	35m < H ≤ 40m	40m < H ≤ 45m	45m < H ≤ 50m	50m < H	
	1.000	0.999	0.996	0.993	0.989	0.985	0.980	
奥行短少修正係数	H ≤ 1.0m	1.0m < H ≤ 2.0m	2.0m < H ≤ 3.0m	3.0m < H ≤ 4.0m	4.0m < H ≤ 5.0m	5.0m < H ≤ 6.0m		
	0.985	0.987	0.990	0.992	0.995	0.997		
側方加算修正係数表	商業地		近隣商業地		住宅地			
	+・T字角地	L字角地	+・T字角地	L字角地	+・T字角地	L字角地		
	0.060	0.050	0.040	0.030	0.030	0.025		
背面加算修正係数表	商業地		近隣商業地		住宅地			
	0.050		0.030		0.025			
間口狭小修正係数表	間口長	F ≤ 1.0m	1.0m < F ≤ 2.0m	2.0m < F ≤ 3.0m	3.0m < F ≤ 4.0m	4.0m < F ≤ 5.0m	5.0m < F < 6.0m	
	修正係数	0.953	0.967	0.978	0.985	0.990	0.995	
奥行長大修正係数表	奥行間口	4 < D ≤ 5	5 < D ≤ 6	6 < D ≤ 7	7 < D ≤ 8	8 < D ≤ 9	9 < D	
	修正係数	0.997	0.995	0.992	0.989	0.985	0.980	
三角地修正係数表	種別	修正係数	摘 要					
	表三角	0.900	三角地部分が路線に接している画地					
	裏三角	0.800	三角地部分が路線に接していない画地					
高低差による修正係数表	種別	高低差	0.5m < A ≤ 1.0m	1.0m < A ≤ 2.0m	2.0m < A			
		高い宅地	1.000	1.000	0.995			
	低い宅地	0.995	0.990	0.985				
低地修正係数表	種別	低差	1.0m < A ≤ 2.0m	2.0m < A < 3.0m	3.0m < A			
		隣地との低差	0.995	0.990	0.985			
13. 袋地の計算	通路によって路線に接する画地は、通路部分とこれに連続する主体部分とに分け、普通地と同様に必要な修正を行ない算定し、主体部分については、袋地修正係数98%を乗じて算定し、通路部分と主体部分の指数を加算しそれを地積で除して平方米当たり指数を求め、総指数は地積に平方米当たり指数を乗じて得た値とするものとする。							
14. 盲地の計算	盲地の計算は、その画地が主として利用している路線の路線価指数に盲地修正係数96%を乗ずる。							
15. 私道等の評価	路線価を付した道路又は私道の用に供している画地又は画地の部分の平方米当たり指数は、第10条の規定によらず次の各号により算出し、総指数は平方米当たり指数に地積を乗じて得た値とするものとする。 (1) 路線価指数に 0.1を乗ずるもの——固定資産税を免ぜられている部分。 (2) 路線価指数に 0.3を乗ずるもの——固定資産税を納めている部分。							

(3) 換地設計基準

第1条 (目的)

この基準は、土地区画整理法（以下法という）第3条第3項の規定により、山形県が施行する酒田都市計画火災復興土地区画整理事業の換地設計について必要な事項を定めることにより適正な換地の設計を行なうことを目的とする。

第2条 (画地)

この基準において「画地」とは、使用収益権で区分される従前の宅地又は換地もしくはこれらの部分をいい、残用収益権で区分されない従前の宅地又は換地については、従前の宅地又は換地をいう。

第3条 (換地設計の基準時点)

換地設計は、事業計画決定の日現在における宅地を対象として行なうものとする。

事業計画決定の日以後において宅地となった土地、宅地以外の土地となった土地、利用状況又は環境に著しい変化のあった宅地、分割又は合併の行なわれた宅地について存する権利又は処分の制限（以下「権利等」という）について申告又は登記のあった宅地及び既申告又は既登記の権利等について変更のあった宅地については、前項の規定にかかわらず他の宅地との関連上支障のない範囲において換地設計作成時現在によることができるものとする。

第4条 (従前の宅地の地積)

換地設計を行なうための基準となる従前の宅地の地積、従前の宅地について存する権利等の地積及び自用地の地積は、施行規程により定められた地積による。

第5条 (換地計算の方法)

換地設計における画地の計算は、評価式換地計算法によるものとする。

第6条 (評価基準)

従前の宅地及び整理後の宅地を評価する基準については別に定める。

第7条 (換地の位置)

整理後の位置は、原位置附近において整理前の画地の位置で照応するように定める。ただしこの事業の施行により新たに造成される公共施設及び公益施設等の用地又は特別の事情のある場合で原位置附近に定めることが困難であるものについては、整理前の画地の位置に照応する他の位置に定めることができるものとする。

第8条 (換地の地積)

整理後の画地の地積は、次式により算出した地積を標準として定めるものとする。

$$E_i = \frac{A_i a_i (1-d)^y}{e_i}$$

E_i = 整理後の画地の地積

e_i = 整理後の画地の平方米当り指数

A_i = 整理前の画地の地積

a_i = 整理前の画地の平方米当り指数

d = 一般宅地の平均減歩率

y = 一般宅地の宅地利用増進率

従前の宅地について、すでに建築物等の敷地として利用されているものまたは、建築行為の許可を得ているもので、小宅地及び小借地については、前項の規定にかかわらず、利用状況及び建築計画

を勘案して定めることができる。

(特別宅地の措置)

第9条の1. 法第90条処分地

土地所有者（従前の宅地について使用収益権が存する場合には使用収益権を含む）の申し出または同意により法第90条の規定により換地を定めないことができる宅地は、同法の規定により換地を定めない。

第9条の2. 法第95条該当地

法第95条第1項第1号から第5号及び第7号に掲げる宅地で、換地を定める場合にその位置、地積について特別な考慮をする必要がある宅地については、第7条及び第8条の規定にかかわらず、その宅地の公共性、機能、平均減歩率、宅地利用増進率、及び一般宅地との関連を勘案して同法同条同項の規定により換地の位置及び地積を定める。

法第95条第1項第6号に該当する宅地として同条第6項の規定により換地について、特別な取り扱いを行なう宅地は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)道路法に規定する道路の用に供している宅地
- (2)現に公共の用に供されているもので次に掲げるもの。
 - (イ) 土地登記簿の地目欄に公共施設を表示した地目が記載されているもの。
 - (ロ) 地方公共団体において道路の施設を施したものの。
 - (ハ) 建築基準法第42条第1項第5号に掲げる道路の指定を受けているもの。
- (ニ) 施行者が公衆の通行の用に供しているとみなすもの。

第9条の3 小宅地

事業計画決定の日現在における一所有権者の地

積の合計が100㎡未満の宅地については、次の号により減歩の軽減を計るものとする。

- (1)33㎡以下の宅地については、減歩をしない。
- (2)33㎡～100㎡の宅地については、別に定める計算式により減歩の緩和を行なう。
- (3)100㎡以上の宅地については、通常の減歩を課す。（注：(1)・(2)の場合面積減歩は軽減するが、減歩相当分は金銭精算方式をとる。）

第10条 (換地の組合せ)

換地は、整理前の宅地一筆に対し、一個の換地を定めることを原則とする。ただし必要がある場合には、整理前の宅地数筆に対し一個の換地を又は、整理前の宅地一筆に対し数個の換地を定めるものとする。

整理前の宅地の一部について、所有権以外の権利等が存する場合は、整理前の宅地一筆に対し、その権利の目的となっている宅地の部分とその他の部分に区分して換地を定めることができるものとする。

第11条 (換地の変動による処理)

換地設計の基準時点以後において従前の宅地について権利の変動が生じた場合は、その宅地の換地の範囲内で換地を分割するものとする。

第12条 (減価補償金による買収地)

法第109条に基づく減価補償金により施行者が買収した宅地については、施行前の公共用地として取り扱うものとする。

第13条 (その他)

その他本基準により難しいものについては、施行者が別に定める。

(4) 酒田都市計画火災復興土地区画整理事業経過

年月日 曜日	作 業 経 過
51. 10. 29金	17時50分 火災発生、19時58分 酒田市災害対策本部設置。 第1非常配備体制に入る。
10. 30土	建設省都市局区画整理課 金子専門官外3名来酒（区画整理課大屋建築係長、都市計画課鳥井係長、街路課都原係長）
10. 31日	国、県、市でただちに復興計画の協議に入る。（北海道森町、鳥取の火災復興実例を参考） 土地区画整理事業により復興をはかることを市の方針とすることを決定。 建築基準法84条の指定について確認。仮設住宅、仮設店舗、政府調査団への陳情について協議。
11. 1月	政府調査団現地視察。
2火	国、県、市三者による原案をまとめる（深夜）。被災地区の字限図作成。
3水	市建設常任委員会、市都市計画審議委員、商工会議所の三者による合同協議会に復興計画の手法について説明。住民説明会開始。
5金	都市計画変更の作業に入る。権利調査について協力依頼（山形地方法務局酒田支局） 建設省金子専門官帰京。災害速報告示板発行開始。
6土	市議会全員協議会（災害復興計画等について全員一致で了承）。 県庁土木部計画課より2名応援のため来酒。 用買面積、積算の再計算。事業工程表の作成。
7日	活動班第1回班長会議。市固定資産評価委員会開催。 山形市建設部より2名（長岡技監、高梨技師）1週間の予定で応援のため来酒。
8月	仮設店舗用地の選定。用地買収について打合せ。住民説明会準備。
9火	復興対策説明会開始、当局、市長外各部長、関係課長外（於産業会館大ホール）。
10水	区画整理事業についての相談所開設 今後の進め方、基本的な考え方、対応のし方等について協議。
11木	建設省住宅局市街地建築課 浦上専門官外1名来酒。 市街地再開発事業導入等について調査打合せ。航測による現況図作成依頼。
12金	施行区域の立合確定測量に入る。建物調査に入る。区域界の境界立合い。 地下埋設物について各事業所と打合せ。補償費算定についての準備と打合せ。 用買面積の再計算。建設省住宅局に仮設店舗の現況報告。 都市計画街路、特殊街路、区画街路、排水管の積算開始。 山形県区画整理協会と台帳面積の件で協議。
13土	補償費算定事務。街区ごとの公共用地の立合開始。合同会議（15日）の資料準備。工事費の積算。事業工程表の作成。
14日	補償費算定事務。
15月	地下埋設物打合せ。火災復興都市計画説明（酒田税務署へ）。
16火	事業計画原案作成。災害派遣自衛隊引場。
17水	事業計画原案作成。
18木	臨時市議会（災害予算等審議）。地下埋設物の移転について検討。区画整理係長夜行で上京。
19金	建設省都市局中野参事官来酒、庄内県勢懇話会で「防災都市へ再生する道」講演。事業計画原案について建設省と打合せ。
20土	事業計画原案作成（建物用途別現況図、市街化予想図）。

年月日 曜日	作 業 経 過
51. 11. 21日	土地提供者のリスト作成。
22月	合同協議会の資料作成。意見書（5件）の整理。意見書審査委員会。
23火	都市計画決定に伴う意見書について協議、於県庁、（都市計画課長出席）。 建設省との事前協議（11/25予定）の資料作成。
24水	県議会開催（県が事業主体の方向を示す）。
25木	事業計画について建設省と協議（国、県、市の合同協議）。
26金	市振興審議会開催。地区労と復興計画について話し合い。計画変更による事業計画変更作業。記者会見（復興計画について）。本省で協議の結果、資金計画の一部修正をし事前協議完了。
27土	建設省11課の合同会議。 関係各課に火災復興土地地区画整理事業概要の説明をし関係各課の工事及び予算確保について要望。
29月	建設常任委員会（火災復興土地地区画整理事業の概要及び現況報告）。
30火	大火対策特別委員会（事業概要及び現況報告）。 区域内土地提供者への代替地の抽選会。
12. 1 水	山形県酒田火災復興建設事務所開設。市都市計画課に復興建設係新設。
2 木	復興建設事務所と都市計画課で事務引継。 土地地区画整理相談及び事業計画の縦覧場所を都市計画課分室に移す。
3 金	復興建設事務所との事務引継。
4 土	復興建設事務所との事務引継。
5 日	施行規定について検討（於復興建設事務所）。
6 月	共同店舗について、県・市の商工部会の打合せ。
7 火	大火対策特別委員会。
9 木	施行規定について検討、於復興建設事務所（市、都計課長、同補佐、伊藤（吉）主査）。
10金	中小近代化資金事業団と、県、市の打合せ。県、市、コンサルタントと換地基準について調整会議。事業計画の縦覧本日で終了（酒田市での縦覧者数79名）。
11土	大火対策特別委員会。無料法律相談所開設。
12日	区域内自治会長との話し合い。
13月	上水道計画について打合せ。用途地域、防火、準防火地域の変更（決定）打合せ。
14火	市議会本会議（一般質問）。
15水	無料法律相談所開設。
16木	大火対策特別委員会。都市計画審議委による協議会（用途地域の変更、防火地域の指定と、準防火地域の変更、その他について協議）。
17金	建設常任委員会。
18土	酒田大火災害復興自治会協議会の誕生（会長 佐藤吉雄）。建設常任委員会。
20月	建設省区画整理課一杉補佐現地調査に来酒。予算特別委員会。
21火	秋田県能代市へ火災復興について視察。 中町、鍛冶町、大工町の商店街関係者と市長の話し合い。
22水	酒田大火災害復興自治会一行秋田県能代市視察。
23木	酒田大火災害復興自治会協議会幹部と協議。換地原案について協議。
24金	都市計画の一部変更についての準備。
25土	被災地域内の用地買収を本日正午で打切る（市土地開発公社）。 大火対策特別委員会正副委員長との協議。
26日	事業計画に対する意見書について協議。

年月日 曜日	作 業 経 過
51. 12. 27月	意見書に対する協議会（各種団体の代表）。
28火	大火罹災地区都市施設の管理者との協議会。
52. 1. 5水	事業計画変更について協議。
6木	地下埋設物協議会。
7金	事業計画変更について建設省協議。建設常任委員協議会。
	酒田大火災害復興自治会協議会と要望書について話し合い。
10月	大火対策特別委員会（事業計画変更案について）。
11火	事業計画変更案についての説明会（対象、火災復興に関する各種団体代表18名）。
13木	部課長会議（事業計画の変更案と作業日程等について説明）。
17月	被災地に郷土資料館建設について協議。
18火	大火対策特別委員会（事業計画変更、事業予定、消防施設計画建築物に対する利子補給について）。
22土	評価基準について、県、市、コンサルタントの打合せ（22日～23日）。
	選挙人名簿の縦覧（1/22～1/28）確定人員土地所有者1,001名、借地権者5名計1,006名。
25火	火災復興区域消防水利設置計画について打合せ。
31月	公益施設の配置、評価、仮換地の草案等について復興建設事務所と打合せ。
2. 2水	上物関係商店街勉強会始まる。
3木	海晏寺坂切り下げについて海晏寺と協議。徳念寺で道路隅切の件について交渉。
5土	土地区画整理審議委員立候補締切り、所有者による者9名（定数7名）借地権による者1名（定数1名）。
7月	土地区画整理審議委員学識経験者2名について酒田市長推せん（伊藤珍太郎氏、小島勝朗氏）。
9水	バス停車帯について庄内交通で来庁。復興商店街づくり研修会始まる。
13日	土地区画整理審議委員選挙、於復興建設事務所、即日開票。
14月	山形県都市計画地方審議会（事業計画変更について）……意見書の提出なし。
15火	建設常任委員会（区画整理審議委員その他について報告）。
	事業計画変更について建設大臣認可（山形県告示第257号）。
17木	第1回土地区画整理審議会開催。
19土	第1回評価員会開催。
21月	第2回土地区画整理審議会開催。建設常任委員会で大館市視察。
23水	整地工事着工（修ばつ式）。
25金	仮換地原案について打合せ（助言者として山形市職員2名を招聘）。
26土	大火対策特別委員会。
28月	第3回土地区画整理審議会……仮換地審議（1回目）。
3. 1火	同 上 ……仮換地審議（2回目）。
2水	市土地開発公社理事会（公社買収予定地の処分について）。
3木	第3回土地区画整理審議会（2月28日の延長）……仮換地審議（3回目）。
4金	仮換地原案の供覧始る（3/4～3/7）於復興建設事務所。
10木	第4回土地区画整理審議会（供覧に対する280件の意見書の取扱いについて審議）。
	市議会に於いて意見書に対する緊急質問。
11金	大火対策特別委員会（意見書に対する対処のしかたについて）。
12土	意見書の取扱い及び市有地（調整地）の取扱いで県、市打合せ。
15火	酒田大火罹災地権者組合（会長斎藤太郎）の意見書に対して口頭回答。
52. 3. 16水	仮換地修正案についての説明会始る。
	大火対策特別委員会（換地基準と今後の処理について）。

年月日 曜日	作 業 経 過
3. 17木	仮換地について8つのブロックを修正。 朝の広場（NHK）で換地について不満の表情等放映。
25金	第5回土地区画整理審議会（修正案について審議）。
28月	地下供給施設について合同打合せ。
31木	換地、ショッピングモールの件で建設省に於いて打合せ（建設省、県、復興建設事務所、市）
52. 4. 3日	酒田大火罹災地区住宅建設説明会 13:30 於 酒田産業会館 参集者230名。
13水	大火対策特別委員会（仮換地と建築物の着工時期のみとおし。その他）。
19火	第6回土地区画整理審議会（仮換地の指定について審議）。
26火	国、県、市による合同協議。 (1)仮換地指定についての諸問題 (2)工事の進め方 (3)補償基準について
28木	評価委員会。
5. 7土	第7回土地区画整理審議会。
9月	仮換地予定地のお知らせ会（25ブロックを対象）5/9～5/13。
10火	酒田市都市計画審議会（高度利用地区及び市街地再開発促進区域の決定について）。
27金	仮換地予定地のお知らせ（13ブロックを対象）5/27～5/28。
30月	中町モールに面する商店街と協議会（モールの基本計画と建築物について）。
6. 9木	第8回土地区画整理審議会（仮換地の指定について原案を全員一致で了承）。 ○歩行者専用道路並びに公園整備計画協議会。



住宅街の惨状

(5) 酒田大火の歴史

- 明暦2年(1656)
突抜から出火 704 戸焼失
- 宝永4年(1707)
肴町から出火 220 余戸焼失・同年獵師町から出火 718 戸焼失
- 正徳元年(1711)
荒瀬町から出火 100 軒余焼失
- 享保3年(1718)
片町から出火 277 戸・同年鷹町で41戸・近江町で70戸焼失
- 享保11年(1726)
十王堂町から出火し20余戸・翌月片町から出火 2,000 余戸焼失
- 享保12年(1727)
上の山から出火 700 戸・4カ月後海晏寺から出火 200 戸焼失
- 享保14年(1729)
放火のため獵師町から出火 700 戸焼失、火付女処刑される
- 享保19年(1734)
下袋小路から出火 133 戸焼失
- 宝暦元年(1751)
荒瀬町から出火、延焼 2,400戸・焼死者 80名、豊後火事という
- 宝暦4年(1754)
出町から出火 204 戸・半年後観音小路から出火 410 戸焼失
- 宝暦8年(1758)
伝馬町から出火 1,479 戸焼失
- 宝暦12年(1762)
上の山から出火 400 戸焼失
- 明和4年(1767)
山王堂町から出火 280 戸焼失
- 明和6年(1769)
檜物町から出火 388 戸焼失
- 明和8年(1771)
給人町から出火 256 戸焼失
- 安永2年(1773)
大信寺から出火 220 戸焼失
- 天明3年(1783)
下袋小路から出火 225 戸焼失
- 天明6年(1786)
淡路小路から出火 126 戸焼失
- 天明8年(1788)
本町一丁目から出火 186 戸焼失
- 寛政5年(1793)
伝馬町から出火 113 戸焼失
- 寛政10年(1798)
2月・六軒小路から出火 640 戸、3月・本町から出火 180 戸、4月・新米屋町から出火 597 戸焼失
- 文化元年(1804)
2度の大火で 677 戸焼失
- 文化3年(1806)
中袋小路から出火 360 戸焼失
- 文化10年(1813)
4月・大火で 363 戸焼失
- 文政5年(1822)
2度の大火で 2,144 戸焼失
- 文政11年(1828)
今町から出火 183 戸焼失
- 天保5年(1834)
下台町から出火 180 戸焼失
- 弘化2年(1845)
淡路小路から出火 1,000 余戸焼失・3カ月後山王堂町から出火 204 戸焼失
- 明治6年(1873)
台町から出火 123 戸焼失
- 明治27年(1894)
莊内大地震・余焼 1,747 戸
(酒田市年表より、明暦2年以降 100 戸以上焼失の火災を抜粋。ゴシック体 1,000 戸以上焼失のもの)



明暦2年(1656) 放火流行す
突抜(内町)より日和山迄焼く(704戸)

文政5年2月(1822) 染屋小路より出火
本町から新片町まで全焼
12月再度出火で2,144戸焼失 ↓



文政の酒田町絵図

(6) 酒田大火災害復興建設事業5カ年全体計画

A〔事業費〕

(昭和52年4月12日現在)

区分	年度	昭和51	52	53	54	55	合計	事業内容
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
土地区画整理事業		902,250	1,530,000	1,762,750	1,139,000	269,000	5,603,000	幹線道路、区画街路、地下道、舗装、特殊街路、附帯工事等の築造、建物補償、減価補償等
公営住宅建設事業		244,180	690,750				934,930	中耐4階建51年2棟48戸(144戸)52年5棟96戸
市街地再開発事業		23,750	320,000	600,000	280,000		1,223,750	建築物の高度利用と不燃建築の整備、予定面積90,000㎡
消防施設整備事業		—	20,100	13,500	6,450	15,400	55,450	貯水槽17箇所(40 ^l ~100 ^l) 消火栓38基
公共下水道事業	管渠布設事業	—	489,000	211,000			700,000	管渠φ600~2,300L=3,070m 遊集管φ600~1,200L=865m 区画整理区域外附帯工事 →市単事業
	浜田ポンプ場事業	—	354,300	380,000			734,300	躯体工事(流入水量増に伴う施設) 1.97~4.72m ³ /sec ポンプ場建築物解体(市単)
	汚水樹整備事業	—	48,000	16,000	21,000	5,000	90,000	宅地からの汚水を集水管渠に接続する施設
	小計	—	891,300	607,000	21,000	5,000	1,524,300	
上水道事業			46,000	56,300	62,700		165,000	火災地域内 配水管 延長約12,700m
計		1,170,180	3,498,150	3,039,550	1,509,150	289,400	9,506,430	
その他	住宅建設対策費		6,000	6,000	6,000	6,000	24,000	防火地域内における住宅建設の利子補給
	中小企業金融対策費		42,769	48,958	39,783	4,889	136,399	設備資金、運転資金、仮設店舗等の利子補給
	市債償還推定額		9,300	69,000	115,700	137,000	331,000	
	小計		58,069	123,958	161,483	147,889	491,399	
総計		1,170,180	3,556,219	3,163,508	1,670,633	437,289	9,997,829	

- 注) 1. この計画書は、酒田市振興計画の資料によるものである。
 2. 土地区画整理事業費については、現在実施計画の細部について調整中であるが、総額で58~60億が予定されている。
 3. 防火地域外における住宅建設に対する利子補給については検討中である。
 4. 53年度以降、被災地の公園整備事業(7,320㎡)費約8~9千万が予定される。

B〔財源内訳〕

年度内訳		特 定 財 源				一 般 財 源	計
		国庫補助金	県補助金 負担金	起 債	そ の 他		
昭 和 51 年 度		千円 930,571	千円 97,050	千円 109,300	千円 14,200	千円 19,059	千円 1,170,180
昭 和 52 年 度		2,303,969	245,000	739,600	18,500	249,150	3,556,219
昭 和 53 年 度		2,077,025	338,275	397,200		351,008	3,163,508
昭 和 54 年 度		1,065,396	195,900	164,900		244,437	1,670,633
昭 和 55 年 度		203,943	36,100	28,900		168,346	437,289
合 計		6,580,904	912,325	1,439,900	32,700	1,032,000	9,997,829
事 業 別 財 源 内 訳	区画整理事業	4,455,920	605,500	387,900	6,000	147,680	5,603,000
	公営住宅事業	585,933		322,100	20,100	6,797	934,930
	市街地再開発事業	600,000	300,000			300,000	1,200,000
	市街地再開発 基本計画作製費	9,100	6,825			7,825	23,750
	消防施設事業	11,119		25,500	6,600	12,231	55,450
	下水道事業	835,200		539,400		149,700	1,524,300
	上水道事業			165,000			165,000
	住宅建設対策費					24,000	24,000
	中小企業金融対策費	83,632				52,767	136,399
	市債償還推定額					331,000	331,000
	計	6,580,904	912,325	1,439,900	32,700	1,032,000	9,997,829



▲公共下水道本管工事（天正寺通り）

◀新設道路の給排水工事（新井田町）

【10】あ と が き

すさまじかった悪夢の夜が白々と明け染めた頃私共はこれから始まる「長く、そして苦しい復興のたたかい」を覚悟しなければならなかった。それは通常の常識と、ありきたりの行政対応では処理し切れない程大きく、そして困難な市民ぐるみの大事業であると思ったからでもある。多くの担当職員はこの大事業の可能性を追求するいとまもなく、未経験の次から次へと湧き出る難題の処理に何らの準備もなしに放り出されたのである。そこにあるのは唯一つ、この大火復興を乗り切って禍を福に転ずるため、最先頭に立つのだという強い悲壮な決意のみであった。

凄惨な焼跡に立った時、職員は既に涙を拭い去っていた。矢継ぎ早の災害速報と、都市計画の作業から復興のスタートは切られ、確固たる市の姿勢と共に、市民の人心動揺を防ぐ第一の緊急業務に引き続き、救援、整理、復興方針等の施策が次から次へと実施され、未曾有の悲惨事は全市民の応援はもとより全国民の深いご同情に支えられて「激変の時期、を終ろうとしている。

あれから半年余り、世間の関心も同情も次第に薄れかけ、何時までも火事、火事ではあるまいという声が聞えてきた。果たしてそうであろうか。最近仕事の関係で上京の折、大火直後、復興計画に駆けつけて下さった建設省都市局、住宅局の方々とお会いしたが、これ等の方は今尚私共が戸惑う程の意欲で、熱く酒田の復興について討議し、さまざまな提案を示してくれるのである。私達はこれ等の熱心なそして、創造性に富む人々のご援

助を受けて復興作業にスクラムを組めたことに対して深く感謝している。

あの激しい復興の日々の中で丹念にメモをとりながら、この「復興のあゆみ」の第1報を活字にして、後世に残す準備を着々と進めた担当都市計画課員の労を多とするものであるが、復興は「激変の時期、から「建設の時期、に突入し、更に困難な作業が待っていることを忘れてはならない。

この報告書を読みながら、あの悲惨を極めた6カ月以上の歩みを想起する時、胸をしめつけられるような苦しみかよみがえってくる感じであるがこの苦しみを乗り越えて「建設の時期、に全力を挙げることにより明るい「建設の唄、が生まれることであろう。

「明日もやろうよ……市民と共に……」

〔大沼〕

昨年12月1日、酒田火災復興建設事務所の誕生と共に、私が所長として赴任したわけですが、その頃基本的な復興計画は市の方ではほぼ完了されていた。しかし、山積する問題の処理に追われ放しで、あっという間に新しい年を迎えて用地買収の大きな山を乗り越えた頃、事業計画に対する住民の反対意見が日増しに高まっていた。県と市の混成チームで結成された復興事務所では、酒田市と密接な連携をとりながら、当画する問題の解決に全力を挙げたわけですが、換地設計一つ取りあげても、それに関連するいくつかの難問題に突き当たり、常に一進一退を繰り返す羽目となり、先を急ぐための長い苦悩が続いた。

今仮換地の一部指定を実施するに当り、この難事業が、ここまで到達できた原動力は何であったろうかと考えると、酒田市当局の全面的な協力は勿論であるが、市議会の援助、多くの被災者の深い理解と努力、そして市民全体が示してくれた新しい町づくりに対する大きな意欲であったと思う時、事業の施行者として、これ等多くの人々に心から感謝を申し上げたい。

仮換地の指定と共に、被災者にとってはこれから大変な事業が開始されることになる。自分の判断で家屋を新築したり、自分の決断によって新しい土地に商売の道を切り開かなければならないからでもある。既に発表され、PRされている再開発のイメージプランを参考にしながら、是非共防災都市づくりにふさわしい建築が促進されるよう、私共も市民と協力しながら、残された事業に全力を傾けるつもりである。

復興事務所としても、このような記録を残すべく準備中の折、いち早く市の建設部で、あの大火の日から今日までの活動が一目でわかるような詳細な記録を編集されたことに敬意を払うと共に、全国から注目されているこの区画整理事業を是非予定どおり成功させたいものである。

〔田中〕

大火直後の応急対策に頭を痛めている頃、復興計画に当って最も必要なものが、他都市の災害記録であった。能代市に当時残された記録は少なく北海道の森町、鳥取市の大火記録が、山形県の厚意により借用できた時、むさぼるように読んで尊い教訓のいくつかを学ぶことができた。

新潟地震の体験によって、生きた記録の必要性を痛感した私共は、更に大火災害の記録が、如何

に大切であるかを身を以って体験させられたわけである。復興計画に昼夜の別なく奔走し、寸暇を惜しむ作業の最中に、何としてもこの大火の記録だけは残さねばならないと決意したのも、現実の大災害に直面しての必要性からでもあった。

荒れ狂ったような仕事の中でメモをとり、課員の協力によって一週間位でそれをまとめた記録の積み重ねが本書のすべてでもある。従って大火の応急対策、又その後の復興作業についても、建設部の私共が知り得なかった多くの活動や問題点があったのであるが、この記録は都市計画の担当分野を主体とした極めて小範囲のものになったことは事実である。総合的な復興記録は、やがて「大火復興史」として発刊される予定である。

被災直後、役所の中で復興計画に取り組んだ私共には、正直のところ痛々しい焼跡の惨状をみる時間さえも与えられなかった。人影まばらな夜半の帰宅時に、灯の消えたあの繁華街のどす黒い異様な光景を、冷たい月の明りに助けられて眺め、やるせない気持ちで胸が痛む日が続いた。そのため被災写真や避難場所の資料収集には、全くお手あげであったが、幸いにも数多い方々のご厚意により、何とか編集することができたことに心から感謝している。

大火の記録に関しては、防災研究所をはじめ、各団体からも貴重な調査結果が寄せられている。しかしながらその内容が極めて専門的なものもあり、紙面の都合もあったので、その一部を掲載させて頂くことにした。残っている資料は大切に保存し、別の面で活用させて頂きたいと思う。

突然起った大火災害は、「作戦のない戦争」だと私は思った。応急対策については、すべて職員

の担当分野も位置づけられているが、復興作戦計画を以前に準備することは至難である。今回の場合も考えれば考える程不安に満ちた難問題が山積していた。作戦のない戦争は、すばやく作戦を立てながら、みんなが力を合わせて戦争に突入しなければ、敗北、となるのは必至である。

私共もどちらかと言えば、敗北を恐れて夢中に走った感がある。部長と課員が、綿密に計画された作戦に従って活動するゆとりはなかったが、とにかく、早期復興、の目標に向かって走った。2か月間走って互にふり返ってみると、走る方向だけはあまり違っていなかったことが、せめてもの救いでもあった。その救いも被災者をはじめ、多くの関係者の理解に助けられたものである。

荒廃した23haの焼跡がきれいに整地され、今新

しい家が建つが復興の途は厳しく、前途には少なくとも七つの大きな山がある。それは①都市計画の決定②事業計画の決定③仮換地の決定④建築物等の移転と補償⑤公共施設の整備⑥建築物の再建⑦本換地の消算と登記等であるが、私共が最大の山と考えた第三番目の仮換地が指定されたことは被災者と共に卒直に喜びに堪えない。

残された四つの山。それも遠くに見える山ではない。明日からでも完全装備で登らなければならない山もある。全市民の英知を結集し、是が非でもスクラム組んで登りつめなければ、防災都市づくり、の悲願は達成できない。

「復興のあゆみ」の続編は、この山々を登る苦闘の歴史でもあろう。

〔6月10日記 佐藤〕



酒田大火記録と復興のあゆみ……

編集発行 酒田市建設部
酒田市本町2丁目2-45
TEL (0234) 22-5111(代)

印刷所 株式会社 光印刷

昭和52年6月25日発行

